

# ごみ処理広域化基本計画

平成17年3月

北アルプス広域連合



# 目 次

## -第1部 基本計画と北アルプス広域連合の概要-

第1章 基本計画の趣旨	1
第1節 基本計画の策定趣旨	1
1. 基本計画の背景と趣旨	1
2. 基本計画の位置付け	2
3. 基本計画の策定体制	3
第2節 ごみ処理広域化について	4
1. 上位計画によるごみ処理広域化の必要性	4
2. ごみ処理広域化のメリット・デメリットの整理	5
第3節 基本計画策定にあたっての基本条件	6
1. 基本計画の対象区域	6
2. 基本計画の目標年度	7
3. 対象とする廃棄物	7
第2章 基本計画を取り巻く状況	8
第1節 対象区域の概況	8
1. 対称区域の概況	8
2. 対象区域の人口	9
3. 対象区域の気象	11
4. 合併に関する事項	11
第2節 環境・廃棄物行政の動向	12
1. 国・県における環境・廃棄物行政の動向	12
2. 本連合、対象区域における環境・廃棄物行政の動向	14
第3章 基本計画の概要	15

## -第2部 ごみ処理広域化基本計画-

第1章 廃棄物処理の現状と課題	17
第1節 ごみ処理の現状	17
1. 対象区域のごみ処理の現状	17
第2節 ごみ処理の課題	23

1 .	対象区域のごみ処理の課題	2 3
2 .	ごみ処理広域化に伴うごみ処理の課題	3 1
<b>第 2 章</b>	<b>広域処理システムの考え方</b>	<b>3 2</b>
第 1 節	可燃ごみ処理方式の比較	3 2
第 2 節	生ごみ処理について	3 4
1 .	生ごみの資源化技術について	3 4
2 .	資源化技術の概要について	3 5
3 .	中信地区廃棄物検討委員会での考え方について	3 5
4 .	生ごみ資源化のパターンについて	3 6
5 .	検討経過について	3 7
第 3 節	ごみ処理システムについて	3 8
第 4 節	今後の課題 - 事業方式について	4 0
1 .	公設公営方式	4 0
2 .	公設民営方式	4 0
3 .	P F I 方式	4 0
<b>第 3 章</b>	<b>ごみ処理広域化基本計画</b>	<b>4 3</b>
第 1 節	ごみ処理広域化の基本理念	4 3
第 2 節	ごみ処理広域化の基本方針	4 3
第 3 節	ごみ処理広域化の目標	4 4
1 .	ごみ総排出量の削減目標	4 4
2 .	資源化率の達成目標	4 5
3 .	最終処分量の削減目標	4 5
第 4 節	基本方針に基づいた施策の方向性	4 6
1 .	排出抑制計画	4 7
2 .	資源化計画	4 9
3 .	収集運搬計画	5 0
4 .	中間処理計画	5 1
5 .	最終処分計画	5 1
6 .	施策推進計画	5 2
<b>第 4 章</b>	<b>広域処理開始までのスケジュール</b>	<b>5 3</b>

# 第 1 部

## 基本計画と北アルプス広域連合の概要

# 第1章 基本計画の趣旨

## 第1節 基本計画の策定趣旨

### 1. 基本計画の背景と趣旨

北アルプス広域連合（以下、「本連合」という。）の各市町村（大町市、池田町、松川村、八坂村、美麻村、白馬村、小谷村）では、ごみの焼却施設や最終処分場を整備し、ごみを単独（委託を含む）又は一部事務組合にて処理を行っています。

環境省（旧厚生省）では、平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、同年5月に「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日、衛環第173号）を各都道府県に通知しました。この通知では、「新ガイドライン」に基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類\*の排出削減とともに、ごみの減量化やリサイクルの推進等を図るため、ごみ処理の広域化計画を策定するように指導しています。

これを受けて本連合（旧北アルプス広域行政組合）は、平成10年8月に「大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画」を策定するとともに、長野県は、平成11年3月に「長野県ごみ処理広域化計画」を策定しました。

本連合では、「大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画」を踏まえて、「大北地域ごみ処理広域化計画推進協議会」において広域化処理の検討を含め、将来の循環型社会の構築を前提とした効率的な廃棄物処理の検討を行っています。

平成15年度には「ごみ処理広域化基本構想\*」を策定し、将来の排出抑制、資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分方法等の方向性をまとめました。

このような状況を踏まえ、「ごみ処理広域化基本構想」の内容をより具体化し、ごみ処理の広域化を推進するため、ごみ処理広域化基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定します。

ただし、池田町及び松川村については、穂高広域施設組合にてごみ処理を行っていることから、本連合でのごみ処理広域化の対象区域からは除外されています。

\* ダイオキシン類

燃焼の過程などから発生する塩素を含む毒性の高い有機化合物をいい、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの総称です。

\* ごみ処理広域化基本構想

大町市、八坂村、美麻村、白馬村、小谷村の1市4村が、将来共同でごみ処理を行うために、そのめざす方向を示すための基本となるものです。

## 2. 基本計画の位置付け

基本計画は、長期的・総合的な視点に立ってごみ処理広域化を進めるため、「長野県ごみ処理広域化計画」や「大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画」等に即して策定するものです。

また、構成市町村で策定されている一般廃棄物処理基本計画\*等との諸計画とも連動を図りながら、計画的にごみ処理広域化を推進するための基本となるものです。

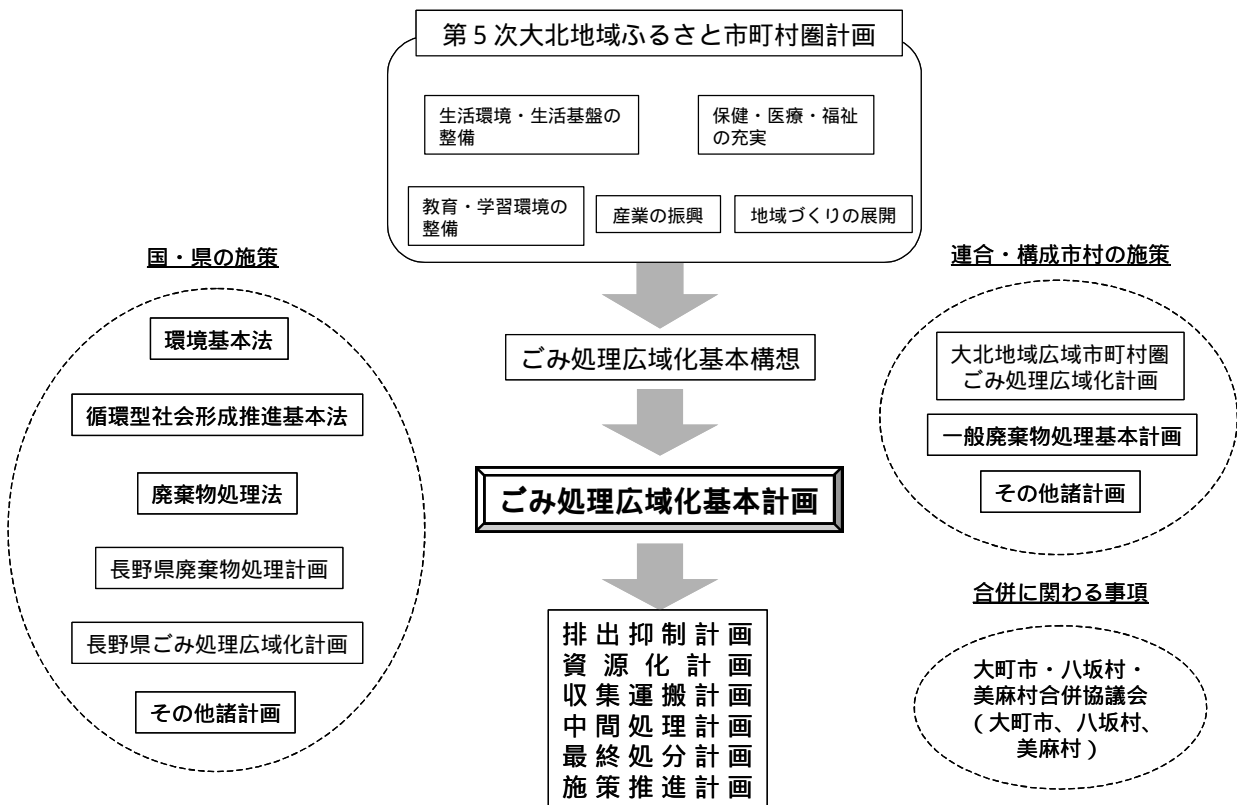


図 1-1-1 基本計画の位置付け

\* 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物処理法では、第6条第1項の規定により市町村は一般廃棄物処理計画を定めることとされています。

### 3. 基本計画の策定体制

基本計画策定は、図1-1-2の体制で実施しました。住民参加型での計画策定を実施するため、学識者、公募委員、事業者代表、住民団体、行政委員から構成する「ごみ処理広域化基本計画検討委員会」設立し、計7回の検討を行いました。また、構成市村のごみ処理担当課長等で構成する「ごみ処理広域化計画推進協議会」との連携を図りながら、住民意識調査、シンポジウムについても実施しました。

さらに、ごみ問題は住民生活にとって密接な問題であり、環境への負荷を低減する処理システムを構築していく上では、地域住民の協力が不可欠です。したがって、本計画ではパブリックコメント\*制度の活用により地域住民の意見を聴取し、本計画の中で十分に反映させていくものとします。

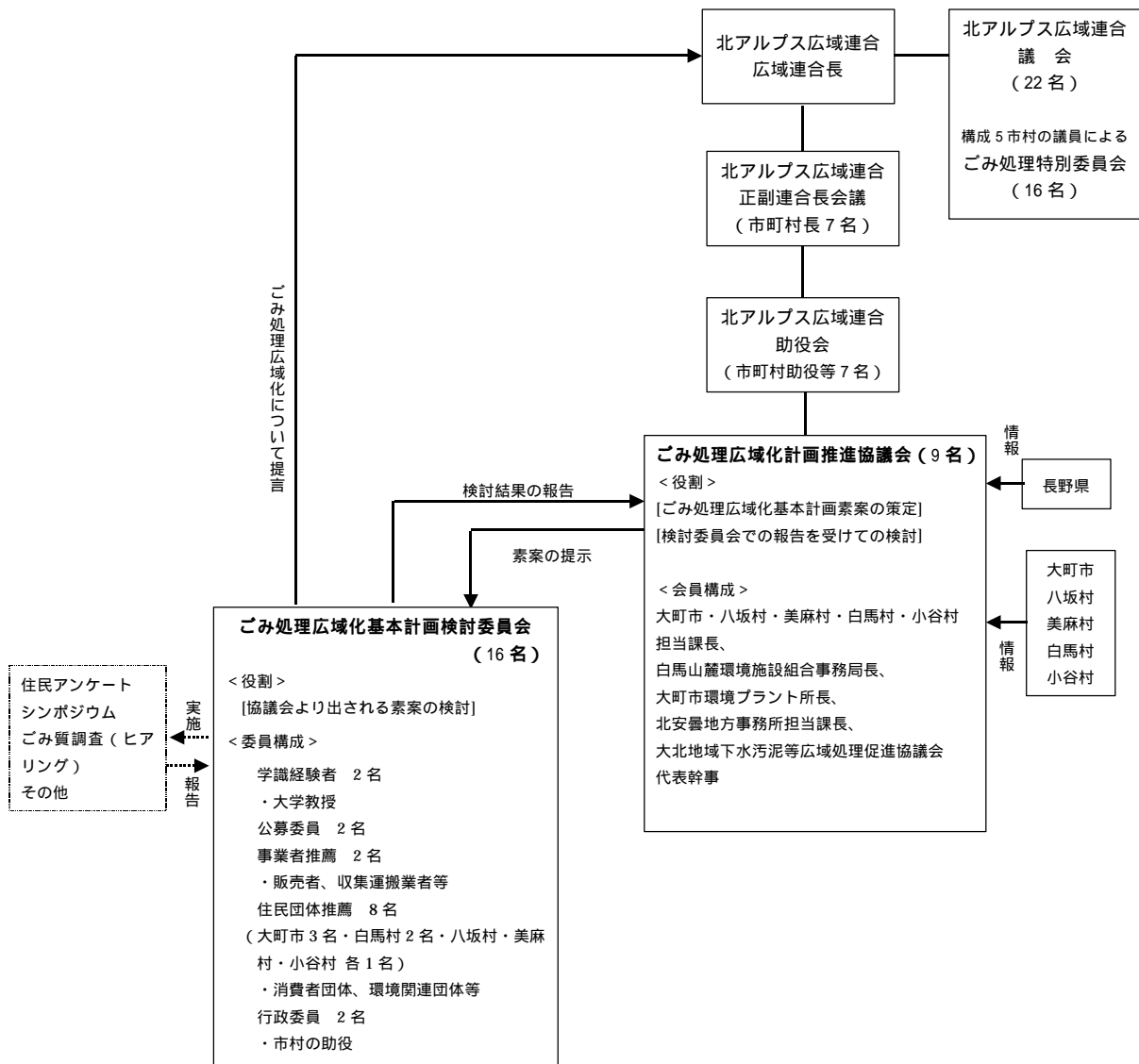


図1-1-2 基本計画の策定体制

\*パブリックコメント

平成16年12月20日～平成17年1月17日までの期間で、行政窓口及びインターネットを利用した閲覧、各戸に意見募集チラシの配布などにより意見を募集しました。

## 第2節 ごみ処理広域化について

### 1. 上位計画によるごみ処理広域化の必要性

ごみ処理の広域化にあたっては、環境省（旧厚生省）から平成9年に都道府県へ出された通知及び、長野県ごみ処理広域化計画において、ごみ処理広域化の必要性として以下に示す内容が挙げられています。

#### ダイオキシン類削減対策

全連続式の燃焼が可能な規模の焼却施設を整備することが望ましく、広域処理によるごみの集約が必要である。

#### 焼却残さの高度処理対策

焼却灰及び飛灰について、熔融固化等の高度処理を推進することが望ましい。

#### マテリアルリサイクル\*の推進

リサイクルルートに乗せるために、一定量以上の収集量の確保が必要である。

#### サーマルリサイクル\*の推進

エネルギー利用の合理化を図るため、発電が可能な100t/日以上が望ましい。

#### 最終処分場の確保対策

広域的な視点から最終処分場を確保することが望ましい。

#### 公共事業費の縮減

ごみ処理施設の集約化、広域的な処理により、公共事業のコスト縮減を図る。

---

\*マテリアルリサイクル

廃棄物を製品の原材料として再利用することで、新聞紙からトイレットペーパーを生産したり、ペットボトルから衣類、文具を生産したりする方法です。

\*サーマルリサイクル

ごみを焼却した時に発生する熱を回収し、その熱を冷暖房や温水等の熱源として有効利用する方法です。マテリアルリサイクルが難しいときなどに行われます。

## 2. ごみ処理広域化のメリット・デメリットの整理

ごみ処理広域化のメリット・デメリットについて、様々な角度から整理した場合、表1-1-1のとおりになります。この結果、ごみ処理の広域化にはデメリットも存在しますが、これらをできるだけ低減化させることにより、ごみ処理広域化はメリットがあると考えられます。

表 1-1-1 ごみ処理広域化のメリット・デメリット

項目	メリット	デメリット
経済面	施設の集約化により、スケールメリットが生じ、施設建設費や維持管理費の削減が期待されます。	収集距離の長距離化に伴い、運搬経費の増加や中継施設等の整備費用が発生する可能性があります。
環境面	建設費が削減できる分を、環境対策や付帯施設に充てることができます。	廃棄物や運搬車両が施設周辺に集中による、施設周辺の環境負荷の増加や、運搬距離の延長による車両からの二酸化炭素発生量が増加する可能性があります。
技術面	ごみ処理の集約化に伴い、ごみ量が確保でき、ごみ質の均一化や安定的な施設の稼働が図れます。	ごみ処理施設が複数に分散する場合、処理・処分上の効率が低下する可能性があります。
資源化面	ごみ処理の集約化に伴い、資源物などの量が確保できるため、流通過程での合理化が図れます。	自治体間において排出区分や収集形態の統一を図る必要があります。

\* 参考：広域化検討報告書 平成 11 年 11 月 廃棄物コンサルタント協会

### 第3節 基本計画策定にあたっての基本条件

#### 1. 基本計画の対象区域

基本計画の対象区域は、図1-1-3に示す大町市、八坂村、美麻村、白馬村、小谷村(以下、「対象区域」という。)の行政区域全域とします。ただし、施策の推進にあたっては、関係法令や適正なごみ処理の観点などから、さらに広域的な対応も視野に入れ、他の地方公共団体や関係機関等との連携・協力を図ることとします。



図1-1-3 計画対象区域

## 2. 基本計画の目標年度

基本計画の期間は、長期的展望に立ってごみ処理広域化を計画的に進める必要があることや、大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画の計画目標年度を勘案し、平成17年度から平成29年度までとします。

なお、ごみの広域処理を平成22年度より開始することを目標とします。

**計画目標年次：平成29年度**  
 （基本計画開始年度：平成17年度）  
 （ごみの広域処理開始年度：平成22年度）

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
内 容	基本 構 想 策 定	基本 計 画 策 定	← 計 画 期 間 →												
			広 域 処 理 開 始	計 画 目 標 年 次											

## 3. 対象とする廃棄物

基本計画では対象区域から発生する一般廃棄物（ごみ）を対象にします。基本構想で対象の可能性を残していた下水汚泥については、検討した結果、対象とする廃棄物からは除外することとしました。

**対象とする廃棄物**

**対象区域から発生する一般廃棄物（ごみ）**  
**（家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物）**

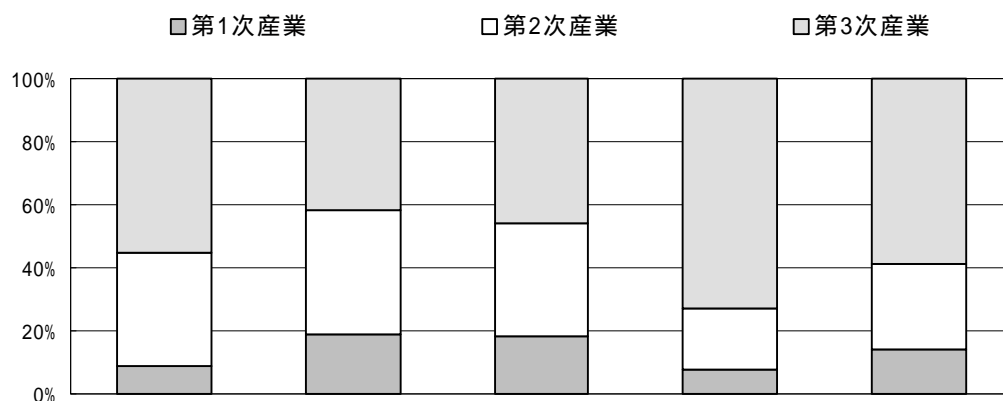
## 第2章 基本計画を取り巻く状況

### 第1節 対象区域の概況

#### 1. 対象区域の概況

対象区域は、長野県北西部、北アルプス山麓の南北約60km、総面積1,015.24km<sup>2</sup>に及ぶ大町北安曇地方に位置します。

産業別構成比においては、第一次産業が7.7~18.7%、第二次産業は19.3~39.3%、第三次産業は42.0~73.0%となっています。第一次産業は、基幹産業の水稻を中心とする農業が主ですが高齢化・後継者不足などから低下傾向をたどっています。第二次産業は、建設業、製造業が中心となっています。一番割合の多い第三次産業は、温泉設備やスキー場を中心とした観光関連産業が主であり、対象区域の中心産業となっています。



市村名	大町市	八坂村	美麻村	白馬村	小谷村	合計・平均
面積	464.84km <sup>2</sup>	33.94km <sup>2</sup>	66.21km <sup>2</sup>	182.34km <sup>2</sup>	267.91km <sup>2</sup>	1,015.24km <sup>2</sup>
人口密度	65人/km <sup>2</sup>	33人/km <sup>2</sup>	18人/km <sup>2</sup>	52人/km <sup>2</sup>	14人/km <sup>2</sup>	46人/km <sup>2</sup>
第1次産業	8.6%	18.7%	18.0%	7.7%	14.1%	-
第2次産業	36.3%	39.3%	36.4%	19.3%	26.8%	-
第3次産業	55.1%	42.0%	45.6%	73.0%	59.1%	-

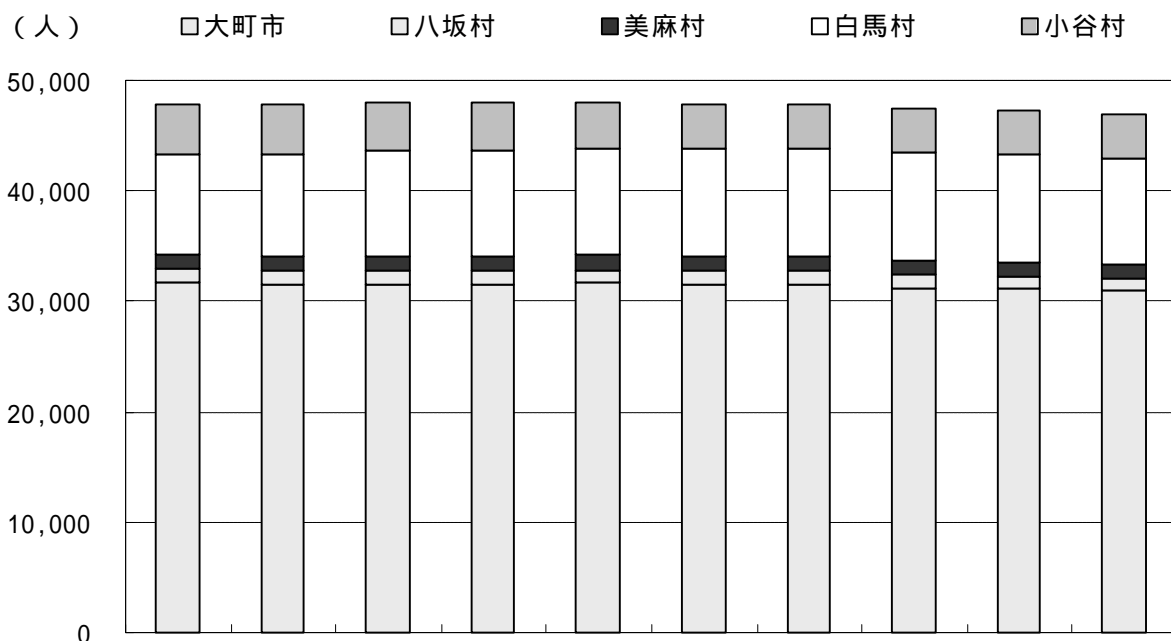
資料：都市データパック2004

図 1-2-1 対象区域の概要

## 2. 対象区域の人口

### (1) 常住人口

対象区域における常住人口は図1-2-2のとおりとなっています。各市村とも、若干の増減はあるものの、全体としてはここ4年間減少傾向を示しており、平成15年度では46,841人となっています。



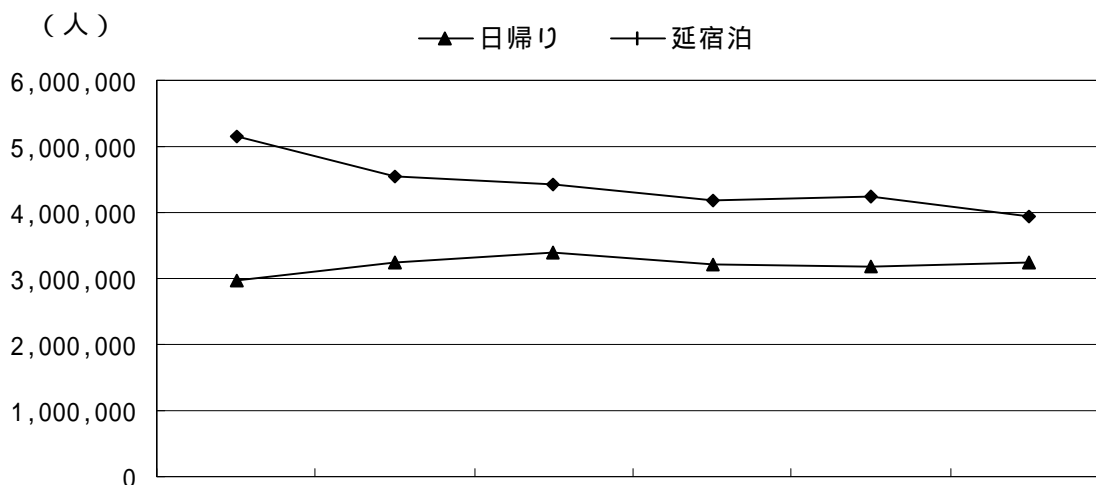
年 度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
大 町 市	31,693	31,515	31,546	31,545	31,635	31,571	31,610	31,243	31,108	30,903
八 坂 村	1,288	1,315	1,291	1,283	1,234	1,225	1,214	1,210	1,215	1,132
美 麻 村	1,281	1,304	1,309	1,280	1,294	1,258	1,268	1,246	1,228	1,228
白 馬 村	9,057	9,231	9,559	9,588	9,646	9,709	9,720	9,723	9,681	9,678
小 谷 村	4,474	4,398	4,383	4,300	4,213	4,135	4,104	4,055	4,001	3,900
合 計	47,793	47,763	48,088	47,996	48,022	47,898	47,916	47,477	47,233	46,841

資料：住民基本台帳（各年度3月末現在 外国人登録者含む）

図1-2-2 対象区域の人口

(2) 観光人口

対象区域における観光人口は図1-2-3のとおりとなっています。大町市、白馬村、小谷村では冬季のスキー客が非常に多くなっているのが特徴です。観光人口はここ数年間横ばい状態でしたが、平成15年は宿泊客が減少しています。



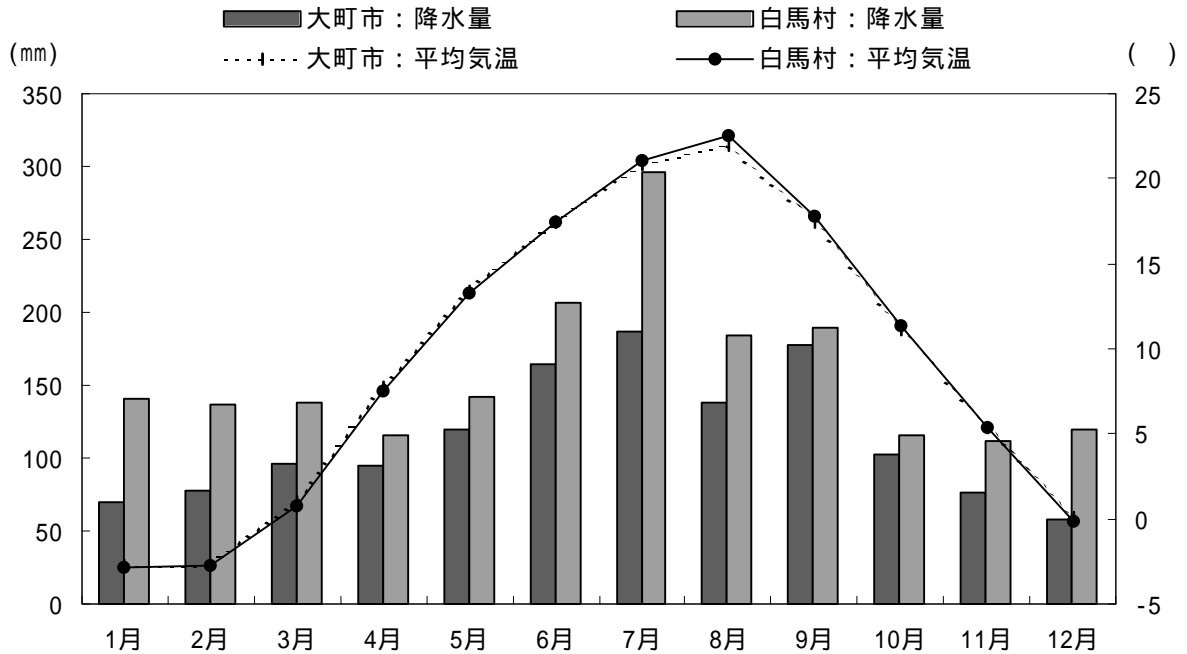
年		H10	H11	H12	H13	H14	H15
全体	日帰り	2,967,400	3,229,000	3,403,800	3,199,800	3,196,300	3,253,300
	延宿泊	5,141,300	4,544,700	4,413,500	4,190,100	4,236,900	3,946,200
大町市	日帰り	2,013,000	2,029,400	2,035,800	1,933,700	1,940,300	2,058,400
	延宿泊	1,210,200	1,069,200	971,200	976,900	995,000	1,009,200
八坂村	日帰り	30,200	43,900	46,100	28,900	32,700	41,900
	延宿泊	7,800	9,600	9,600	6,400	6,600	8,400
美麻村	日帰り	163,400	142,200	126,600	116,600	159,300	137,900
	延宿泊	28,300	20,400	18,100	17,800	18,300	17,300
白馬村	日帰り	321,500	583,300	799,000	751,300	718,100	682,500
	延宿泊	2,914,800	2,413,800	2,422,900	2,284,400	2,362,500	2,089,700
小谷村	日帰り	439,300	430,200	396,300	369,300	345,900	332,600
	延宿泊	980,200	1,031,700	991,700	904,600	854,500	821,600

資料：長野県観光地利用者調査

図1-2-3 観光人口

### 3. 対象区域の気象

対象区域の気候は、位置と地形上、内陸性気候の特徴を表しており、夏は冷涼で爽やかです。一方、冬は寒さが厳しく、特に白馬村、小谷村は全国的にも有数の豪雪地帯です。



月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
大町市：降水量	69.7	78.1	95.4	95.3	119.9	164.6	187.3	137.7	177.7	102.4	76.5	58.5
白馬村：降水量	140.5	137.4	137.7	115.6	141.6	206.9	295.8	184.6	190.1	116.2	112.4	119.2
大町市：平均気温	-2.8	-2.8	1.0	7.8	13.4	17.4	20.8	22.0	17.5	11.1	5.4	0.1
白馬村：平均気温	-2.9	-2.8	0.8	7.5	13.3	17.5	21.0	22.5	17.8	11.3	5.4	-0.1

資料：アメダスデータ 1979年～2000年までの平均（気象庁ホームページより抜粋）

図1-2-4 気象状況（大町市、白馬村）

### 4. 合併に関する事項

現在、大町市、八坂村、美麻村においては「大町市・八坂村・美麻村合併協議会」を設置し、合併に向けた協議を行っています。対象区域内におけるごみ処理システムには異なる部分があるため、合併が行われる場合には、その整合性についても図るものとします。

## 第2節 環境・廃棄物行政の動向

### 1. 国・県における環境・廃棄物行政の動向

国においては、平成12年度を境に「循環型社会形成推進基本法」をはじめとした循環型社会の形成を目指す関連法が整備され、長野県においても「長野県環境基本計画(平成13年度)」、「長野県地球温暖化防止実行計画(平成13年度)」、「長野県廃棄物処理計画(平成14年度)」など、環境や廃棄物に関する計画が策定されています。

表1-2-1 廃棄物・リサイクル行政関連年表 (新ガイドライン策定以降の主な事項)

年 月	事 項
平成9 (1997)年 1月	「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)」策定
6月	「廃棄物処理法」改正
平成10 (1998)年 6月	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」公布
平成11 (1999)年 2月	「ダイオキシン対策関係閣僚会議(第一回)」
3月	「ダイオキシン対策推進基本指針」決定
7月	「ダイオキシン類対策特別措置法」公布
平成12 (2000)年 4月	「容器包装リサイクル法」全面施行
5月	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」公布
5月	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」公布
6月	「循環型社会形成推進基本法」公布
6月	「再生資源利用促進法」改正
6月	「廃棄物処理法」改正
6月	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」公布
平成13 (2001)年 1月	「循環型社会形成推進基本法」完全施行
4月	「廃棄物処理法」完全施行
4月	「資源有効利用促進法」施行
4月	「家電リサイクル法」完全施行
4月	「グリーン購入法」完全施行
5月	「食品リサイクル法」完全施行
6月	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(PCB特別措置法)」公布
7月	「PCB特別措置法」施行
平成14 (2002)年 1月	「廃棄物処理法施行令」改正(し尿等の海洋投入の禁止)
5月	「建設リサイクル法」完全施行
7月	「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」公布
12月	「バイオマス・ニッポン総合戦略」閣議決定
平成15 (2003)年 3月	「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定・国会報告
6月	「廃棄物処理法改正案」成立
6月	「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」公布
10月	「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
12月	「廃棄物処理法」完全施行

資料：循環型社会白書 平成16年度版

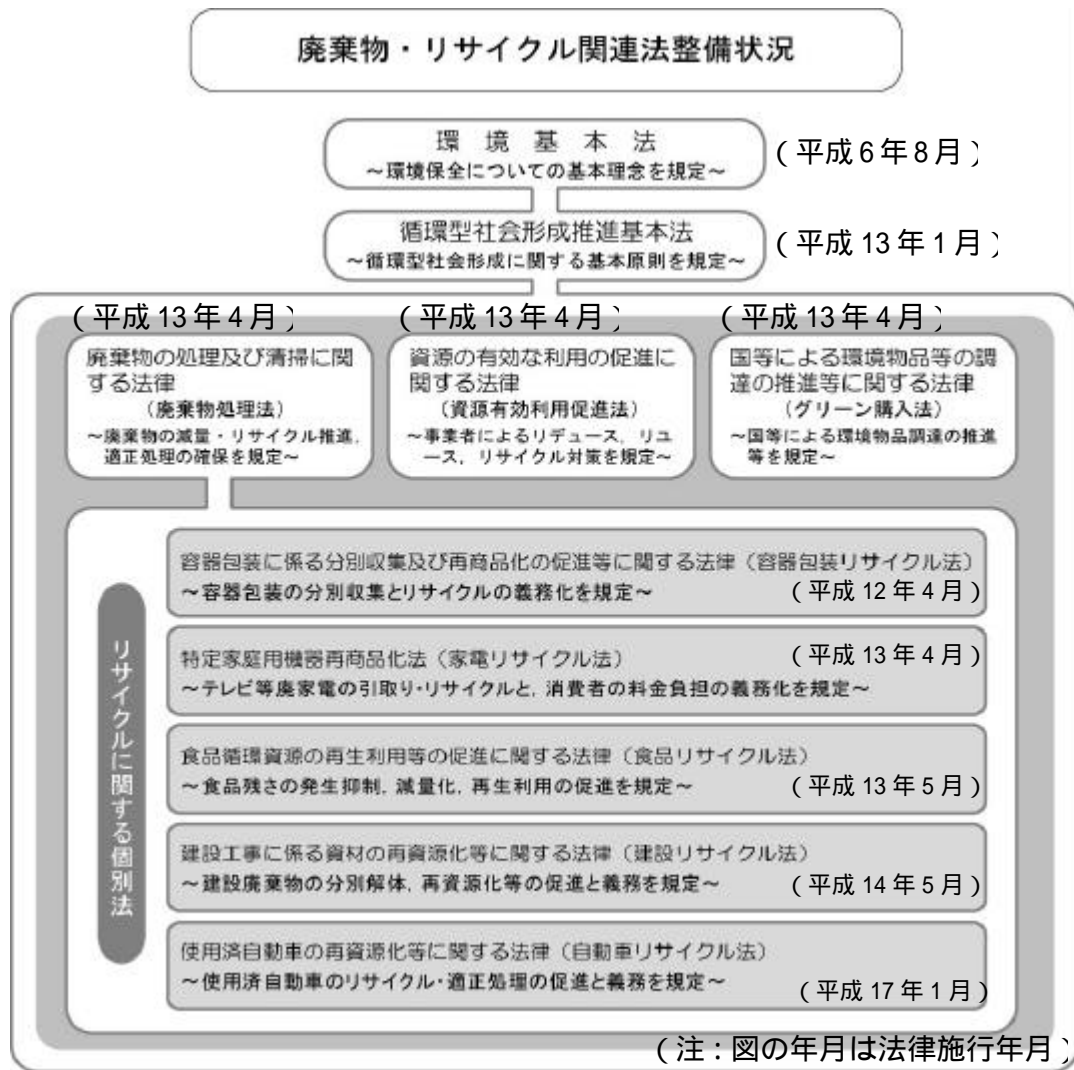


図 1-2-5 廃棄物・リサイクル関連法整備状況

また、長野県では「長野県ごみ処理広域化計画」を策定しており、そこでは、大北地域におけるごみ処理広域化については表 1-2-2 のとおりとされています。

表 1-2-2 広域ブロック別施設整備計画（大北地域）

現行処理体制（平成10年度）				過渡期処理体制	広域処理体制	
市町村名	処理方式 (焼却)	施設規模	使用開始年	対応方法	処理方式	処理能力
大町市	准連続式	46t/日	昭和63年4月	平成13年度までにダイオキシン類対策を実施し、継続使用	平成22年度 焼却施設 灰溶融施設	60t/日 6t/日
八坂村	犀峡衛生施設組合（長野南部地域）で処理					
美麻村	白馬山麓環境施設組合 (白馬山麓清掃センター)					
白馬村	准連続式	30t/日	昭和60年4月			
小谷村						

\*平成16年現在、八坂村は長野市にて処理を行っています。

資料：長野県ごみ処理広域化計画

\*大町市の焼却施設は現在、24時間運転を行っています（69t/日）。

## 2. 本連合、対象区域における環境・廃棄物行政の動向

本連合では、「第5次大北地域ふるさと市町村圏計画（基本構想：平成14年度～平成23年度、基本計画：平成14年度～平成18年度）」を策定しています。この中で、廃棄物に関する項目として、以下の項目が挙げられています。

県ごみ処理広域化計画に基づき、ダイオキシン類削減と循環型社会形成を推進します。分別収集の徹底とリサイクル運動を推進します。

家庭用生ごみ処理機の購入費補助などの支援制度の充実を図ります。

不法投棄防止のため巡回パトロールを強化します。

広報などによる住民の意識啓発を推進するとともに、ボランティア団体などの育成に努めます。

一般廃棄物の広域処理を推進し、処理・処分方法の検討と処理施設などの整備を図ります。

循環型社会形成に向けて、拡大生産者責任\*としての役割と責任を果たすよう、国・県を通じて要請します。

産業廃棄物排出責任に基づき適正な処理を要請します。

また、平成10年8月に「大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画」を策定しており、ここではごみ処理広域化について表1-2-3のとおり定義されています。

表1-2-3 広域圏における施設整備計画

施設種類	エリア名	処理能力	建設予定年度
ごみ焼却施設	大北	60 t / 日	平成21年度
焼却灰溶融 固化施設	大北	6 t / 日	平成21年度
リサイクル プラザ	大北	今後検討	平成21年度
最終処分場	大北	今後検討	平成21年度

さらに、対象区域の各市村あるいは一部事務組合においては、「環境基本計画」や「一般廃棄物処理基本計画」、「分別収集計画」、「ごみ処理実施計画」などの諸計画を策定し、その円滑な実施に向けて取り組みを進めています。

\* 拡大生産者責任

生産者は、製品の設計・製造段階から製品の使用、廃棄後の回収、リサイクル、処分にいたる製品の全ライフサイクルについて、その製品の環境に与える影響の責任を負うという考え方で、平成13年1月に完全施行定された循環型社会形成推進基本法でもその考え方が示されています。

## 第3章 基本計画の概要

基本計画では、基本構想で整理されたごみの排出から資源化・処理処分といったごみ処理の各段階や、ごみ処理行政を取り巻く対象区域の現状及び課題を再整理した上で、ごみ処理の広域化に向けて具体的な施策の検討を行います。

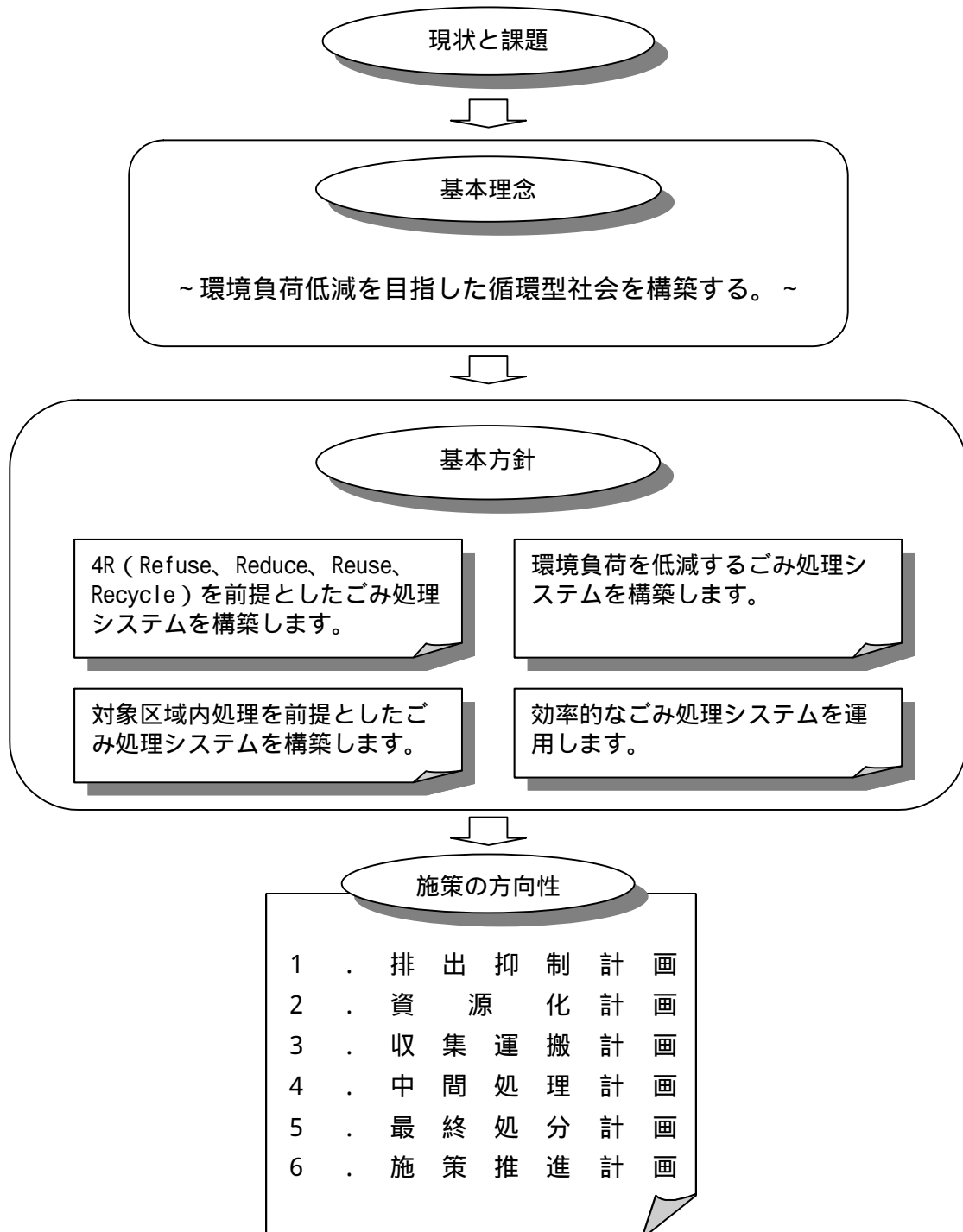


図 1-3-1 基本計画の概要





## 第 2 部

# ごみ処理広域化基本計画

# 第1章 廃棄物処理の現状と課題

## 第1節 ごみ処理の現状

### 1. 対象区域のごみ処理の現状

#### (1) ごみの分類

対象区域におけるごみの分類は表 2-1-1～表 2-1-5 のとおりです。各市村とも、容器包装リサイクル法\*等に対応して分別品目を増加させており、資源化に努めています。

表 2-1-1 ごみの分類（大町市）

ごみの種類	品目例	
可燃ごみ	生ごみ・貝がら、紙くず、木くず、プラスチック製品、皮・ゴム製品、ボロ布、紙おむつ	
不燃ごみ（金属類） （缶類は収集後資源化）	空きカン類、金属類、アルミ製品、指定袋に入る大きさの電化製品	
資源 ごみ	新聞	新聞、チラシ
	雑誌	雑誌
	段ボール	段ボール
	紙製容器包装類 （実施予定）	紙袋類、包装紙類、紙箱類
	紙パック	牛乳パック等（中が白色のもの）
	びん類	無色（透明）、茶色、その他の色
	アルミ缶	アルミ缶
	プラスチック製 容器包装	包装用袋・フィルム、カップ容器、色付トレイ類、ボトル類
	ペットボトル	ペット1のマークのあるもの
	白色トレイ	発泡スチロール製トレイ
	乾電池	乾電池、ボタン型電池、携帯電話などの小型蓄電池
	瀬戸物、ガラス屑	陶器、ガラス類、電球類
粗大ごみ	電化製品・エンジン類、布団・カーペット類、木机、自転車、反射式ストーブ、スチール机、イス、浴槽（ホーロー・ステンレス製）、引っ越し・大掃除等による一時的多量ごみ	

\*平成17年3月現在

#### \*容器包装リサイクル法

一般廃棄物中の多くを占める容器包装廃棄物の資源化を目的として制定された法律で、びん類、缶類、紙類（紙パック、段ボール、その他容器包装紙類）、プラスチック類（PET ボトル、その他容器包装プラスチック類）がその対象になっています。

表 2-1-2 ごみの分類（八坂村）

ごみの種類	品目例	
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、木材くず・庭木の枝等、紙おむつ、カセットテープ・ビデオテープ、その他（袋に入るサイズの可燃ごみ）	
不燃ごみ（金属類） （缶類は収集後資源化）	飲料缶（アルミ・スチール）、缶詰の缶・茶筒・菓子缶等、油や人の口に入る物以外が入っていた缶、スプレー缶・カセットボンベ、その他鉄くず（袋に入るサイズのもの）、不燃ごみ袋に入るサイズの小型電化製品やポット、乾電池、硬いプラスチック類等	
不燃ごみ （ビン・その他）	空きビン（無色、茶色、その他の色）、陶器類、化粧ビン、蛍光灯・電球、ガラス製品（板ガラス、コップ、灰皿、カガミ等）	
資源 ごみ	新聞	新聞、チラシ
	雑誌	雑誌
	段ボール	段ボール
	紙製 容器包装類	お菓子の箱、ティッシュの箱、レトルト食品等の箱（カレー・シチューなどの箱）、おもちゃの箱、酒類、贈答用品の化粧箱、包装紙、その他紙製容器包装のマークのあるもの
	紙パック	牛乳パック等
	プラスチック製 容器包装	ポリ袋類、トレイ・パック類、カップ類、ボトル類、その他プラスチックマークのあるもの（ペットボトル、白色トレイを除く）
	ペットボトル	飲料用のペットボトル、酒類、醤油類
	白色トレイ	白色食品トレイ
	布類	布類
粗大ごみ	石油ストーブ、ふとん、家具、農機具、自転車、廃タイヤ、その他指定袋に入らないサイズの可燃・不燃ごみ	
家電リサイクル品*	冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコン（業務用は除く）	

\* 新品購入予定のない場合、以前の購入店がない場合に限り回収します。

\* 平成17年3月現在

表 2-1-3 ごみの分類（美麻村）

ごみの種類		品目例
可燃ごみ		台所ごみ（残飯・野菜くず他）、革・ゴム（バック・サンダル・長靴等）、植木（50cm以下）、紙くず（ちり紙・紙切れ・紙おむつ）ビニール・プラスチック製品
不燃ごみ （缶類は収集後資源化）		アルミ缶、スチール缶、陶器（急須、湯のみ、茶碗）、ガラス製品（コップ、電球）、その他
資源 ご み	新聞	新聞
	雑誌	雑誌
	段ボール	段ボール
	紙製容器包装	菓子箱、ティッシュの箱、おもちゃ等の箱、酒のバック、贈答用品の化粧箱、包装紙、紙袋類
	紙バック	牛乳バック等（中が白色のもの）
	びん類	無色、茶色、その他の色
	プラスチック製 容器包装	レジ袋、菓子やパンの袋、色付トレイ、卵パック、シャンプー容器等
	ペットボトル	ペット1のマークのあるもの
	白色トレイ	発泡スチロール製食品用トレイで白色
	布類	古着
乾電池	乾電池	
粗大ごみ		電気製品、布団、家具、じゅうたん、鉄くず、タイヤ、自転車、農業用ビニール等

\* 平成17年3月現在

表 2-1-4 ごみの分類（白馬村）

ごみの種類		品目例
可燃ごみ		生ごみ・貝がら、紙くず、木くず・わりばし、プラスチック製品（カセット・ビデオテープ）、紙おむつ、皮・ゴム製品（バッグ・革靴・ゴム靴）、ポロ布
不燃ごみ （缶類は収集後資源化）		飲料缶、陶器類・化粧ピン・ガラス製品、蛍光灯・電球、缶詰の缶・茶筒・菓子缶、なべ・やかん・フライパン、スプレー缶・カセットボンベ等
資源 ご み	新聞	新聞
	雑誌	雑誌
	段ボール	段ボール
	紙製容器包装	お菓子の箱、食品類の外箱、衣類の紙箱、包装紙類
	上質古紙	上質紙（白色印刷物、パンフレット、ハガキ、名刺）
	紙バック	牛乳バック、ジュースバック
	びん類	無色（透明）、茶色、その他の色
	プラスチック製 容器包装	卵パック、レジ袋、カップ麺容器、色付トレイ、シャンプー容器等
	ペットボトル	ペットボトル
白色トレイ	発泡スチロール製トレイで白色のもの	
粗大ごみ		タイヤ、消火器、ストーブ、掃除機、炊飯器、扇風機、ラジカセ、ガステーブル、ポット、湯沸器、加湿器、ドラム缶、照明器具等
家電リサイクル品*		テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン

\* 粗大ごみ集積所に持ち込み、リサイクル料金と運搬料金を支払います。

\* 平成17年3月現在

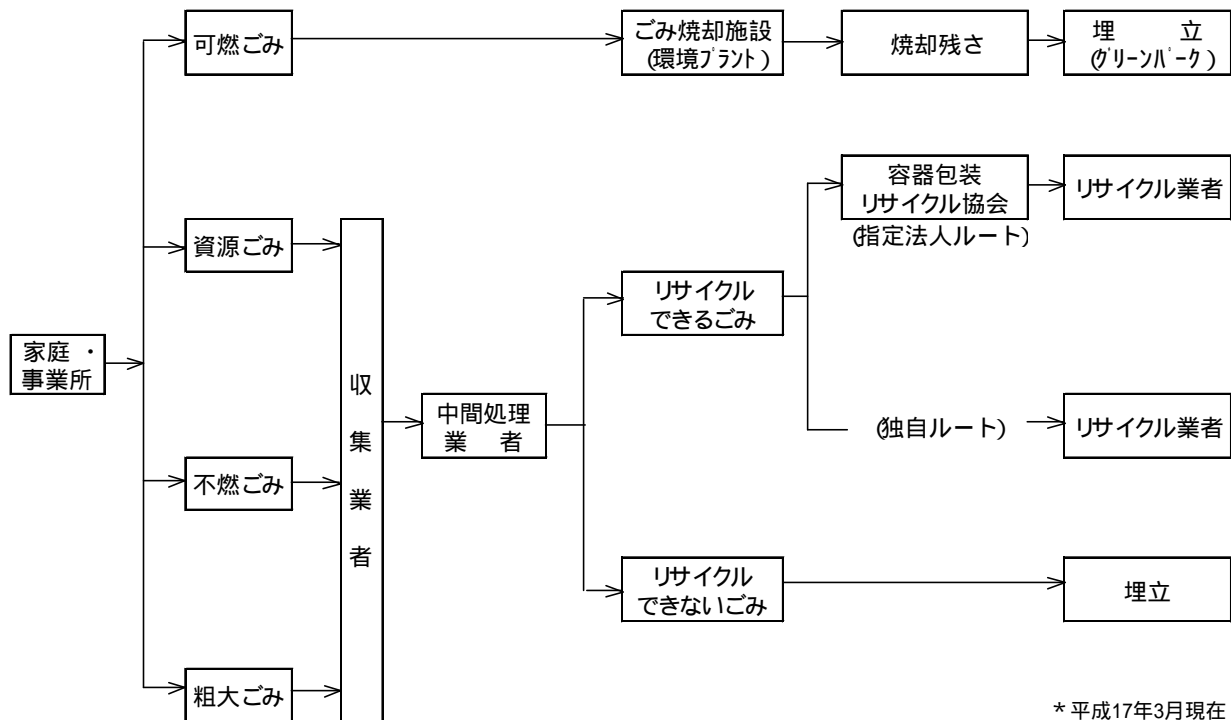
表 2-1-5 ごみの分類（小谷村）

ごみの種類		品目例
可燃ごみ		生ごみ・紙くず、紙おむつ、プラスチック製品（カセット、ビデオテープ）、皮・ゴム製品、木くず
不燃ごみ （缶類は収集後資源化）		空き缶類、アルミ製品（やかん、アルミなべ）、金属類（なべ、やかん、フライパン）、陶器、ガラス類（化粧ビン）電球類
資源ごみ	新聞	新聞、チラシ
	雑誌	雑誌
	段ボール	段ボール
	紙製容器包装	お菓子の箱、ティッシュの箱、レトルト食品等の箱、おもちゃ等の箱、酒類・贈答用品の化粧箱、包装紙・紙袋、その他紙製容器包装マークのあるもの
	紙パック	牛乳パック等（中が白色のもの）
	びん類	無色、茶色、その他の色
	プラスチック製容器包装	ポリ袋類、トレイ・パック類、カップ類、ボトル類、発泡スチロールの容器、色付トレイ、その他プラスチックマークのあるもの
	ペットボトル	ペット1のマークのあるもの
	白色トレイ	白色トレイ
粗大ごみ		自転車、石油ストーブ、机、ステレオ、タイヤ、じゅうたん

\* 平成17年3月現在

（2）ごみ処理フロー

対象区域におけるごみ処理フローは図 2-1-1～図 2-1-3 のとおりです。



\* 平成17年3月現在

図 2-1-1 ごみ処理フロー（大町市）

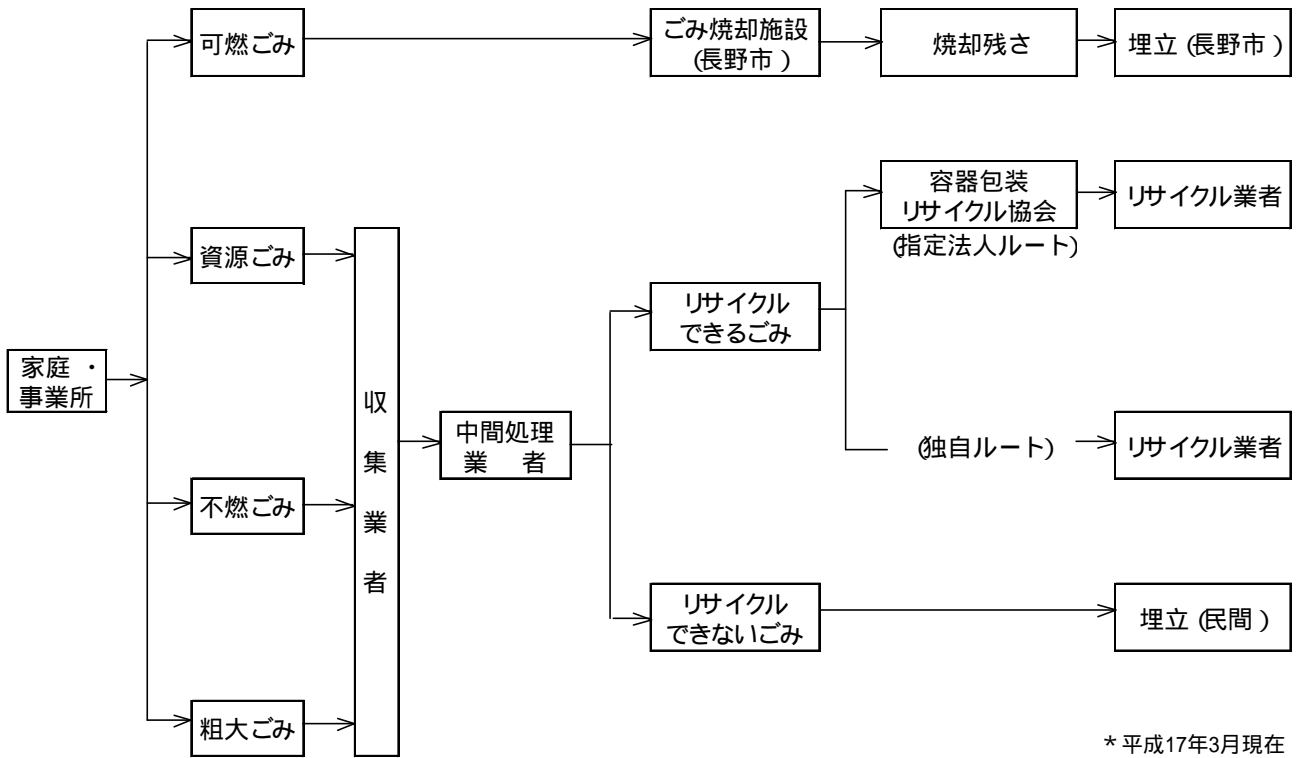


図2-1-2 ごみ処理フロー(八坂村)

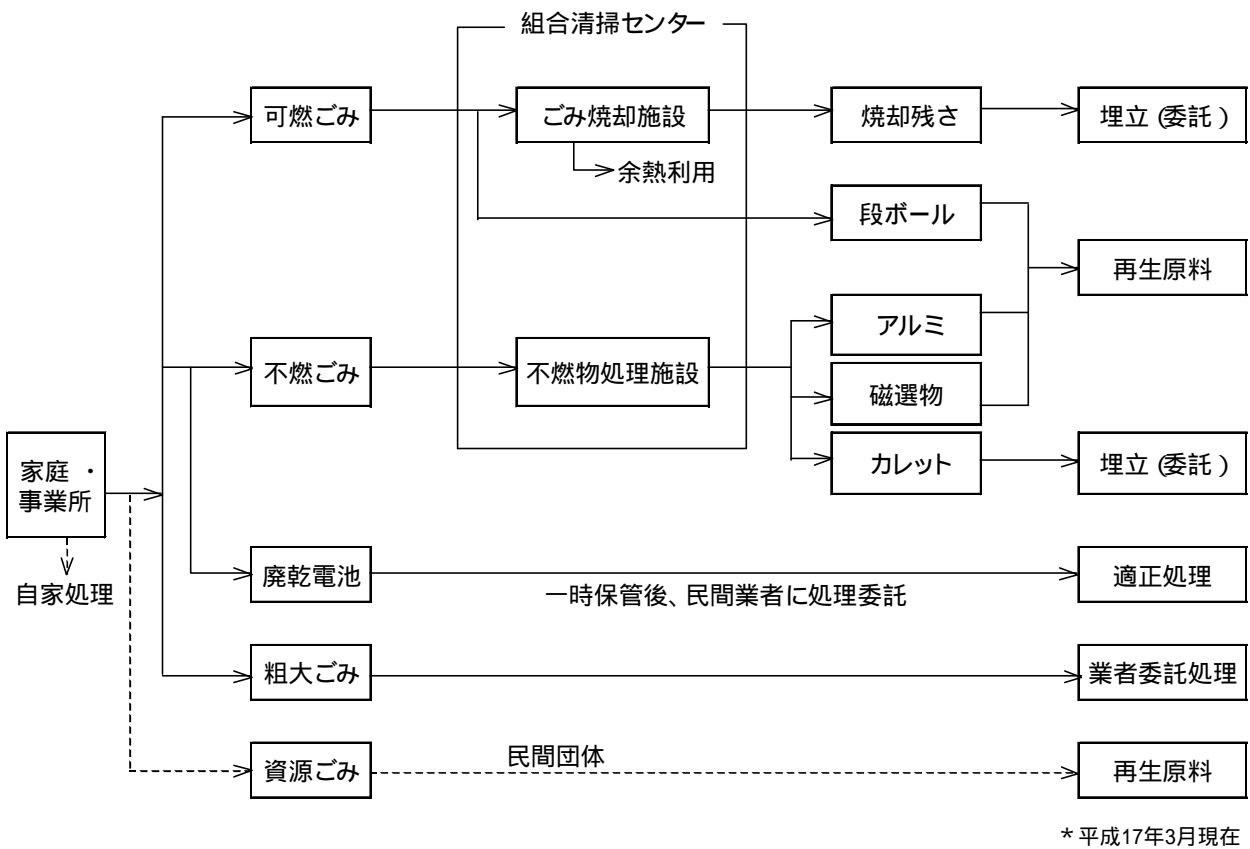
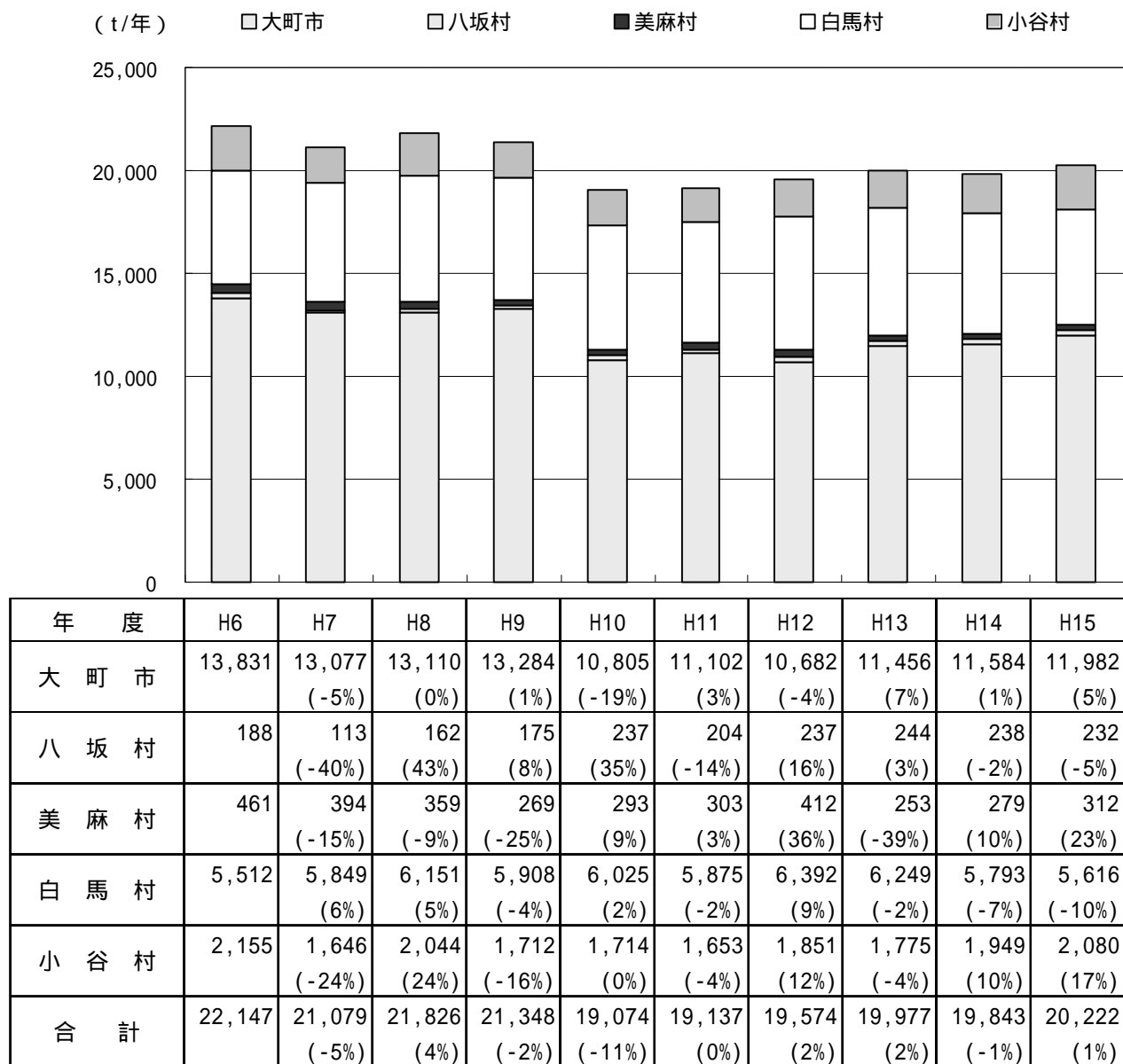


図2-1-3 ごみ処理フロー(美麻村、白馬村、小谷村)

(3) ごみの排出量

対象区域におけるごみの排出量は図2-1-4のとおりとなっています。対象区域全体では増加傾向にあります。



\*下段( )内は前年比。

資料：一般廃棄物処理実態調査 (H15は各市村調べ)

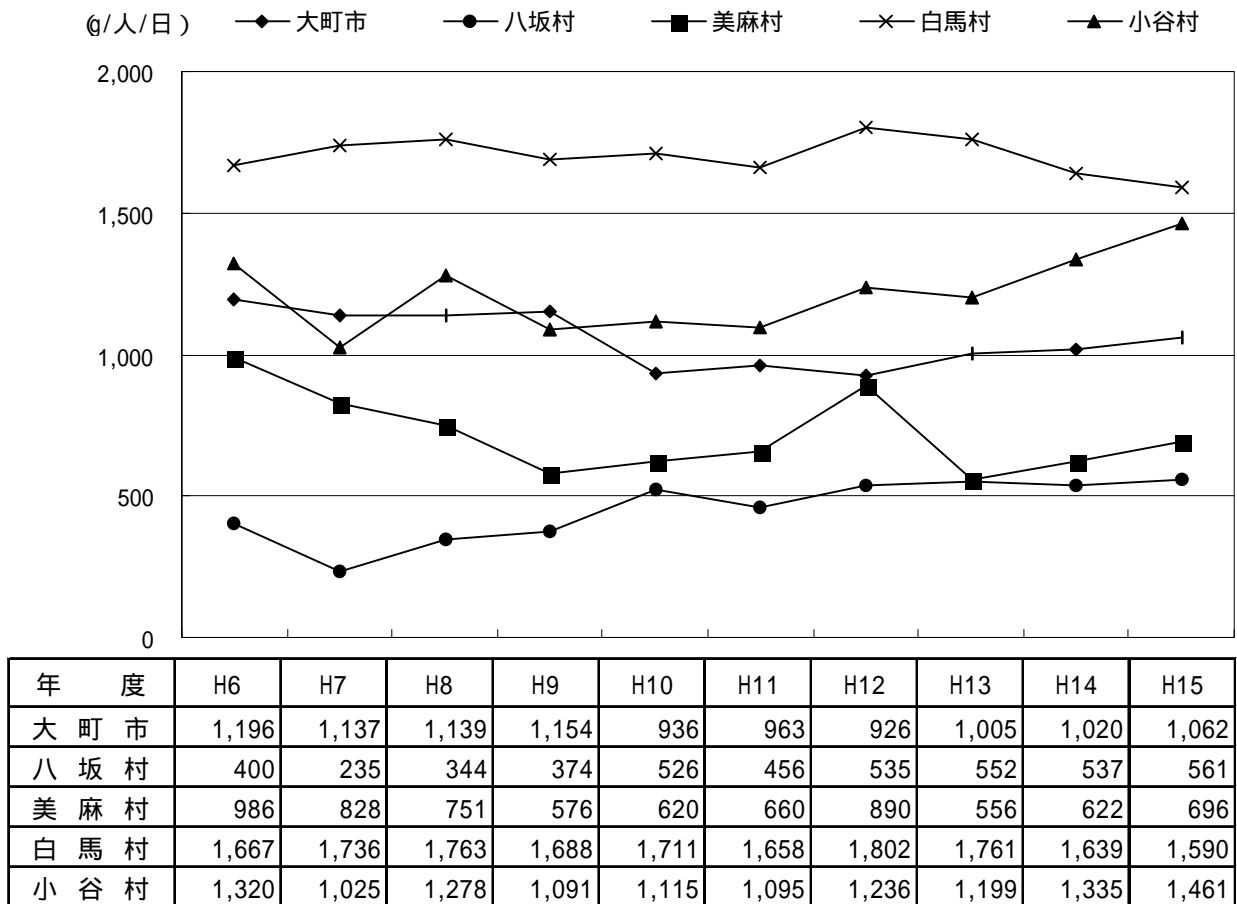
図2-1-4 ごみの排出量

## 第2節 ごみ処理の課題

### 1. 対象区域のごみ処理の課題

#### (1) ごみの排出量から見た課題

対象区域における1人1日あたりのごみ排出量\*は図2-1-5のとおりとなっています(全国平均は平成14年度で1,111グラム)。各市村により差がみられますが、これは特に白馬村や小谷村では、事業系ごみの搬入量に差があることが原因と考えられます。



資料：一般廃棄物処理実態調査 (H15は各市村調べ)

図2-1-5 1人1日あたりのごみ排出量

また、以下の項目が現状及び課題として挙げられます。

- ・ごみ排出量は白馬村を除き、近年は増加傾向を示しています。これは、野焼きの減少や家庭用焼却炉の廃止等が原因と考えられます。
- ・観光人口が多い大町市、白馬村、小谷村は1人1日あたりのごみ排出量に換算した場合、非常に多くなります。

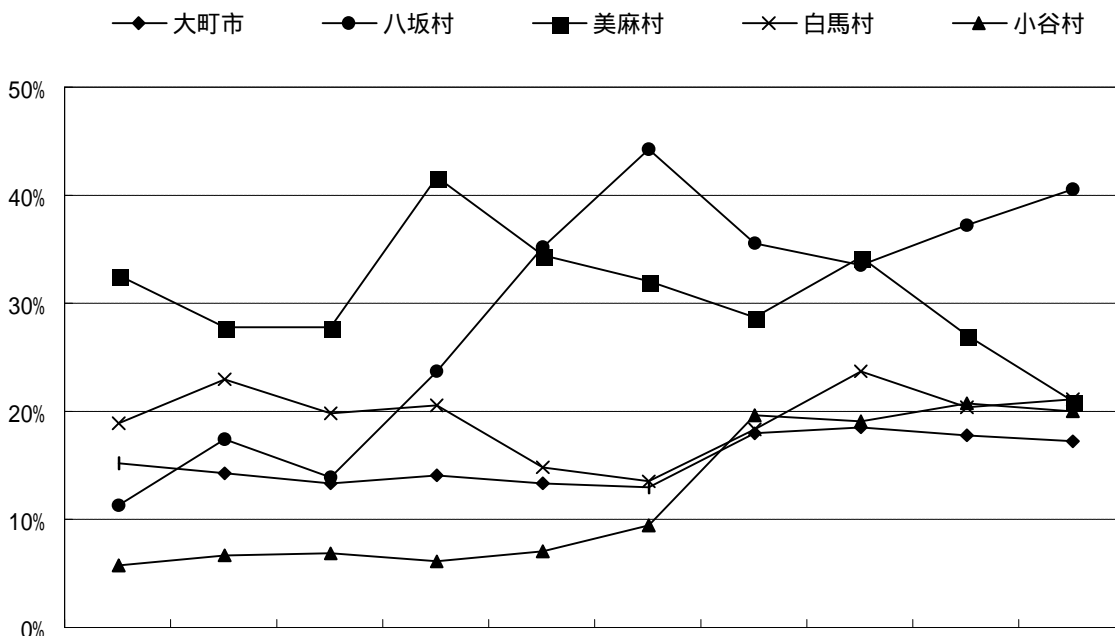
\* 1人1日あたりのごみ排出量

排出原単位といわれ、人口の増減に左右されずに、ごみの排出状況を示す量です。

- ・直接搬入する住民の中には、宿泊施設を運営している人も多く、ここから搬入されるごみは家庭系ごみと事業系ごみの区分が非常に難しい状況です。
- ・白馬村、小谷村では1月、2月、3月、8月のごみ排出量が非常に多い状況です。
- ・アンケート結果によると、将来各個人が排出するごみ量は「減らせないと思う」が「減らせると思う」を上回っており、今後生活様式の変更を含めて対策を検討する必要があります。

(2) 資源化の状況から見た課題

対象区域における資源化率は図2-1-6のとおりとなっています。集団回収を含めた資源化率は平成15年度で17.3%～40.6%となっており、全国でも高いレベルにあります(全国平均は平成14年度で15.9%)、今後一層の資源化に努める必要があります。



資料：一般廃棄物処理実態調査 (H15は各市村調べ)

$$\text{資源化率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総排出量} + \text{集団回収量}}$$

図2-1-6 資源化率の推移

また、以下の項目が現状及び課題として挙げられます。

- ・排出区分は10品目以上あり、分別品目は比較的多い状況です。

- ・ 集団回収は、学校や消費者の会等の一部で行われている状況です。
- ・ 生ごみの資源化については、堆肥化容器等の購入者への補助金交付などを実施していますが、さらに事業系生ごみの資源化を含め、広い範囲での生ごみ資源化について検討する必要があります。
- ・ リサイクルは徐々に浸透していますが、リサイクルに頼り過ぎず、減量化についても同時に進める必要があります。
- ・ アンケート結果によると、生ごみ、プラスチック類、新聞などの紙類は、燃えるごみとして多く出されているため、資源化の余地があると言えます。

### (3) 収集運搬についての課題

対象区域における収集運搬体制及び排出方法は表 2-1-6 のとおりとなっています。表によると、収集運搬については、各市村とも委託方式で、ステーション収集となっています。

表 2-1-6 主な収集運搬体制と主要な排出方法

市村名	主要な収集・運搬	主要な排出方法	備考
大町市	委託	ステーション方式	古紙は集団回収
八坂村	委託	ステーション方式	
美麻村	委託	ステーション方式	
白馬村	委託	ステーション及び直接搬入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬季は収集を行わない地区がある。</li> <li>・ 冬季は粗大ごみの回収を行わない。</li> </ul>
小谷村	委託	ステーション及び直接搬入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬季は収集を行わない地区がある。</li> <li>・ 冬季は粗大ごみの回収を行わない。</li> </ul>

また、現在の分別品目及び収集回数は次頁の表 2-1-7 のとおりになっています。おおむね各市村での分別品目は類似していますが、収集回数の違いや、一部収集を行っていない地域もあるため、広域化に向けて統一を図る必要があります。

表 2-1-7 現在の分別品目及び収集回数（平成 17 年 3 月現在）

ごみの分類		大町市		八坂村		美麻村		白馬村		小谷村		
		資源化の有無	収集回数	資源化の有無	収集回数	資源化の有無	収集回数	資源化の有無	収集回数	資源化の有無	収集回数	
可燃ごみ		×	週2	×	週2	×	週2	×	週3	×	週3 (地区により相違あり)	
不燃ごみ			週1	×	年5		週1		週3		月1	
資源ごみ	紙類	新聞		月1		年5		月1		月2		月1 (12月～3月を除く)
		雑誌		月1		年5		年6		月2		月1 (12月～3月を除く)
		段ボール		月1		年5		年6		月2		月1 (12月～3月を除く)
		紙製容器包装	×注1)			年5		月1		月2		月1
		雑紙	×		×		×		×		×	
		紙パック		月1		年5		月1		年2		月1
	缶類	スチール缶		月1		年5		週1		週3		月1
		アルミ缶		月1		年5		週1		週3		月1
	びん類	無色びん		月1		年5		年6		月1		月1
		茶色びん		月1		年5		年6		月1		月1
		その他びん		月1		年5		年6		月1		月1
	プラスチック類	プラスチック製容器包装		月1		年5		月1		月1		月1
		ペットボトル		月1		年5		月1		月1		月1
		白色トレイ		月1		年5		月1		月1		月1
	布類		×			年5		年3	×		×	
	粗大ごみ			直搬		年4		年3		月2 (12月～3月を除く)		月1 (1月～3月を除く)

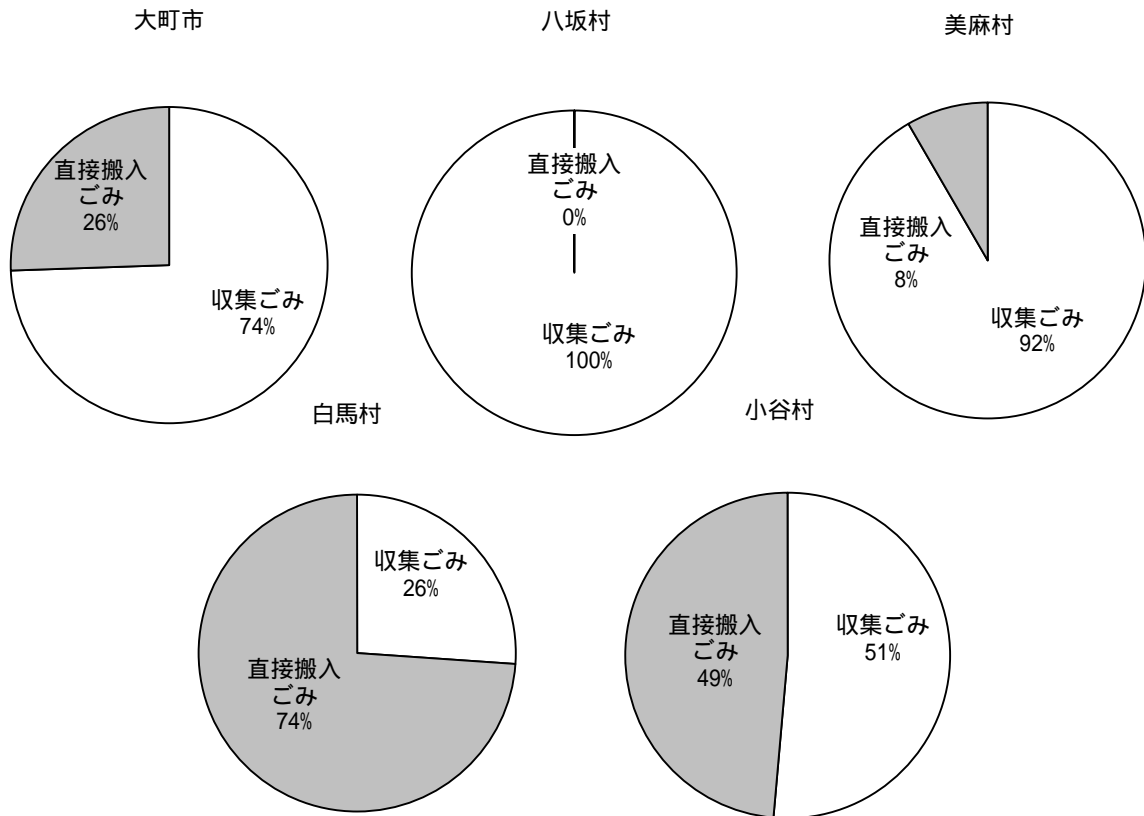
注1) 大町市の「紙製容器包装」の資源化(月1回収集)については、H17年度より実施予定

注2) については、中間処理過程で一部の資源物が回収されている。

注3) 乾電池などの小項目は掲載していない。

注4) 白馬村、小谷村では、収集を行っていない地区がある。

対象区域における収集ごみと直接搬入ごみの割合は図 2-1-7 のとおりです。図によると、白馬村、小谷村については、直接搬入ごみが非常に多い状況です。



\* 平成 15 年度実績

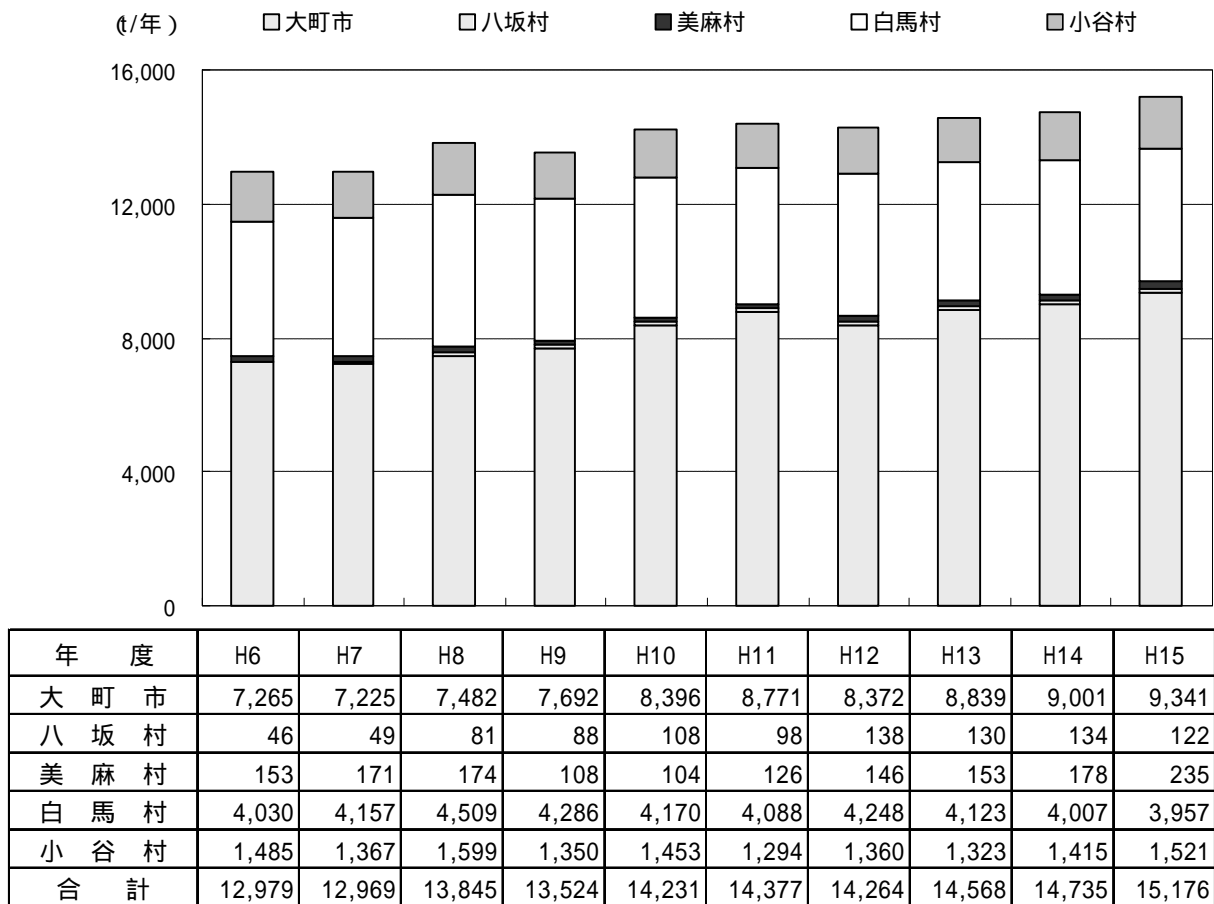
図 2-1-7 収集ごみと直接搬入ごみの割合

また、以下の項目が現状及び課題として挙げられます。

- ・ごみの収集は基本的にステーション収集ですが、粗大ごみについては、八坂村以外は施設や持ち込み場所への直接搬入を行っている状況です。
- ・白馬村や小谷村は他地域と比較して、一般住民による直接搬入が多い状況です。また、焼却施設への直接搬入にも関わらず、資源物などの搬入もあり、施設で受入を行っている状況です。
- ・白馬村・小谷村の一部では、冬季には収集を行っていない地区や、八坂村の一部では収集回数を減らす地区が見られます。
- ・対象区域が南北で約 60km に及んでいるため、ごみ処理の広域化の検討にあたっては、中継基地の検討が必要と考えられます。
- ・現在、八坂村では、長野市のごみ焼却施設で可燃ごみを処理しているため、運搬に往復 100km 程度要している状況です。
- ・高齢者・障害者がごみを出しやすい環境整備が重要です。
- ・アンケート結果によると、プラスチック類、新聞などの紙類の収集回数増加を望む意見が多く出されている状況です。一方、収集品目については、現状維持を望む意見が多く出されており、広く意見を取り入れながら品目を検討する必要があります。

(4) 中間処理についての課題

対象区域におけるごみ焼却量の推移は図2-1-8のとおりです。図によると、ごみ焼却量については、増加傾向を示しています。



資料：一般廃棄物処理実態調査 (H15は各市村調べ)

図2-1-8 ごみ焼却量の推移

対象区域における中間処理施設は表2-1-8のとおりです。

表2-1-8 対象区域における中間処理施設

事業主体名	施設の名称	規模 (t/日)	処理方式	運転開始年月	施設所在地
大町市	大町市環境プラント	69 (2炉)	全連	昭和63年4月	大町市大字社8390
白馬山麓環境施設組合 (美麻村、白馬村、小谷村)	白馬山麓清掃センター	30 (1炉)	准連	昭和60年4月	北安曇郡白馬村北城9305-1

また、各施設における現状と課題は以下のとおりです。

■ 大町市環境プラント (大町市)

- ・ダイオキシン類対策工事を完了していますが、未補修箇所にて老朽化の傾向が見られる状況です。
- ・敷地内には資源物集積箇所があり、市民にもよく利用されています。しかし、週末には

利用者が集中するため、交通渋滞や関連する事故の心配があります。

- ・ごみ質は紙類が多い状況です。

■ 八坂村

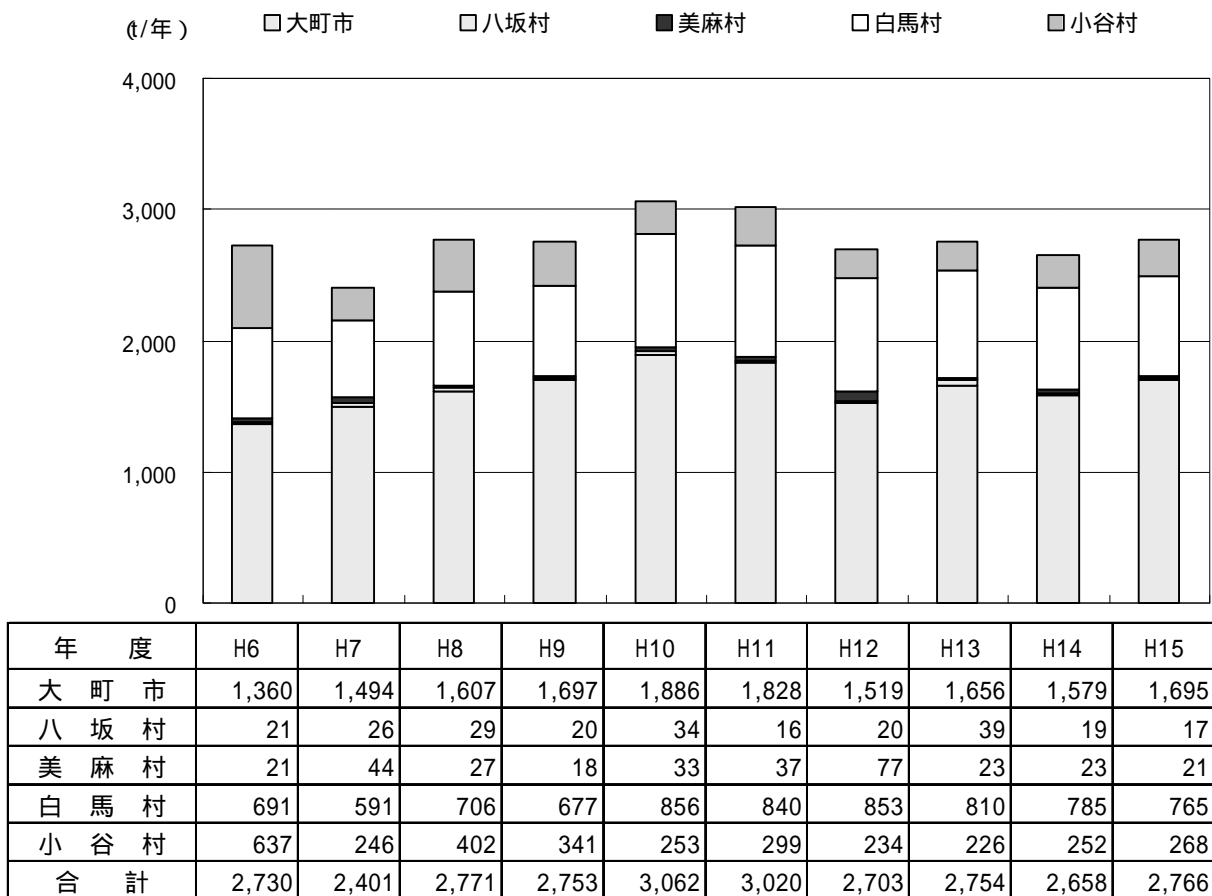
- ・現在、焼却処理及び焼却灰等の最終処分を長野市に委託しており、平成21年度までの期限が設けられている状況です。

■ 白馬山麓清掃センター（美麻村、白馬村、小谷村）

- ・ダイオキシン類対策工事を完了しています。
- ・直接搬入ごみが多く搬入されている状況です。
- ・資源物に関しても直接搬入する住民が非常に多く、施設での受入態勢を臨時的に設けている状況です。しかし、敷地が限られており、スペースは十分に取れていない状況です。
- ・冬季（12月下旬から翌年3月頃）には搬入されるごみ量が多くなります。
- ・ごみ質は紙類が多い状況です。

（5）最終処分についての課題

対象区域における最終処分量の推移（図2-1-9）及び対象区域における最終処分場（表2-1-9）は次のとおりとなっています。図によると、最終処分量については、停滞傾向となっています。



資料：一般廃棄物処理実態調査（H15は各市村調べ）

図2-1-9 最終処分量の推移

表 2-1-9 対象区域における最終処分場

事業主体名	施設の名称	埋立 開始年	全体容量 (m <sup>3</sup> )	対象廃棄物	施設所在地
大町市	大町市グリーンパーク	平成9年	32,100	破碎・焼却残さ その他	大町市大字大町7862-2

大町市以外の村では、全て事業者委託による処分がされている状況です。また、施設における現状と課題は以下のとおりです。

■ 大町市グリーンパーク（大町市）

- ・平成9年度に竣工し、1期10年、2期10年、3期10年で計30年の埋立期間となっています。現在のところ、ごみ減量の効果などもあり、想定埋立量を下回っている状況です。

（6）その他の検討すべき課題

■ 事業系ごみ

- ・計画策定段階でホテル・旅館・ペンションを経営する方にヒアリングを実施しましたが、事業系ごみの資源化を更に推進するとともに、広域化に伴う収集運搬への負担軽減を検討する必要があります。

■ ごみ処理費用

- ・リサイクルを推進する結果、収集運搬や処理に必要なごみ処理費用が高騰する可能性があるため、出来るだけ効率化し、処理費用を削減できる方法を検討する必要があります。

■ 不法投棄対策

- ・河川等への不法投棄が近年目立つ状況であるため、指導及び監視を強化する必要があります。

■ 普及・啓発

- ・アンケート結果によると、広報誌等での情報公開や、学校での環境教育の強化を望む意見が多く出されているため、より効果的な方法を検討する必要があります。

## 2. ごみ処理広域化に伴うごみ処理の課題

ごみ処理広域化に伴うごみ処理の課題は以下のとおりです。

### (1) 排出抑制の面からみた課題

対象区域全体として、ごみ量は増加傾向にあります。広域化にあたっては、対象区域の構成市村ごとに排出抑制対策が重要です。

### (2) 資源化の面からみた課題

対象区域における資源化率はそれぞれ全国でも高いレベルにありますが、広域化にあたっては、対象区域全体としての資源化施策を推進していくことが重要です。また、広域的な資源化に向け、対象区域の構成市村ごとに異なる分別品目をどのように統一するかを検討する必要があります。

### (3) 収集運搬の面からみた課題

ごみ処理の広域化により、処理施設が集約化されますが、運搬距離が長くなるため、収集運搬にかかる負担が大きくなることが考えられます。また、直接搬入ごみが非常に多い地域であるため、自治体が負担する収集運搬経費だけでなく、直接搬入ごみに伴う経費についてもできるだけ削減できるような対策を検討する必要があります。

### (4) 中間処理の面からみた課題

現在、ごみ焼却施設は対象区域内に2箇所あり、いずれもダイオキシン類対策を完了していますが、稼働から15年以上経過しており、また、未補修箇所の一部には老朽化の傾向も見られます。また、八坂村は長野市にごみ処理を委託しています。

このような状況から、将来的には新たなごみ処理施設整備に向け、検討を進める必要があります。

### (5) 最終処分の面からみた課題

現在、対象区域で最終処分場を有しているのは大町市のみとなっています。広域化にあたっては、最終処分をどのように行うかについて検討を進めるとともに、県で行われている広域最終処分場の整備に向けての検討との整合を取る必要があります。

### (6) その他の課題

ごみ処理施策の実施にあたっては、事業系ごみ対策、ごみ処理費用の削減、不法投棄対策の充実、普及・啓発の強化などについても加味しながら検討を進める必要があります。

## 第2章 広域処理システムの考え方

第1章で、ごみ処理広域化に伴うごみ処理の課題に挙げたとおり、対象区域においては、新たなごみ処理施設の整備に向けての検討が必要な状況です。

本章においては、可燃ごみ処理方式の比較検討及び対象区域に適用可能なごみ処理システムを再整理します。

### 第1節 可燃ごみ処理方式の比較

ごみ処理広域化の考えは、平成9年に「最終処分場の確保難」、「リサイクルの必要性の高まり」、「ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性」などから始まったものであり、その中では、ごみの中間処理としての「焼却方式」を中心に記述されています。

しかし、現在ではその後の技術革新、新技術の開発などを踏まえ、可燃ごみ処理方式について再確認を行う必要があります。具体的には「焼却溶融方式（焼却炉+灰溶融方式\*、ガス化溶融方式\*）」以外の処理方式である「RDF化\*」、「炭化」、「高速堆肥化」、「メタン発酵」について、それぞれの特徴と現状及び課題を整理します。整理方法としては、「ごみ処理の確実性」、「無害化・減量化・資源化」、「環境保全」、「建設費及び維持管理費の削減」の観点から比較を行います。なお、「高速堆肥化」及び「メタン発酵」については、すべての可燃ごみを処理できる方式ではありませんが、可燃ごみ処理の観点から比較対象とします。

結果を次頁の表2-2-1に示します。

比較検討の結果、対象区域にふさわしい可燃ごみの処理方式としては、「焼却溶融方式（焼却炉+灰溶融方式、ガス化溶融方式）」に優位性がみられる結果となりました。

#### \* 焼却炉+灰溶融方式

ごみを850以上の高温に加熱してごみ中の水分を蒸発させ、可燃分を焼却するとともに、処理過程で発生した焼却灰を高温で溶融し、発生した固化物（スラグ）を路盤材等として再利用する方式です。

#### \* ガス化溶融方式

様々な処理方式がありますが、基本的にはごみを加熱して、可燃性ガスと炭素を含んだチャー（無機物）に分離し、これを高温で溶融し、発生した固化物（スラグ）を路盤材等として再利用する方式です。

#### \* RDF化

ごみを粉砕・乾燥・成型固化等の加工を行うことでRDF（Refuse Derived Fuel：ごみから得られた燃料）化する方式です。生成されたRDFは燃焼発電施設等で燃料として利用可能です。

表 2-2-1 可燃ごみ処理方式の比較

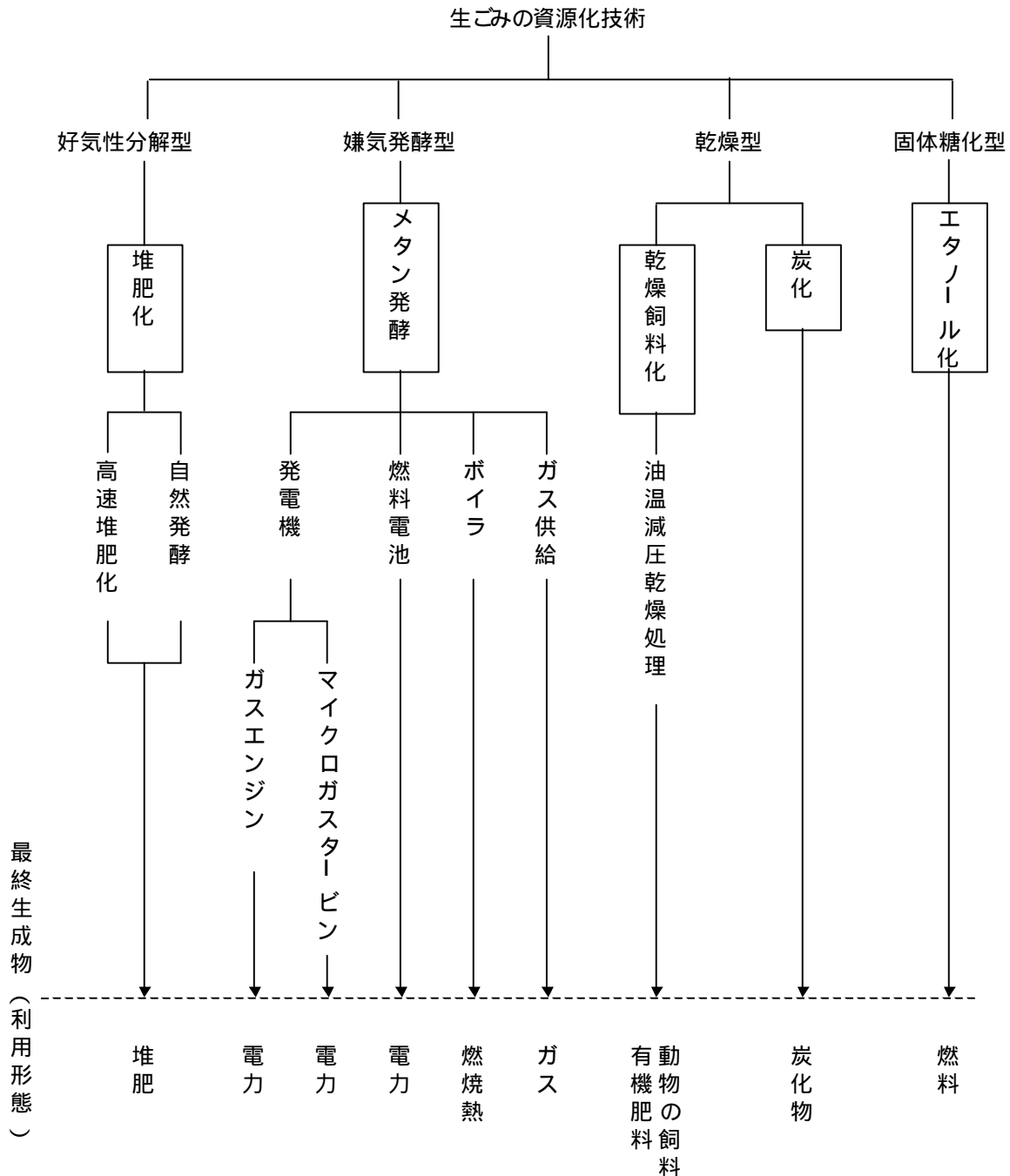
評価項目	焼却溶融		RDF化	炭化	(高速堆肥化)	(メタン発酵)
	焼却炉+灰溶融	ガス化溶融炉				
ごみ処理の確実性						
処理対象物	可燃ごみの他、燃焼不適物(不燃性残さ等)や汚泥等も投入可能となる。灰溶融炉の設置により焼却灰の処理も可能となる。	可燃ごみの他、機種により燃焼不適物(不燃性残さ、焼却灰等)や汚泥等も投入可能となる。	処理対象は可燃物であり、それらを区別なく燃料化する方法と、対象物を限定して固形燃料化する方法とがある。	可燃ごみの他、RDFや汚泥等も投入可能となる。	処理対象は厨芥類、紙類、木竹類であるため、その他のごみの処理方法を検討する必要がある。	処理対象は厨芥類等の有機性廃棄物であるため、その他のごみの処理方法を検討する必要がある。
実績	ストーカ炉、流動床炉共に、古くから実績を有している。	焼却炉+灰溶融に比べると実績は少ないが、近年稼動する施設が増加している。	受注実績はここ数年は件数が5(件/年)未満となっている。現在、国庫補助を受けたRDF製造施設は49箇所、RDF発電施設は4箇所ある。	従来、木炭を製造するために古くから行われている技術であるが、炭化施設としての稼動実績は数件しかない。規模も小規模である。	現在、環境省補助を受けた施設が40箇所稼動し、1施設が建設中である。	現在、約10施設が稼動しているが、いずれも小規模である。
無害化・減量化・資源化						
処理物の無害化	熱処理が行われるため、処理物の無害化が図られる。	熱処理が行われるため、処理物の無害化が図られる。	RDFを燃焼する場合、焼却溶融処理と同様の排ガス処理が求められているため、総合的には処理物の無害化は図られる。	炭化による減量化により、非揮発性重金属類が濃縮される可能性がある。	堆肥化による減量化により、非揮発性重金属類が濃縮される可能性がある。	メタンガス中の硫黄分対策、汚水の適正処理が必要である。これが達成されれば無害化は図られる。
資源化物の有効利用	焼却残さ、飛灰などのスラグ化、エコセメント化等による有効利用が期待されるとともに、余熱の有効利用も図られる。	スラグ、資源物(鉄、アルミなど)の有効利用が期待されるとともに、余熱の有効利用も図られる。	生成したRDFは、燃料として利用される。したがって、RDFを周年利用する安定供給先を確保する必要がある。	セメントキルン、溶鉱炉の加炭剤、製鉄所の還元剤などがあるが、炭化物を周年利用する安定供給先を確保する必要がある。	コンポストの需要時間が季節的に偏在しており、製品を多量に保管する設備が必要である。	生成するメタンガスについては利用用途は広い。処理残さについては堆肥化などの技術がある。
最終処分量の削減	スラグ化等により、最終処分量の削減が期待される。	スラグ化等により、最終処分量の削減が期待される。	焼却方式に比べ、残さが若干多く発生する。	残さとしては、不燃物、飛灰が発生する。	処理残さは、投入ごみの種類や分別状況により異なるが、一般的には10%~40%程度である。	残さが発生するが、堆肥化の可能性もあり最終処分量の削減が期待される。
環境保全						
環境負荷の低減	熱処理を行うため、ごみ中の炭素分のほとんどは二酸化炭素となって排出される。	熱処理を行うため、ごみ中の炭素分のほとんどは二酸化炭素となって排出される。	RDFは最終的に熱利用されるため、最終的には炭素分はほとんど二酸化炭素となって排出される。	炭化により、炭素分が固定化され、二酸化炭素排出量は減少する。(製品が熱として利用される際には二酸化炭素を排出する。)	堆肥化の過程で二酸化炭素が発生するが、燃料を使用しない反応であるため、焼却溶融と比較して二酸化炭素排出量は少ないと考えられる。	メタン化により、化石燃料の使用が削減され、二酸化炭素排出量は減少する。(製品が熱として利用される際には二酸化炭素を排出する。)
建設費及び維持管理費の削減						
建設コスト	全ての可燃ごみを対象とできるため、複数施設を建設するより先建設コストは抑えられる。	全ての可燃ごみを対象とできるため、複数施設を建設するより先建設コストは抑えられる。	全ての可燃ごみを対象とできるため、複数施設を建設するより先建設コストは抑えられる。	全ての可燃ごみを対象とできるため、複数施設を建設するより先建設コストは抑えられる。	対象処理物が限定され、処理対象外のごみを処理するために、複数施設を建設する必要があり、建設コストは上昇する。	対象処理物が限定され、処理対象外のごみを処理するために、複数施設を建設する必要があり、建設コストは上昇する。
維持管理コスト	全ての可燃ごみを対象とできるため、複数施設を建設するより先維持管理コストは抑えられる。	全ての可燃ごみを対象とできるため、複数施設を建設するより先維持管理コストは抑えられる。	全ての可燃ごみを対象とできるため、複数施設を建設するより先維持管理コストは抑えられる。(発電施設を考慮しない場合)	全ての可燃ごみを対象とできるため、複数施設を建設するより先維持管理コストは抑えられる。	対象処理物が限定され、処理対象外のごみを処理するために、複数施設を建設する必要があり、建設コストは上昇する。	対象処理物が限定され、処理対象外のごみを処理するために、複数施設を建設する必要があり、建設コストは上昇する。

## 第2節 生ごみ処理について

可燃ごみ処理方式の検討は第1節にて実施しましたが、第2節では可燃ごみの中の多くを占める生ごみ処理について検討を行います。

### 1. 生ごみの資源化技術について

生ごみ等の有機性廃棄物の資源化技術には、堆肥化、メタン発酵、飼料化、炭化等があります。主な生ごみの資源化技術の種類と資源としての利用先を図2-2-1に示します。



\* この他、生ごみの消滅型処理技術もあるが、本図からは除外している。

図2-2-1 生ごみの資源化技術

## 2. 資源化技術の概要について

資源化技術の概要について表 2-2-2 にまとめます。

表 2-2-2 資源化技術の概要

技術	概要
堆肥化 (高速堆肥化)	堆肥化は、有機性廃棄物の資源化技術として最も一般的な方法である。有機性廃棄物を好気性条件下で堆積し、好気性微生物の働きにより有機物を分解して、より安全で安定した物質にするため、好気性発酵ともいう。 また、高速堆肥化は、機械を用いて強制的に攪拌又は通気をして発酵速度を速めて短期間に堆肥化する方法である。
堆肥化 (その他)	家庭や小規模事業所向けにコンポスト容器や機械式生ごみ処理機などで堆肥化を行う方式である。
メタン発酵	厨芥類や家畜糞尿をメタン発酵させ、メタンガスを電力、温水、燃料として利用する。もともと古くから技術はあったが、近年特に注目を集めている。
飼料化	厨芥類を加熱発酵させたり、廃食油と混ぜ合わせ、てんぷらを作ったりして家畜用飼料とする技術である。
炭化	ごみを 450 程度に加熱して、炭素分、灰分、不燃分に分解する。そこから灰分と不燃分を除去することにより、炭化物が得られる。得られた炭化物は安定化、衛生化するとともに、コンポストよりも減量化するため、長期間の保存が可能となる。
エタノール化	生ごみを脱水して乾燥ペレットにし、麹菌で発酵させて固体糖化させ、酵母菌を入れて固体発酵し、真空蒸留によりエタノールを抽出する。

## 3. 中信地区廃棄物検討委員会での考え方について

中信地区廃棄物検討委員会施策検討部会においても生ごみの減量化等についての検討が行われており、施策提案として次の項目が挙げられています。

### <生ごみ(家庭系)減量化施策の方向性>

#### ■ 生ごみ処理機補助制度の見直しと普及・拡大

現行の補助制度の効果に関する実態把握を行うとともに、処理機に関する情報提供を充実させる必要がある。

#### ■ 生ごみの地域内循環システムの形成

生ごみの処理については、個々の世帯単位の取り組みに依存するのにも、大型の処理施

設整備により解決を図ろうとするのにも壁が存在する。

そうした点から、まず市町村で「小規模分散型」システムづくりの施策を展開することが求められる。

(具体例：地域内で生産された生ごみ堆肥を円滑に域内の農地、公園、学校、市民農園等で利用していくためのルート整備)

#### ■ 生ごみを出さない食生活

家庭レベル、飲食店、小売店等、それぞれが意識をもって、生ごみを出さないような運動を展開。

### < 事業系一般廃棄物減量化施策の方向性 >

#### ■ 資源回収ルート開拓（一部抜粋）

事業系の生ごみについては、施設を整備するとしても「小規模分散型」とすることが望ましい。したがって、公共施設・観光地等で、業務用生ごみ処理機を共同管理・使用していくことが考えられる。

## 4. 生ごみ資源化のパターンについて

中信地区廃棄物検討委員会施策検討部会での考え方を踏まえ、対象区域内で考えられる生ごみ資源化のパターンについて提示します。

現状の施策を継続する。(堆肥化機器等への補助)

現状実施している施策を強化する。(堆肥化機器等への補助)

生ごみを資源化する「小規模分散型」のシステム(業務用生ごみ処理機等)を整備する。

(実施に際し、広域連合は各市村に働きかける)

家庭系の生ごみについて、各市村で分別収集し、資源化施設を整備する。

～ の組み合わせ、その他。

表 2-2-3 各パターンの長所・短所（例）

	長 所	短 所
現状の施策を継続する。 (堆肥化機器等への補助)	投資費用が少ない。 収集体系の変更は必要ない。	個人利用に限られる。 実施は各市村に委ねられる。 冬場の利用方法に限られる。
現状実施している施策を強化する。 (堆肥化機器等への補助)	・ よりは投資費用が多くなる。 収集体系の変更は必要ない。	個人利用に限られる。 実施は各市村に委ねられる。 冬場の利用方法に限られる。
生ごみを資源化する「小規模分散型」のシステム（業務用生ごみ処理機等）を整備する。	投資費用は機器購入分が必要である。 限られた範囲であるが資源化が図られる。 収集体系の変更は必要ない。	実施は各市村に委ねられる。 (又は、県の支援) 冬場の利用方法に限られる。
家庭系の生ごみについて、各市村で分別収集し、資源化施設を整備する。	生ごみの資源化が図られる。 焼却施設の規模が小さくなる。	生ごみの分別収集を実施する必要がある。 収集コストが増大する。 施設整備費が必要となる。
～ の組み合わせ、その他。	組合せにより、資源化が更に図られる。	

## 5 . 検討経過について

生ごみの資源化について、「ごみ処理広域化基本計画検討委員会」及び「ごみ処理広域化計画推進協議会」から出された意見は次のとおりです。

- ・ できるだけごみ量を減らす努力をするという点で、生ごみの資源化は有効であり、地域単位での資源化、行政単位での資源化、様々な方法を検討し、実施すべきである。
- ・ 対象地域から出る生ごみの発生量は考えているほど多くなく、むしろ紙類の方が多い。
- ・ 対象地域全域での堆肥化については、生成堆肥の利用先の問題がある。
- ・ 施設を焼却のみ1箇所とする場合と、生ごみ資源化施設と焼却施設の計2箇所を建設、維持管理する場合のコスト比較を実施すべきである。
- ・ 飼料化は新技術であり、今後の動向を調査する必要がある。
- ・ 炭化は、生成する炭の安定需要に課題が残っている。
- ・ 生ごみが出る季節と出ない季節での量の差が大きく、規模を決定する事が難しい。
- ・ 地域単位での資源化を実施した事があるが、結果として止めた経緯がある。利用者の負担も大きい。
- ・ 宿泊施設街における資源化も、費用的な問題があり、進んでいない現状がある。
- ・ 生ごみを分別収集するには、収集コストが大きくなる。住民負担も大きくなる。
- ・ 現状を踏まえると、地域単位での資源化方法を具体的に検討する事が必要である。
- ・ 近隣自治体では民間業者への委託を行っているところがあるため、本広域においても考え方の一つとしてほしい。
- ・ 民間業者による資源化は、構想段階であり、今後の動向を見守る必要がある。

以上をまとめ、本計画においては、次の考え方とします。

生ごみは、広域統一処理は行わず、各市村にて適正処理の推進を図るものとする。なお、生ごみ処理のシステムは、技術革新が目覚ましいことから引き続き検討をしていく必要がある。

### 第3節 ごみ処理システムについて

対象区域におけるごみ処理システムについて、次の3パターンの検討を行います。

#### <処理システム案1：可燃ごみのみ広域処理を行う>

現在、それぞれの市村にてごみ処理が行われているため、可燃ごみ処理のみを一括処理する案です。

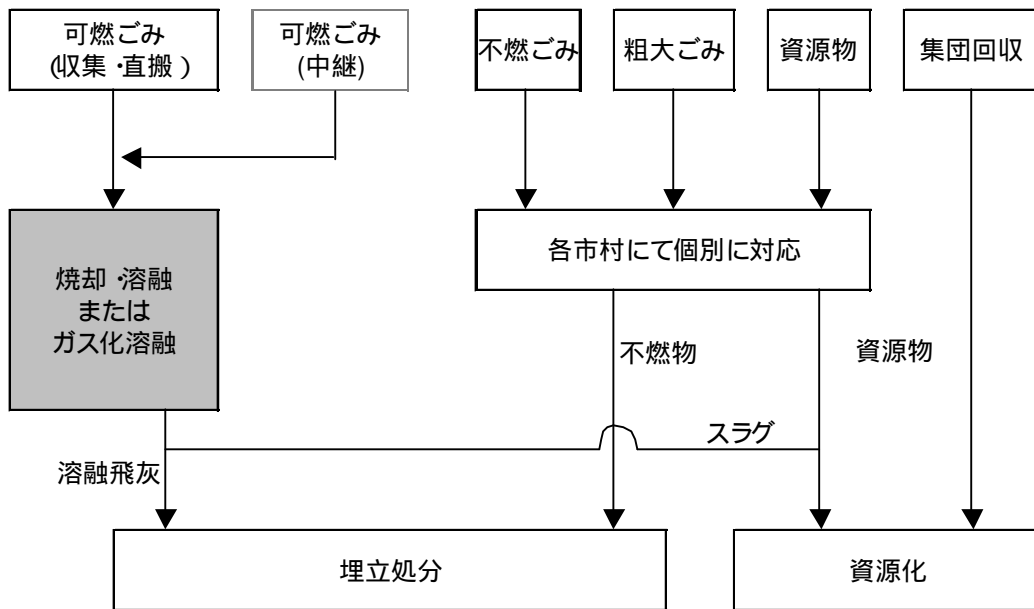


図 2-2-2 処理システム案 1

< 処理システム案2：可燃ごみ、不燃物、資源物の広域処理を行う。 >

現在、それぞれの市村にてごみ処理が行われていますが、全てのごみを対象に広域処理する案です。

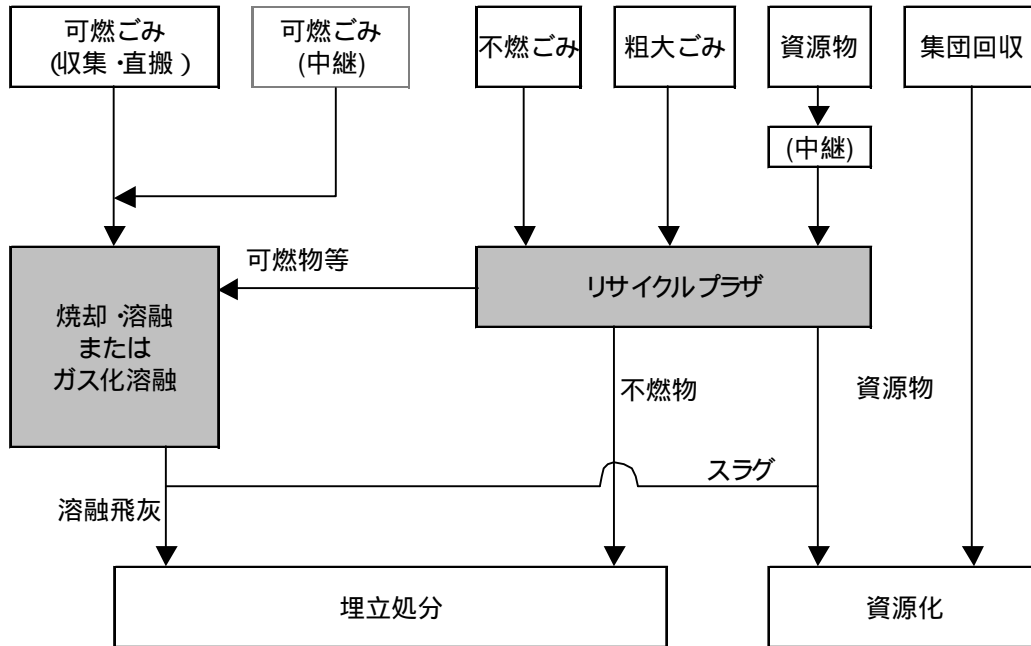


図 2-2-3 処理システム案 2

< 処理システム案3 >

処理システム案2に加え、可燃ごみ中の生ごみを资源化する案です。

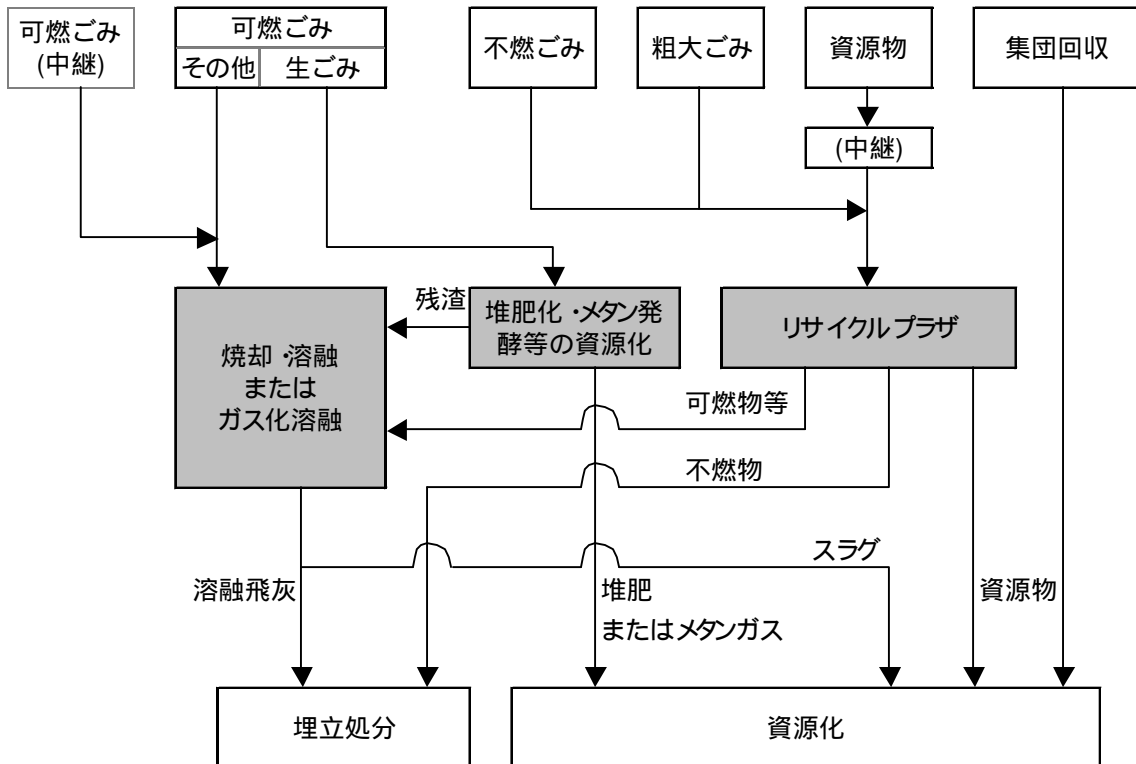


図 2-2-4 処理システム案 3

将来のごみ処理システムについて、本計画においては、次の考え方とします。

将来のごみ処理システムは、基本構想どおり、処理システム案2を基本とする。

## 第4節 今後の課題 - 事業方式について

主な事業方式として、公設公営方式、公設民営方式、PFI方式の3つを挙げ、それぞれの概要について示します。今後、対象区域のごみ処理にふさわしい事業方式を決定します。

### 1. 公設公営方式

施設設計から資金調達、建設、運営をすべて公共で行う方式です。運営に関しては、運転から維持管理まですべて公共主体で行う直営方式となります。従来から行われてきた方式で、最も実績のある方式です。

### 2. 公設民営方式

公設民営(DBO: Design-Build-Operate)方式とは、公共の資金調達により主に民間が施設を建設するが、施設の所有は公共であり、運営段階では、ノウハウを有する民間企業が行う方式です。建設契約、運営委託契約の2本立ての契約となりますが、実際に建設を行う企業と運営を行う企業とは同一企業(同一企業体)です。

また、最近の傾向として、施設の新設、既存を問わず、施設の運営部分にPFI的思想を取り入れることで、O&M(Operation & Maintenance)方式を発展させた長期運営委託方式も出てきています。

表 2-2-4 ごみ処理施設における公設民営方式の事例

名称	施設の 種類	施設規模	受入対象物	事業期間		事業形態
				建設期間	運営期間	
西胆振地域廃棄物広域処理施設 (北海道)	ガス化 熔融施設	210 t / 日	一般廃棄物	H13.1 ~ H15.3	18年間	DBO

### 3. PFI方式

#### (1) PFIとは

PFI(Private Finance Initiative)とは、公共と民間の適正な役割分担により民間企業の資金及びノウハウを活用し、効率的に事業運営を行うものです。PFIは、いくつかの事業形式や事業形態があり、様々な種類の事業方式が考えられ、その地域条件等を勘案し最適な事業方式、事業形態を決定する必要があります。

PFIは、行政の関与度合によって財政的に、独立採算型、サービス購入型、ジョイントベンチャー型の大きく3つのタイプに分けられます。

表 2-2-5 PFI の分類

1) 独立採算型 (Financially free-standing projects)
行政の事業許可に基づいて民間企業が施設建設・事業の運営を行い、コストは施設利用者の利用料で回収するものです。プロジェクトに対する公的支出はありません。例) 有料道路、有料橋
2) サービス購入型 (Service sold to the public sector)
民間企業が施設建設・事業運営を行い、行政が民間企業の提供するサービスを購入して、利用者に供するものです。例) 道路、庁舎、刑務所
3) ジョイントベンチャー型 (Joint ventures)
建設・運営資金については行政・民間企業で分担、又は行政が全額負担し、事業運営リスクはすべて民間企業で負うものです。例) 都市開発

## (2) PFIにおける事業形態

事業形態は、その対象事業の種類により、事業リスクや法的枠組みの制約、利益追求の程度を考慮し、「Design(設計)」、「Build(建設)」、「Operate(運営)」、「Transfer(譲渡)」、「Own(所有)」等を組み合わせ、事業ごとに検討していくことになります。

表 2-2-6 PFIの事業形態による分類

事業形態	内容	事業形態の比較					
		施設の所有		資金調達	設計・建設	運転	施設撤去費
		施設建設時	運営時				
B00方式 (Build-Own-Operate)	民間が建設・運営、事業契約終了後は施設撤去または民間事業化	民間	民間	民間	民間	民間	民間
B0T方式 (Build-Operate-Transfer)	民間が建設・運営、事業契約終了後に公共へ資産譲渡	民間	民間	民間	民間	民間	公共
BTO方式 (Build-Transfer-Operate)	民間が建設、完成後に所有権を公共へ移転、民間が事業権を受け運営	民間	公共	民間	民間	民間	公共

表 2-2-7 ごみ処理施設における PFI 事業の例（近年事業実施 B O O 例）

名称	施設の 種類	施設規模	受入対象物	事業期間		事業 形態	選定方法
				建設期間	運営期間		
大館周辺広域市町村圏組合ごみ処理施設(秋田県)	焼却 溶融施設	90t/日(焼却) 14t/日(灰溶融)	一般廃棄物 (産業廃棄物 の混焼も可)	H15.10 ~ H17.6	15年間	B O O	総合評価型 一般競争入札
彩の国資源循環工場整備事業(埼玉県)	ガス化 溶融施設	450t/日	産業廃棄物	H16.5 ~ H18.9	20年間	B O O	総合評価型 一般競争入札
倉敷市新ごみ処理施設(岡山県)	ガス化 溶融施設	555t/日 (一廃303t/日 + 産廃252t/日)	一般廃棄物 産業廃棄物	H15.4 ~ H17.3	20年間	B O O	制限付き 一般競争入札

表 2-2-8 ごみ処理施設における PFI 事業の例（近年事業実施 B O T 例）

名称	施設の 種類	施設規模	受入対象物	事業期間		事業 形態	選定方法
				建設期間	運営期間		
(仮称)新リサイクルセンター整備等事業(愛知県)	ごみ固形 燃料化施設	60 t / 日	一般廃棄物	H15.4 ~ H17.3	15年間	B O T	公募型プロ ポーザル
長泉町一般廃棄物最終処分場(仮称)整備・運営事業(静岡県)	最終処分場	約40,000m <sup>3</sup>	一般廃棄物	H16.4 ~ H18.3	15年間	B O T	総合評価型 一般競争入札
益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業(島根県)	焼却溶融 施設	70 t / 日	一般廃棄物	H17.4 ~ H20.4	15年間	B O T	総合評価型 一般競争入札

表 2-2-9 ごみ処理施設における PFI 事業の例（近年事業実施 B T O 例）

名称	施設の 種類	施設規模	受入対象物	事業期間		事業 形態	選定方法
				建設期間	運営期間		
名古屋市鳴海工場整備運営事業(名古屋市)	ガス化 溶融施設	450t/日	一般廃棄物	H17.4 ~ H21.6	20年間	B T O	総合評価型 一般競争入札
稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業(北海道)	最終処分場	189,000m <sup>3</sup>	一般廃棄物	H17.10 ~ H19.9	10年間	B T O	総合評価型 一般競争入札

## 第3章 ごみ処理広域化基本計画

### 第1節 ごみ処理広域化の基本理念

**環境負荷低減を目指した循環型社会を構築する。**

ごみ処理広域化にあたっては、大きな目的である環境負荷の低減を目指すとともに、減量化、資源化を推進することにより循環型社会の構築を目指すことが重要です。そこで、対象区域では、環境負荷低減を目指した循環型社会を構築することを理念として掲げ、この実現に向けたごみ処理システムを作り上げます。

### 第2節 ごみ処理広域化の基本方針

ごみ処理広域化の基本理念を達成するためには、1市4村がそれぞれの役割を果たすとともに、住民や事業者にも働きかける必要があります。

以下に、対象区域におけるごみ処理広域化の基本方針を示します。

**4R（Refuse、Reduce、Reuse、Recycle）を前提としたごみ処理システムを構築します。**

適正処理の前段部分であるリフューズ（Refuse：発生抑制）、リデュース（Reduce：排出抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）を推進し、中間処理量や最終処分量の削減を図ります。

**環境負荷を低減するごみ処理システムを構築します。**

ごみ処理広域化による施設の集約化、連続稼働により、ダイオキシン類等の有害物質の排出量を極力削減します。

**対象区域内処理を前提としたごみ処理システムを構築します。**

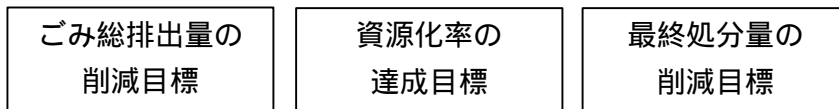
対象区域内から発生するごみについては、資源化を含む中間処理から最終処分までを対象区域内において処理することを前提とします。

**効率的なごみ処理システムを運用します。**

処理施設の集約化に伴うごみ処理経費の削減や、エネルギーの有効利用など、広域化のメリットを活かした効率的なごみ処理システムを運用します。

### 第3節 ごみ処理広域化の目標

本計画では、基本方針に基づく施策の目標を明確にするという観点から、達成すべき数値目標を設定します。



#### 1. ごみ総排出量の削減目標

ごみの総排出量の削減については、住民における努力だけでなく、国や県、また業界をも含めた総合的な施策の展開が必要となります。国においては、「平成22年度の総排出量を平成9年度実績に対して5%削減する。」という目標を設定しています。ただし、対象地域においては、人口減の影響もあり、平成15年度現在で5%削減を達成しているため、それよりも厳しい目標を設定します。

#### ごみ総排出量の削減目標

**平成22年度は、平成9年度に比べ、総排出量を15%削減します。**

区分 \ 年度	平成9年度	平成15年度	平成22年度
人口(人)	47,996	46,841	46,447
総排出量(トン)	21,348	20,222	18,105
(1人1日当たり(グラム))	(1,219)	(1,183)	(1,068)
総排出量削減割合(平成9年度比)	—	5.3%	15.2%
1人1日当たりの削減割合(平成9年度比)	—	3.0%	12.4%

\* 平成22年度の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村別将来推計人口 - 平成15年12月推計 - 」での推計値を用いています。

#### 目標を達成するための主な取り組み

- ・ 過剰包装、使い捨て商品の抑制
- ・ 家庭系ごみ有料化の新規実施、継続
- ・ 事業者の自己処理責任の遵守
- ・ 住民、事業者、行政との連携 など

1人1日当たりのごみ排出量を1,068グラムにするためには、現状(平成15年度)に比べて、平成22年度には1人1日当たり約110グラム(卵約2個分)の減量が必要です。住民1人1人の行動の積み重ねが大きなごみの減量につながります。

< 毎日の生活の中で出るごみの重さの目安 >

・ ごはん1膳	140グラム	・ アルミ缶	20グラム
・ 卵1個	50グラム	・ レジ袋(大)	10グラム
・ 牛乳パック	30グラム	・ 食品トレイ	5グラム

## 2. 資源化率の達成目標

国におけるリサイクル率の達成目標は、「平成22年度において資源化率24%を達成する。」となっています。これを踏まえ、本計画においては次の目標を設定します。

### 資源化率の達成目標

**平成22年度は、資源化率24%を達成します。**

区分 \ 年度	平成9年度	平成15年度	平成22年度
資源化率	15.8%	18.9%	24.0%

\* 目標値には、家電リサイクル法及び食品リサイクル法などによる民間事業者の行うリサイクル量は含みません。

### 目標を達成するための主な取り組み

- ・資源物の広域処理
- ・分別品目の統一化
- など

## 3. 最終処分量の削減目標

国による最終処分量の減量目標は、「平成22年度の最終処分量を平成9年度実績に対して半分に削減する。」となっていますが、本計画においては新しいごみ処理システムの導入も考慮し目標を設定します。

### 最終処分量の削減目標

**平成22年度は、平成9年度に比べ、最終処分量を半分以下に削減します。**

区分 \ 年度	平成9年度	平成15年度	平成22年度
最終処分量 (トン)	2,753	2,766	1,370以下
削減割合 (平成9年度比)	—	-2.3%	-50%以下

\* 最終処分量は今後検討するごみ処理システムにより決定されます。

### 目標を達成するための主な取り組み

- ・ごみの減量化・資源化
- ・処理残さの溶融処理
- など

## 第4節 基本方針に基づいた施策の方向性

基本方針に基づき、循環型社会形成のために必要な分野別計画の方向性を以下の6項目に分類し、具体的かつ効率的な施策の実施を目指します。

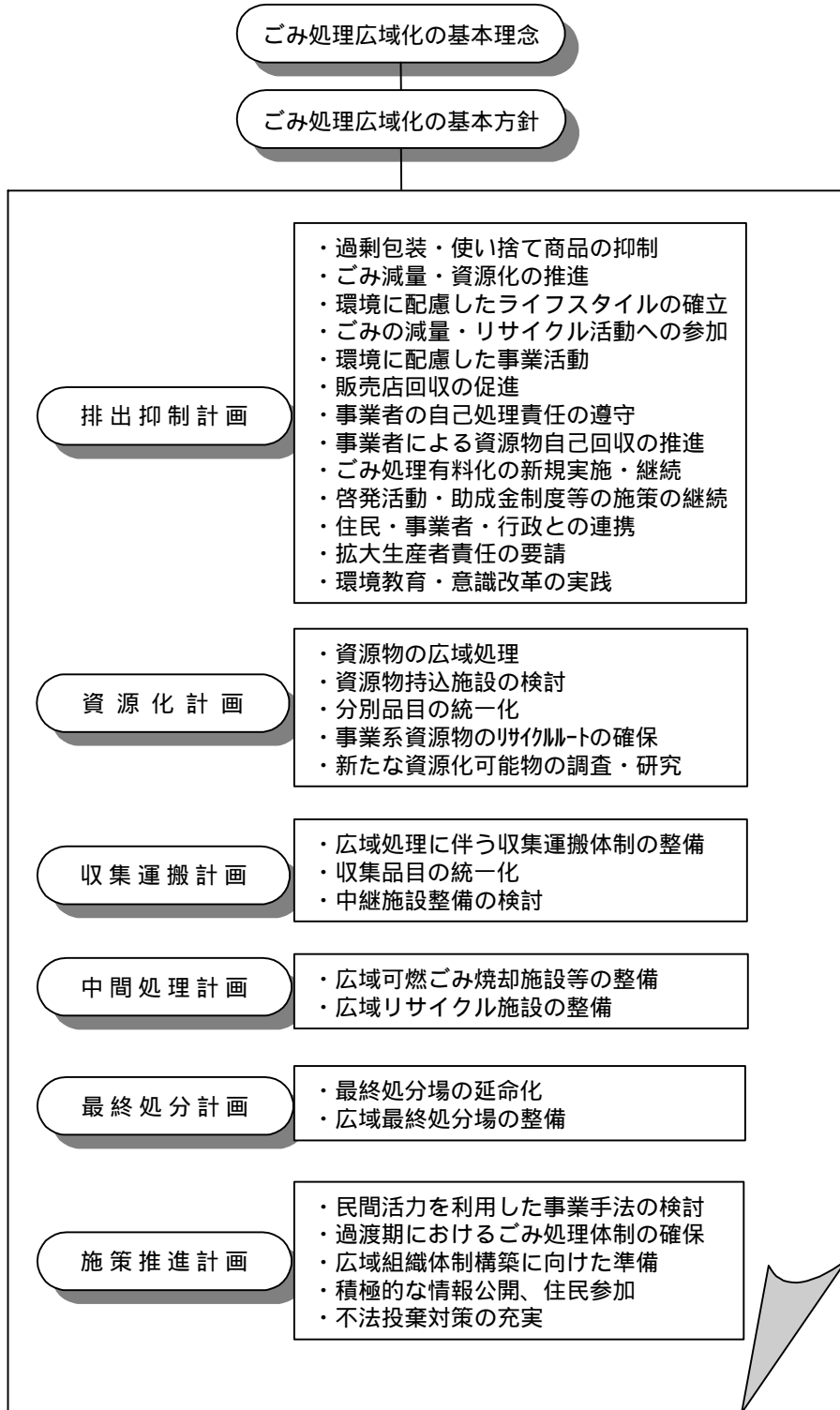


図 2-3-1 基本計画の体系

## 1 . 排出抑制計画

### 1-1 . 目標

ごみ処理を考える上で、ごみの減量化は一番重要な問題です。排出抑制施策については、構成市村において実施されますが、ごみ処理広域化に向けても重要事項であるため、本計画においても整理します。

### 1-2 . 主な施策・事業の内容

排出抑制については、住民、事業者、行政の役割分担に応じた行動が特に重要であることから、主体別の取り組みを明確にします。

#### (1) 住民の役割

家庭系ごみの排出抑制に向け、住民が果たすべき役割を示します。

#### 過剰包装・使い捨て商品の抑制

買い物に行く際には買い物袋を持参し、過剰包装を断るとともに、使い捨て製品や無駄な物の購入を抑制し、「ごみを買わない意識」を持つようにします。

#### ごみ減量・資源化の推進

耐久消費財はできるだけ修理などをして長く使用するとともに、消耗品はリターナブル容器\*入りや詰め替えできる商品、リサイクルしやすい商品を選びます。また、排出する際には、店頭回収など、民間の回収ルートを積極的に利用します。

#### 環境に配慮したライフスタイルの確立

ごみそのものの排出を減らすために、現在の生活からリフューズ(Refuse:発生抑制)、リデュース(Reduce:排出抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)を意識したライフスタイルを心がけるようにします。

#### ごみの減量・リサイクル活動への参加

生ごみ処理装置の購入や、フリーマーケット・不用品交換会への参加など、市村や自治会等が実施するごみの減量やリサイクル活動に積極的に参加します。

\*リターナブル容器

回収し、洗浄することにより繰り返し使用できる容器のことで、ビールびんや一升びんなどがその一例です。

## (2) 事業者の役割

本広域は観光人口が多く、事業所から排出されるごみも多いため、その排出抑制に向けた事業者の役割を示します。

### 環境に配慮した事業活動

生産者は、リサイクルしやすい製品や寿命の長い製品を作ることにより、環境に配慮した事業活動を実践します。

流通業者は、商品納入時に使用した容器の引取りを行うなど、流通に伴う環境負荷をより低減させる努力を行います。

販売業者は、過剰包装やトレイ・レジ袋の削減など、ごみになる物の抑制に努めます。また、壊れたものの修理コーナーを設けるなど、“もの”の循環利用を促進させるためのシステム確立に向け取り組みを進めます。

### 販売店回収の促進

家庭から排出される資源化が可能なごみについて、事業者が自主的に取り組む販売店回収の普及拡大に努め、住民が効果的に活用できるようにします。

### 事業者の自己処理責任の遵守

事業所から発生する全てのごみについて、自己処理責任を遵守できるよう、自らが排出しているごみ量を把握し、減量・再利用計画を策定するなどの必要な対策を講じます。

### 事業者による資源物自己回収の推進

OA用紙や段ボール、びん類、缶類など、比較的資源化しやすいものから、資源化の可能性を調査し、実践します。

## (3) 行政の役割

排出抑制に向け、行政が取り組むべき施策を明確化するため、行政の役割を示します。

### ごみ処理有料化の新規実施・継続

各市村で行われているごみ処理の有料化を新規実施・継続するとともに、将来的には料金徴収体系の統一を目指します。

### 啓発活動・助成金制度等の施策の継続

啓発活動や助成金制度等については、現行どおり各市村単位で行うとともに、啓発活動は特に強化します。

### 住民・事業者・行政との連携

行政が中心となり、住民・事業者・行政の役割分担を明確にし、排出抑制を図ります。

### 拡大生産者責任の要請

循環型社会形成に向けて、拡大生産者責任としての役割と責任を果たすよう、国・県を通じて要請します。

### 環境教育・意識改革の実践

長期的な排出抑制施策として重要な環境教育や意識改革の実践に向け、効果的な方法を検討します。

## 2. 資源化計画

### 2-1. 目標

排出されたごみの資源化を円滑に進めるために、適正な分別を行うとともに、リサイクル可能なものとして排出された資源物を有効利用できるような受け皿づくりをはじめ、体系化されたシステムの確立に努めます。なお、実施にあたっては住民や事業者の理解と協力が得られる資源化施策を実施します。

### 2-2. 主な施策・事業の内容

#### 資源物の広域処理

資源物についても、広域化による流通の安定等の面から広域処理を行います。なお、住民が利用しやすいよう、配慮した施設とします。

#### 資源物持込施設の検討

資源物がごみに混入しないような体制を整備するため、ごみの収集日に関係なく、住民が自主的に資源物を持ち込むことができる施設を検討します。

### 分別品目の統一化

分別品目については現状実施されているものを将来も維持します。ただし、収集回数については、順次統一を目指します。

### 事業系資源物のリサイクルルートの確保

事業者は、事業系資源物を自主的に回収するシステムの構築を目指します。また、市はシステム構築に向けての情報提供など、必要な支援をするとともに、市村に出された資源物についてはリサイクルルートの確保に努めます。

### 新たな資源化可能物の調査・研究

バイオマス等の新たな資源化について調査・研究を行い、本連合に取り入れる事が可能かについて検討します。なお、プラスチック類から重油を抽出する技術についても調査・研究を行います。

## 3. 収集運搬計画

### 3-1. 目標

安定かつ効率的な収集・運搬体制を整備するとともに、連合内の環境美化、ごみ出しルール違反の防止を推進することにより、住民生活の向上を図ります。

### 3-2. 主な施策・事業の内容

#### 広域処理に伴う収集運搬体制の整備

収集運搬は現行どおり各市村にて行います。

#### 収集品目の統一化

搬入バランスやサービスの面からも、将来的には収集品目の統一を目指します。(資源化計画参照)

#### 中継施設整備の検討

対象区域内での運搬距離や、直接搬入が多い地域性を勘案し、中継施設整備の必要性の検討を行います。

## 4 . 中間処理計画

### 4 - 1 . 目標

ごみや資源物の中間処理は、長期安定的に行うことが求められます。したがって、長期的な視点から環境負荷の低減が図られ、かつ経済的な中間処理方式について検討します。

### 4 - 2 . 主な施策・事業の内容

#### 広域可燃ごみ焼却施設等の整備

広域可燃ごみ焼却施設等の整備を行います。整備にあたっては、環境への負荷に十分配慮するとともに、規模については、排出抑制や資源化を行ったうえで適正処理が必要な量より算出します。

#### 広域リサイクル施設の整備

広域リサイクル施設の整備を検討します。対象品目は対象区域内で調整します。

## 5 . 最終処分計画

### 5 - 1 . 目標

中間処理後に発生する資源化できない残さは適正に処分する必要があります。処理施設基本計画策定の際には、対象区域全体から発生する最終処分量を削減する方式を導入します。

### 5 - 2 . 主な施策・事業の内容

#### 最終処分場の延命化

焼却又はガス化溶融処理の残さは、出来るだけ溶融処理を行い、最終処分場の延命化を目指します。

#### 広域最終処分場の整備

中信地区廃棄物検討委員会で検討中の最終処分場の整備状況により検討します。

## 6 . 施策推進計画

### 6 - 1 . 目標

ごみ処理広域化に向けた施策を円滑に進めるため、市村との緊密な連携を図り、地域住民の理解と協力を得、官民一体となった施策の推進に努めます。

### 6 - 2 . 主な施策・事業の内容

#### 民間活力を利用した事業手法の検討

施設建設費や維持管理費の削減を目指すため、民間活力を生かした事業手法の検討を行います。

#### 過渡期におけるごみ処理体制の確保

現有施設の点検・補修を行い、過渡期におけるごみ処理システムの維持管理に努めます。

#### 広域組織体制構築に向けた準備

対象区域内において、広域組織体制構築に向けた準備を行います。

#### 積極的な情報公開、住民参加

インターネット等を利用した情報公開により、住民参加を意識したごみ処理広域化を実施します。

#### 不法投棄対策の充実




不法投棄を防止し、適切なルートによるごみ処理が行われるよう、住民や事業者等の協力を得ながら、パトロールや監視・通報体制の強化に努めます。

## 第4章 広域処理開始までのスケジュール

対象区域では、ごみの広域処理を平成22年度より開始することを目標としています。なお、広域処理の実施までには、長期間に渡り、様々な手続きを踏まえる必要があるため、住民の理解を得ながら、確実に推進する必要があります。

表2-4-1に、広域処理開始までの想定スケジュールを示します。

表2-4-1 広域処理開始までのスケジュール(案)

項目	期間 (平成17年度～平成22年度)
実施計画・生活環境影響調査等	
施設整備	
広域処理開始	平成22年度開始 (予定) 



# - 巻末資料 -

---

ごみ処理広域化に向けてのごみ処理住民意識アンケート調査報告

ごみ処理広域化 シンポジウム報告

ごみ処理広域化基本計画（案）に対するパブリックコメントとその回答

北アルプス広域連合 ごみ処理広域化に係る提言書

ごみ処理広域化基本計画検討委員会 委員名簿

ごみ処理広域化基本計画検討委員会 開催経過

---

# 北アルプス広域連合 ごみ処理広域化に向けての

## ごみ処理住民意識アンケート調査報告

### 1. 調査目的

- ・ごみ処理広域化基本計画を策定するにあたり、住民、村民のごみ排出実態及び減量化・資源化に対する意識を調査することにより、今後の施策検討の参考とすることを目的とします。
- ・客観的な評価を行い、問題、課題を明確化します。

### 2. 調査対象者

- (1) 調査地域 大町市・八坂村・美麻村・白馬村・小谷村に在住の住民
- (2) 標本数 合計 1,500 件  
(大町：980 件、八坂：40 件、美麻：40 件、白馬：310 件、小谷：130 件)
- (3) 標本抽出方法 無作為抽出(世帯を対象)

### 3. 調査方法

質問用紙郵送法

### 4. 調査の年月

平成 16 年 8 月 10 日～平成 16 年 9 月 6 日 (8 月 23 日にお礼状兼督促状送付)

### 5. 調査の解析方法

単純集計及びクロス集計。

### 6. 調査票回収状況

- (1) 調査用紙発送数 1,500 通(うち 2 通が転居等で返送)
- (2) 回収数 697 通
- (3) 回収率 46.5%

### 7. 回答数

697 通

## 大分類ごとのまとめ

### 1．基本構想の認知度について

基本構想の認知度については、「知らない」が44.9%であり、今後一層の情報提供に努める必要があります。

### 2．北アルプス広域連合について

北アルプス広域連合については、「組織している市町村や業務の概要等、ある程度知っている」と「名前だけは知っている」を合わせて79.7%と、住民の認知度は高いといえます。

### 3．ごみの出し方について

ごみの出し方については、「市や村で行われているごみ収集に出している」が62.1%と半数以上を占めていますが、ごみ焼却場に直接持ち込むことがある人も多く見られます。その理由は、保管場所、収集回数の少なさ、便利である点等が多くなっています。

### 4．ごみの排出方法について

生ごみ、プラスチック類、新聞・雑誌・段ボールについては、燃えるごみや燃えないごみとして多く出されており、資源化の余地があると言えます。その他については、概ね分別排出されています。

### 5．ごみの収集回数について

全体的に「適切である」が多くを占めていますが、新聞・雑誌・段ボール、プラスチック類については、「増やしてほしい」が比較的多くなっています。特に「容器包装プラスチック」については30.1%と高い要望になっています。

### 6．ごみの分別品目について

「分別をする品目を増やす必要はなく、現状のままでよい」が63.8%と高い割合となっています。一方、「分別する品目が増えることに賛成である」は25.7%となっています。

### 7．将来のごみ量について

「ごみの量は減らせないと思う」が45.2%と「ごみの量は減らせると思う」35.9%を上回っています。その理由は、過剰包装等が多い、これ以上ごみを減らすのは難しい、今後も生活が変わらない等が多くなっています。一方、減らせる理由は、努力次第でさらに減らすことができるが大多数を占めています。

### 8．ごみの減量について

「ものを製造や販売を行う事業者が一層の努力をすべきである」が70.9%と高い割合になっています。また、住民一人ひとり、国や県、北アルプス広域連合や市村の努力も望まれており、三者が協働を図りながらごみ減量に努める必要があります。

## 9. ごみの有料化について

有料化後、ごみに「興味を持つようになった」が72.4%と大多数を占めていますが、排出される量については「変わらない」が50%と、「少なくなった」35.5%を上回っています。

## 10. 生ごみについて

生ごみ処理機の利用について、「補助制度を知っているが、持っておらず、今後も購入する気はない」が29.8%と一番高い割合になっています。その理由は、費用負担、置き場所、堆肥の利用法等が多くなっています。一方、現在使用している人は20.2%、今後購入してみたい人は24.8%と普及拡大の余地もあるといえます。

## 11. 住民がすべき事項について

割合が高いものから順に、分別を徹底する、過剰包装やレジ袋を断る、ごみ減量・資源化に関心を持ち意識改革を実行する、ものを大切にし安易にものを捨てない、グリーン購入をする、となっていますが、全体的に高い割合で必要性が考えられています。

## 12. 北アルプス広域連合、市、村がすべき事項について

割合が高いものから順に、企業への働きかけ、デポジット制の導入、生ごみ堆肥化の推進、不要品活用のための働きかけ、回収拠点の増設・回収品目の拡大となっていますが、全体的に高い割合で必要性が考えられています。

## 13. 北アルプス広域連合、市、村からの情報発信について

「各戸に配布される広報誌にごみに関する情報を掲載する」が73.8%と特に高い割合となっています。広報誌への掲載は現在も実施されていますが、今後は行政ホームページ、ラジオ、ケーブルテレビ、懇談会、シンポジウム等様々な方法を幅広く活用しながら、情報の認知を深める必要があるといえます。

## 14. 事業者がすべき事項について

割合が高いものから順に、過剰包装・レジ袋の削減、製造・販売品の回収・リサイクルの実施、製品修理の充実、リサイクルしやすいように設計・材質の表示、過度のモデルチェンジの自粛、となっていますが、全体的に高い割合で必要性が考えられています。

## 15. ごみの広域処理について

施設整備に関して、ダイオキシンを発生させない等環境配慮を重視する人が72.2%、エネルギー利用が56.5%と高い割合となっています。同時に経済的考慮、周辺地域の景観配慮への必要性も考えられています。

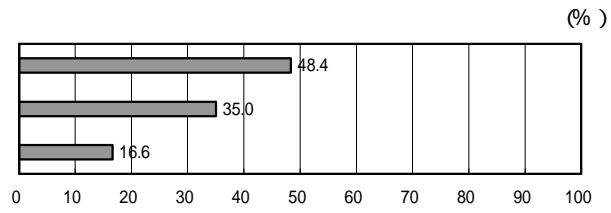
## 16. その他（自由回答の内容等）

「観光客へのごみ減量の働きかけを行う」「情報発信・伝達はなるべく早い時期に行い、参加しやすくする」「家庭や学校で子供たちに環境教育をする」等様々な意見が寄せられました。

## 基礎項目

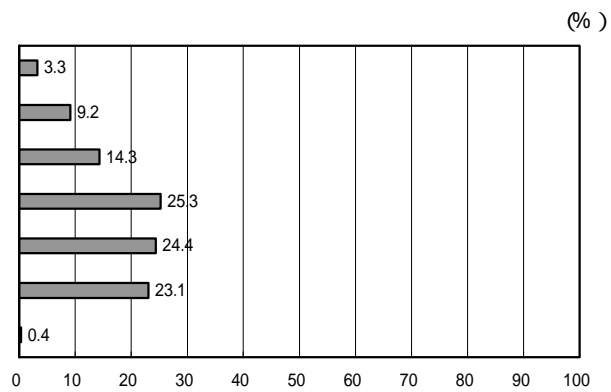
### A 性別

選択肢	実数	割合
男	337	48.4
女	244	35.0
無効 無回答	116	16.6
調査数	697	100.0



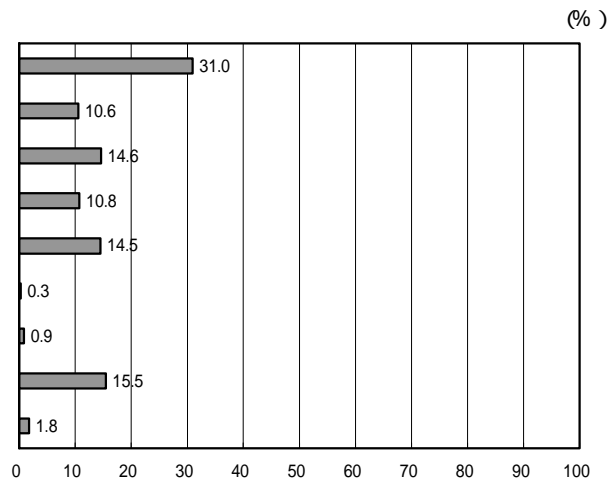
### B 年代

選択肢	実数	割合
20代	23	3.3
30代	64	9.2
40代	100	14.3
50代	176	25.3
60代	170	24.4
70代以上	161	23.1
無効 無回答	3	0.4
調査数	697	100.0



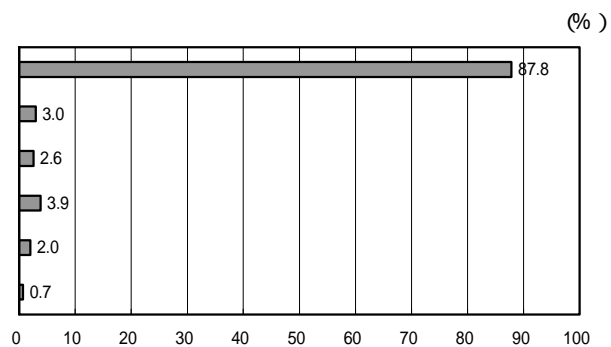
### C 職業

選択肢	実数	割合
勤め人 (常勤)	216	31.0
勤め人 (パート)	74	10.6
自営業 (旅館・民宿・商店など)	102	14.6
農林業	75	10.8
専業主婦 (夫)	101	14.5
学生	2	0.3
自由業 (医師・弁護士・会計士など)	6	0.9
その他	108	15.5
無効 無回答	13	1.8
調査数	697	100.0



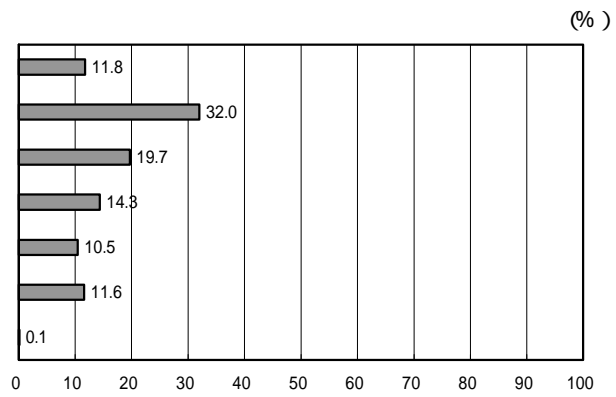
### D 居住形態

選択肢	実数	割合
一戸建て	612	87.8
マンション・アパート	21	3.0
社宅・官舎	18	2.6
公団・公社・市営 (又は村営) 住宅	27	3.9
その他	14	2.0
無回答	5	0.7
調査数	697	100.0



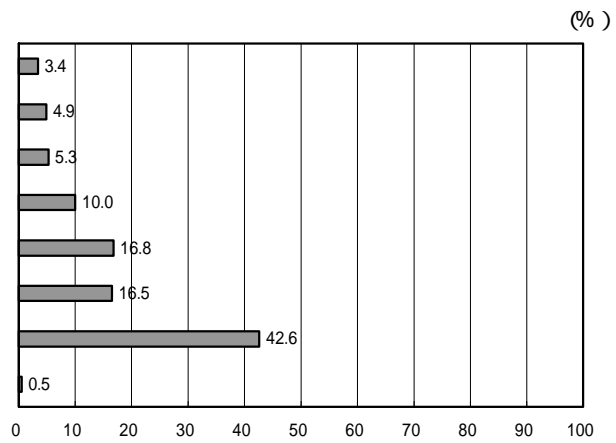
E 世帯人数

選択肢	実数	割合
1人(一人暮らし)	82	11.8
2人	223	32.0
3人	137	19.7
4人	100	14.3
5人	73	10.5
6人以上	81	11.6
無回答	1	0.1
調査数	697	100.0



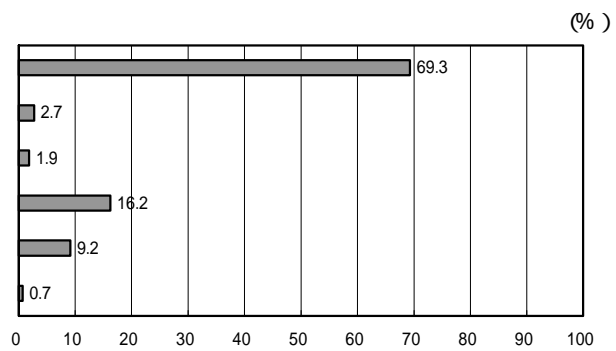
F 居住年数

選択肢	実数	割合
1年未満	24	3.4
1~3年未満	34	4.9
3~5年未満	37	5.3
5~10年未満	70	10.0
10~20年未満	117	16.8
20~30年未満	115	16.5
30年以上	297	42.6
無回答	3	0.5
調査数	697	100.0



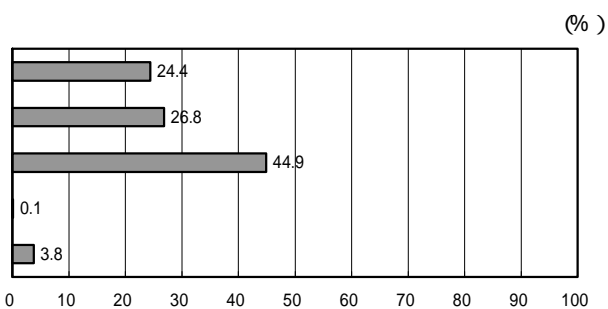
G 住んでいる地域

選択肢	実数	割合
大町市	483	69.3
八坂村	19	2.7
美麻村	13	1.9
白馬村	113	16.2
小谷村	64	9.2
無回答	5	0.7
調査数	697	100.0



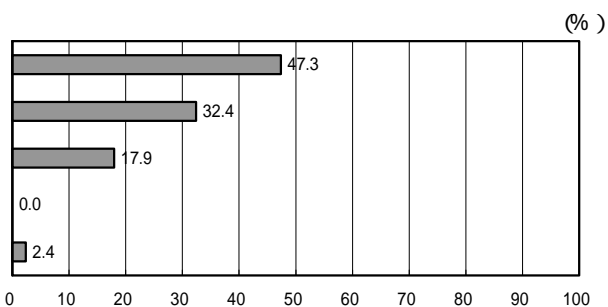
質問1 基本構想の認知度

選択肢	実数	割合
内容を読んだことがある	170	24.4
名称だけは知っている	187	26.8
このアンケートで初めて知った	313	44.9
無効	1	0.1
無回答	26	3.8
調査数	697	100.0



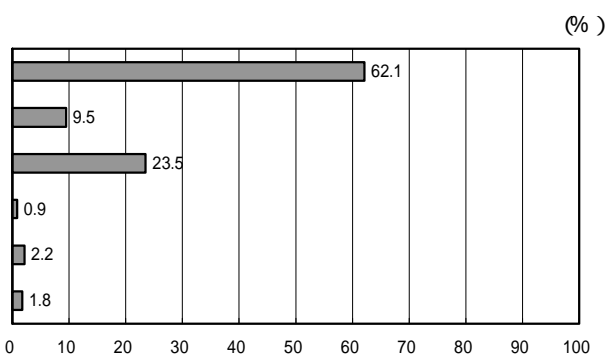
質問2 広域連合の認知度

選択肢	実数	割合
組織している市町村や行っている業務の概要など、ある程度知っている	330	47.3
名前だけは知っている	226	32.4
このアンケートで初めて知った	125	17.9
無効	0	-
無回答	16	2.4
調査数	697	100.0



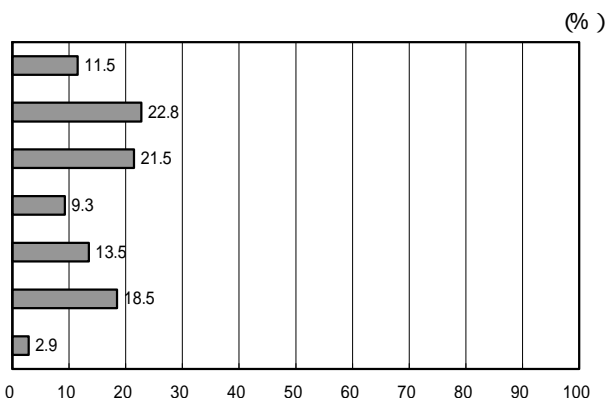
質問3 ごみの出し方-前半部

選択肢	実数	割合
市や村で行われているごみ収集に出している	433	62.1
ごみ焼却場まで直接持ち込んでいる	66	9.5
ごみ収集に出すことも、ごみ焼却場に直接持ち込むこともある	164	23.5
その他	6	0.9
無効	15	2.2
無回答	13	1.8
調査数	697	100.0



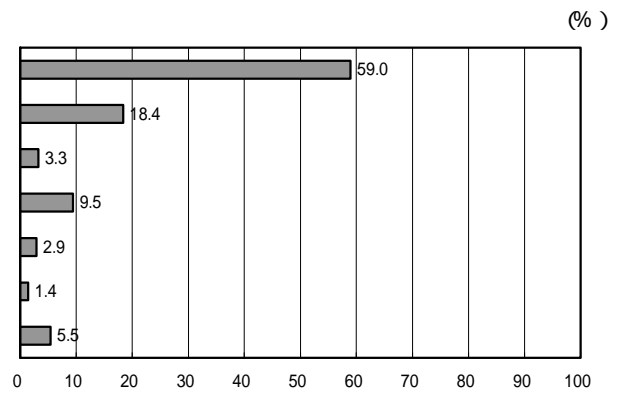
質問3 ごみの出し方-後半部 (複数回答)

選択肢	実数	割合
ごみを保管しておくのが面倒くさいから	36	11.5
ごみを保管する場所がないから	71	22.8
市や村の収集回数が少ないから	67	21.5
収集場所が遠い地域、又は収集車が来ない地域だから	29	9.3
お金を払っても持ち込んだ方が便利だから	42	13.5
その他	58	18.5
無回答	9	2.9
回答数 (累計)	312	100.0



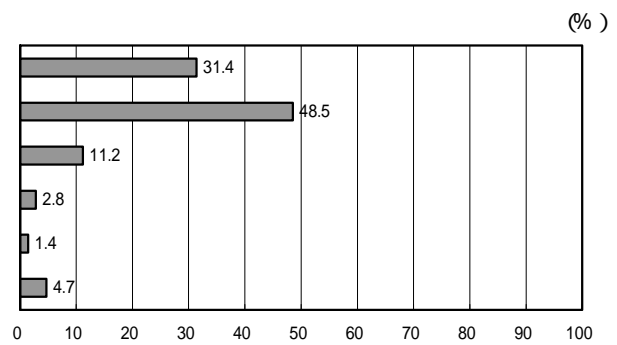
質問4 生ごみの排出方法

選択肢	実数	割合
燃えるごみ	411	59.0
コンポスト容器 (ごみ堆肥化容器)	128	18.4
電気生ごみ処理機	23	3.3
土に埋める	66	9.5
その他	21	2.9
無効	10	1.4
無回答	38	5.5
調査数	697	100.0



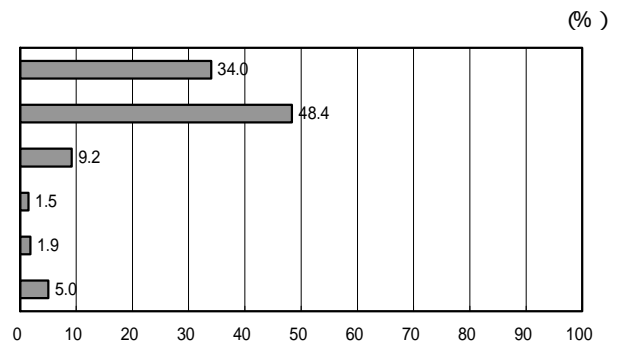
質問4 紙パック (牛乳パックなど)の排出方法

選択肢	実数	割合
店の回収ボックス	219	31.4
資源ごみ	338	48.5
燃えるごみ	78	11.2
その他	19	2.8
無効	10	1.4
無回答	33	4.7
調査数	697	100.0



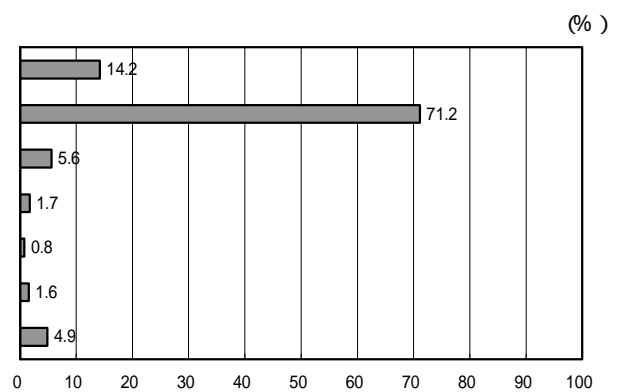
質問4 トレイの排出方法

選択肢	実数	割合
店の回収ボックス	237	34.0
資源ごみ	337	48.4
燃えるごみ	64	9.2
その他	11	1.5
無効	13	1.9
無回答	35	5.0
調査数	697	100.0



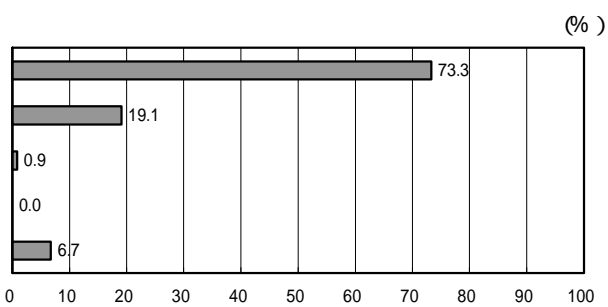
質問4 ペットボトルの排出方法

選択肢	実数	割合
店の回収ボックス	99	14.2
資源ごみ	496	71.2
燃えるごみ	39	5.6
燃えないごみ	12	1.7
その他	6	0.8
無効	11	1.6
無回答	34	4.9
調査数	697	100.0



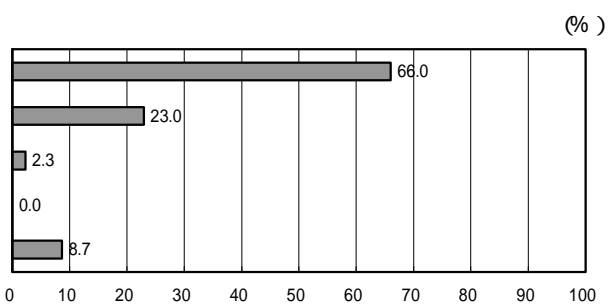
質問5 燃えるごみの収集回数

選択肢	実数	割合
適切である	511	73.3
増やしてほしい	133	19.1
少なくともよい	6	0.9
無効	0	-
無回答	47	6.7
調査数	697	100.0



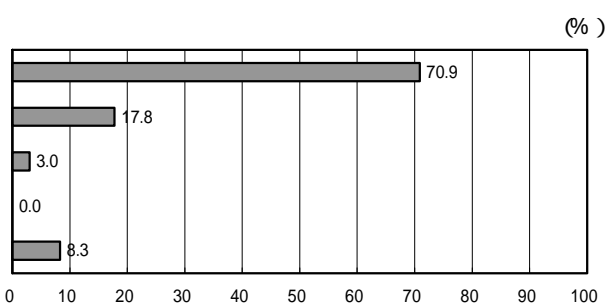
質問5 燃えないごみの収集回数

選択肢	実数	割合
適切である	460	66.0
増やしてほしい	160	23.0
少なくともよい	16	2.3
無効	0	-
無回答	61	8.7
調査数	697	100.0



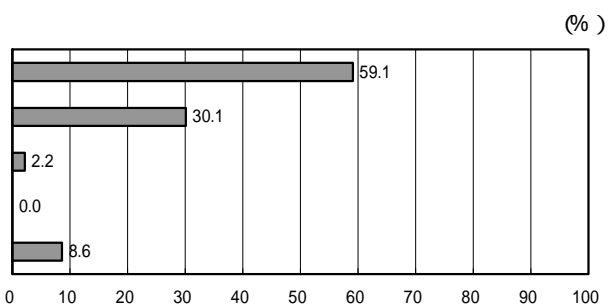
質問5 びん 缶の収集回数

選択肢	実数	割合
適切である	494	70.9
増やしてほしい	124	17.8
少なくともよい	21	3.0
無効	0	-
無回答	58	8.3
調査数	697	100.0



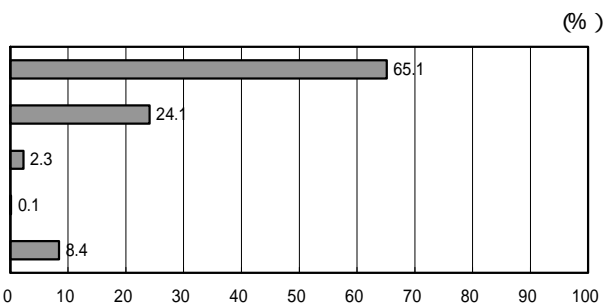
質問5 容器包装プラスチック類の収集回数

選択肢	実数	割合
適切である	412	59.1
増やしてほしい	210	30.1
少なくともよい	15	2.2
無効	0	-
無回答	60	8.6
調査数	697	100.0



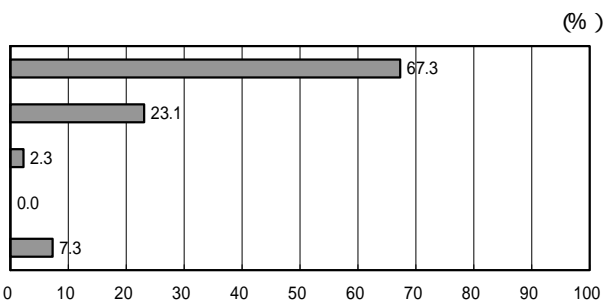
質問5 ペットボトルの収集回数

選択肢	実数	割合
適切である	454	65.1
増やしてほしい	168	24.1
少なくともよい	16	2.3
無効	1	0.1
無回答	58	8.4
調査数	697	100.0



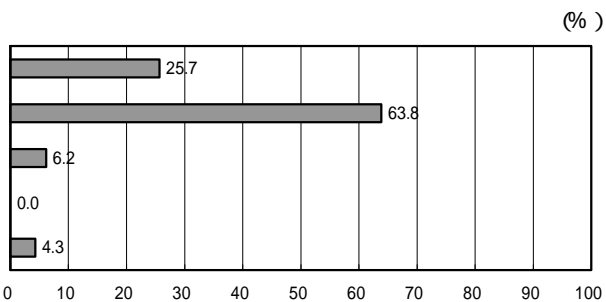
質問5 新聞紙 雑誌 段ボールの収集回数

選択肢	実数	割合
適切である	469	67.3
増やしてほしい	161	23.1
少なくともよい	16	2.3
無効	0	-
無回答	51	7.3
調査数	697	100.0



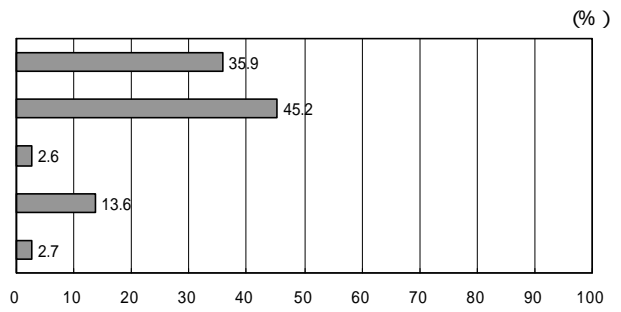
質問6 分別増加について

選択肢	実数	割合
分別する品目が増えることに賛成である	179	25.7
分別する品目を増やす必要はなく現状のままでよい	445	63.8
その他	43	6.2
無効	0	-
無回答	30	4.3
調査数	697	100.0



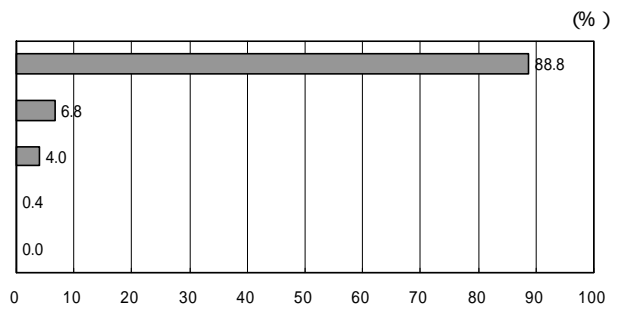
質問7 将来出すごみの量

選択肢	実数	割合
ごみの量は減らせると思う	250	35.9
ごみの量は減らせないと思う	315	45.2
わからない	18	2.6
無効	95	13.6
無回答	19	2.7
調査数	697	100.0



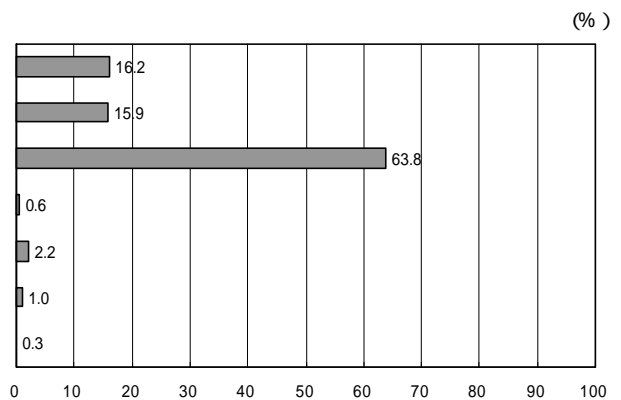
質問7 ごみの量が減らせる理由

選択肢	実数	割合
努力次第でさらに減らすことができるから	222	88.8
ごみ減量のための仕組みができていないから	17	6.8
その他	10	4.0
無効	1	0.4
無回答	0	-
調査数	250	100.0



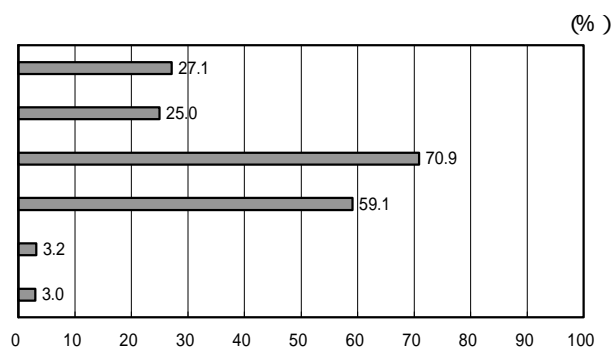
質問7 ごみの量が減らせない理由

選択肢	実数	割合
これ以上、ごみを減らすのは難しいため	51	16.2
今後も生活が変わらないと思うため	50	15.9
過剰包装など、ごみになるものが多いため	201	63.8
あまり、ごみに関心がないため	2	0.6
その他	7	2.2
無効	3	1.0
無回答	1	0.3
調査数	315	100.0



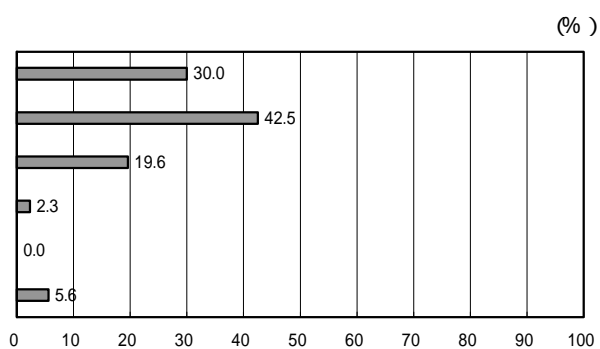
質問8 努力すべき主体 (複数回答)

選択肢	実数	割合
国や県が一層の努力をすべきである	189	27.1
北アルプス広域連合や、市、村が一層の努力をすべきである	174	25.0
ものの製造や販売を行う事業者が一層の努力をすべきである	494	70.9
住民一人ひとりが一層の努力をすべきである	412	59.1
その他	22	3.2
無回答	21	3.0
回答数 (累計)	1312	
調査数	697	



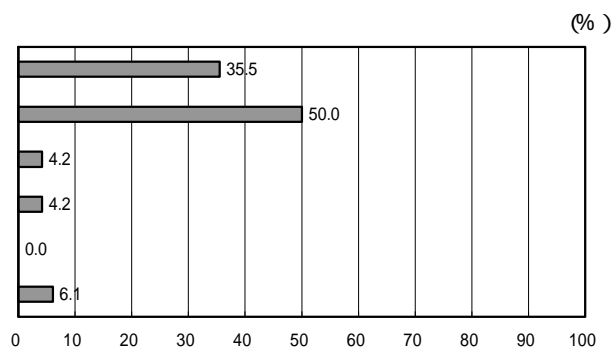
質問9 有料化後のごみに対する意識 (大町市以外)

選択肢	実数	割合
とても興味を持つようになった	64	30.0
やや興味を持つようになった	91	42.5
変わらない	42	19.6
分からない	5	2.3
無効	0	-
無回答	12	5.6
調査数	214	100.0



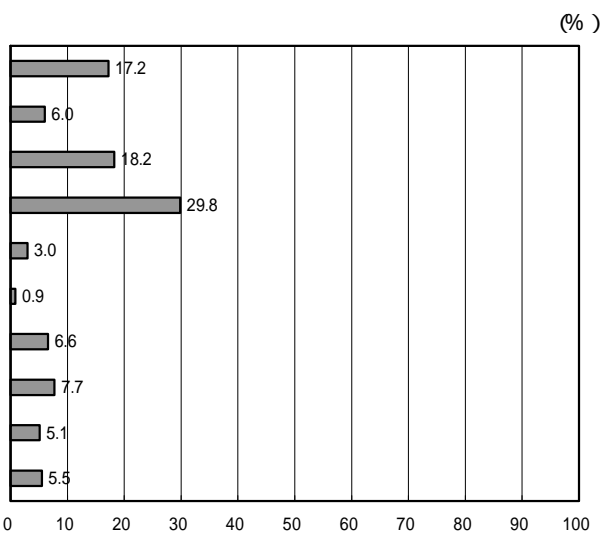
質問9 有料化後の排出されるごみ量 (大町市以外)

選択肢	実数	割合
少なくなった	76	35.5
変わらない	107	50.0
多くなった	9	4.2
分からない	9	4.2
無効	0	-
無回答	13	6.1
調査数	214	100.0



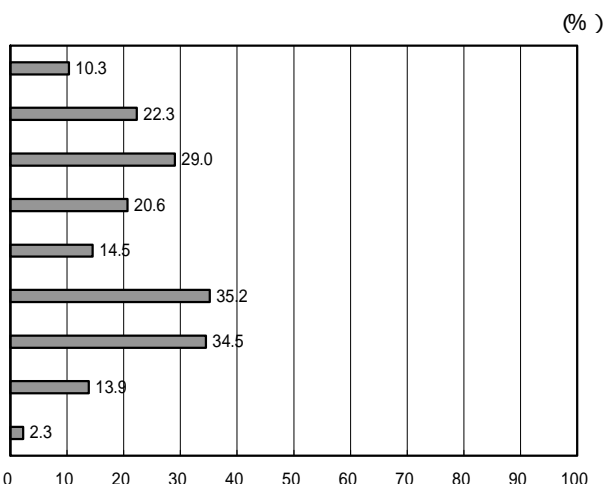
質問10 生ごみ処理機等の利用について

選択肢	実数	割合
知っている 持っている 使っている	120	17.2
知っている 持っている 使っていない	42	6.0
知っている 持っていない 購入してみたい	127	18.2
知っている 持っていない 購入する気はない	208	29.8
知らない 持っている 使っている	21	3.0
知らない 持っている 使っていない	6	0.9
知らない 持っていない 購入してみたい	46	6.6
知らない 持っていない 購入する気はない	54	7.7
無効	35	5.1
無回答	38	5.5
調査数	697	100.0



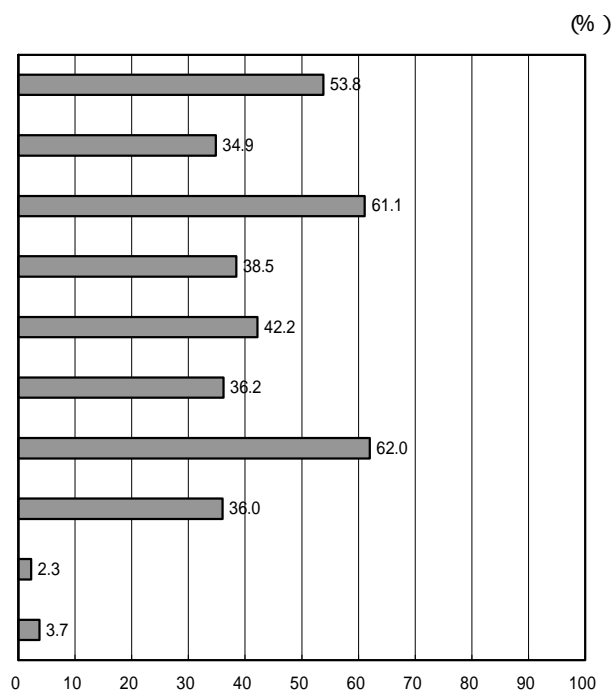
質問10 生ごみ処理機などを使用しない理由 (複数限定回答)

選択肢	実数	割合
使ってもごみの量が減るとは思わないから	32	10.3
手間がかかるから	69	22.3
お金がかかるから	90	29.0
使う習慣がないから (畑等に埋めているからなど)	64	20.6
生ごみがあまり出ないから	45	14.5
置く場所がないから	109	35.2
生ごみ処理後に出てくる物の利用に困るから	107	34.5
家庭用生ごみの堆肥化容器や生ごみ処理機の性能が良くないから	43	13.9
無回答	7	2.3
回答数 (累計)	566	
前半部で2, 4, 6, 8と答えた方	310	



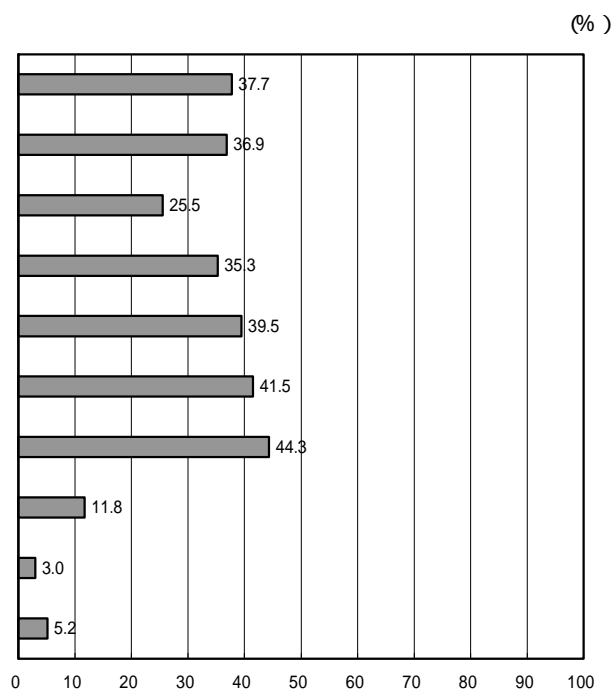
問11 住民のすべき行動 (複数回答)

選択肢	実数	割合
ごみ減量・資源化に関心を持ち、意識改革を実践する	375	53.8
ごみになるようなものを家庭に持ち込まない、買わないようにする	243	34.9
過剰な包装やレジ袋等を断るようになる(買い物袋を持参するようにする)	426	61.1
詰替え製品やエコマーク商品、再生製品等を買う	268	38.5
物を大切にし、安易に物を捨てないように心がける	294	42.2
生ごみは水を切ってから捨てるようにする	252	36.2
ごみと資源の分別をきちんと行う	432	62.0
リサイクル活動に積極的に参加する	251	36.0
その他	16	2.3
無回答	26	3.7
回答数(累計)	2583	
調査数	697	



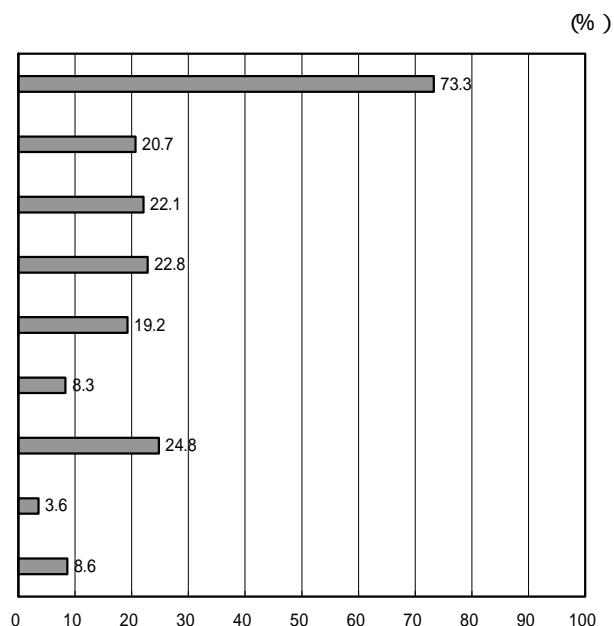
質問12 行政で力を入れてほしい施策 (複数回答)

選択肢	実数	割合
不用品活用のための常設展示コーナーの充実やフリーマーケットの開催を行なう	263	37.7
公共施設等における回収拠点の増設や、回収品目を増やす	257	36.9
資源物収集の品目を増やす	178	25.5
集団回収事業に対する支援を充実させる	246	35.3
生ごみの堆肥化を推進する	275	39.5
空き缶や空きびんは購入時に預り金を附加し、使用後に販売店へ返却すると料金の一部が戻ってくる制度(デポジット)を導入する	289	41.5
回収した資源を積極的に利用するよう企業への働きかけを行う	309	44.3
講演会や関係施設の見学会の開催や情報誌の発行など、広報の充実を進める。	82	11.8
その他	21	3.0
無回答	36	5.2
回答数(累計)	1956	
調査数	697	



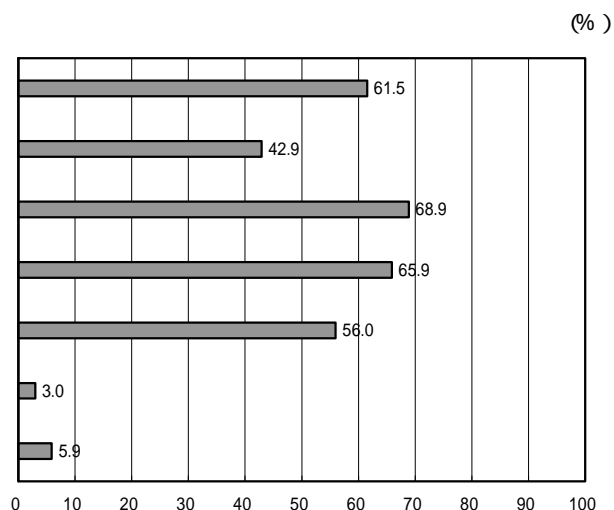
質問13 行政の情報発信方法 (複数回答)

選択肢	実数	割合
各戸に配布される広報誌にごみに関する情報を掲載する	511	73.3
北アルプス広域連合や市、村のホームページなどに情報を掲載する	144	20.7
ケーブルテレビや有線・行政無線などを利用して情報を伝える	154	22.1
ごみに関する説明会を開催する(行政の担当者が住民に説明する方式)	159	22.8
ごみに関する懇談会を開催する(行政の担当者や住民、事業者が自由に話し合える場を提供する方式)	134	19.2
ごみに関するシンポジウムを開催する(大きな会場で有識者などを招いて講演を実施する方式)	58	8.3
ごみに関する体験型学習が出来る機会を設ける(ごみ処理施設の見学会などを実施する方式)	173	24.8
その他	25	3.6
無回答	60	8.6
回答数(累計)	1418	
調査数	697	



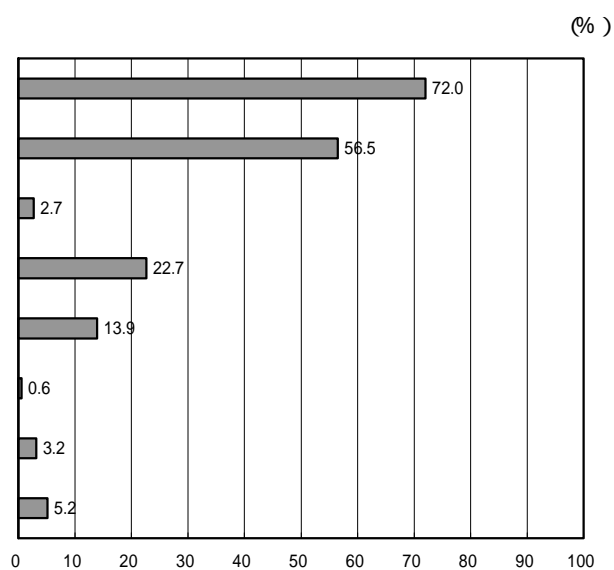
問14 事業者のすべき行動 (複数回答)

選択肢	実数	割合
製品の修理などアフターサービスを充実して長く使えるようにする	429	61.5
過度のモデルチェンジを控える	299	42.9
過剰な包装をやめたり、レジ袋を減らす	480	68.9
製造、販売した製品の回収・リサイクルを行う	459	65.9
リサイクルしやすいように設計したり、材質を表示する	390	56.0
その他	21	3.0
無回答	41	5.9
回答数(累計)	2119	
調査数	697	



質問15 施設整備にあたって重要視する点 (複数回答)

選択肢	実数	割合
ダイオキシン類などを極力発生させないように環境に配慮した施設とすること	502	72.0
エネルギー利用を積極的に行う施設とすること	394	56.5
ごみ収集車により、渋滞や交通事故などが起こらないようにすること	19	2.7
経済的な面を考慮した施設とすること	158	22.7
周辺の地域のイメージアップとなるように景観を配慮した施設とすること	97	13.9
その他	4	0.6
無効	22	3.2
無回答	36	5.2
回答数 (累計)	1232	
調査数	697	



# 北アルプス広域連合 ごみ処理広域化 シンポジウム報告

## 1. 目的

- ・ごみ処理広域化基本計画検討委員会での議論内容を広く住民に知っていただく。
- ・ごみ処理の広域化について考える契機とする。
- ・広く住民の意見を聴取する場とする。

## 2. 開催概要

平成 16 年 12 月 12 日（日） 13：30～16：00

大町公民館分室 2 階 講堂

## 3. 次第

### 1. 開会

### 2. 広域連合長挨拶（腰原愛正 広域連合長）

### 3. これまでの検討経過の報告（松岡英子 検討委員会委員長 - 信州大学教授）

### 4. 基調講演「ごみ処理広域化とごみ減量」(秋元智子 NPO 法人 環境カウンセラー ー全国連合会事務局長)

### 5. パネルディスカッション

パネリストによるディスカッション

（テーマ）ごみ処理広域化に向けて、ごみの減量化・資源化に向けて

参加者とパネリストによるディスカッション

（テーマ）ごみ処理広域化に向けて、ごみの減量化・資源化に向けて

<パネリスト>

北原宗子氏（長野市大豆島ごみ問題を考える会）

塚田文善氏（検討委員会副委員長 - 大町市連合自治会副会長）

松本明人氏（検討委員会委員 - 信州大学助教授）

相澤稔氏（白馬山麓環境施設組合事務局長）

### 6. 閉会

## 4. 参加人数

100 名

# 北アルプス広域連合 ごみ処理広域化基本計画（案）に関する

## パブリックコメントとその回答

### 1．案の公表期間と意見募集期間

平成 16 年 12 月 20 日（月）～平成 17 年 1 月 17 日（月）

### 2．総数

指定ハガキ	: 57 通
FAX	: 1 通
封書	: 3 通
電子メール	: 1 通
合計	: 62 通

### 3．内訳

大町市	: 21 通
八坂村	: 8 通
美麻村	: 2 通
白馬村	: 15 通
小谷村	: 4 通
未記入	: 12 通

< 意見の傾向 >



図 意見の傾向（複数設定）

<寄せられた意見と広域連合の考え方>

分類		主な意見・質問	広域連合の考え方
ごみに関して全般	A1 ごみ量 (3件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの少量化又はリサイクル化に力を入れる</li> <li>・ごみの減量等について各市町村は、重要なスローガンとして位置付けること。</li> </ul> 総合的に4Rを実行する。福沢諭吉の凡事徹底or静岡県のお茶やサッカーの取り組みの実践例より4Rにより村おこしが出来るかもしれない。また4Rを通して生活の質を向上させる機会となるかもしれない。	ごみ量は年々増加傾向にあります。ごみ少量化は市村の住民の皆さんや、事業者の皆さんの協力無くしてはできません。徐々にではありますが、ごみ問題は住民の皆様にも浸透しつつありますので、一層の働きかけをする中で浸透を深めていきます。
	A2 ごみ減量化 (6件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まづ、各市町村でいまのごみの排出量削減の数値目標を決めてから、それがほぼ達成されたところがよいのではと思います。</li> <li>・ごみの減量には大賛成です。しかしゼロにはできません。</li> <li>・生ごみ、プラスチック類、紙類の一層の資源化の推進で焼却場への持込量を少なく、特に生ごみは農地所有者は担当量を土に返すべく協力すべきと思う。このことによりごみの総排出量の削減化を図る。処理方法等一歩間違えばカラスの餌になったり逆効果になるので行政指導の徹底も必要と考える。</li> <li>・排出ごみの減量化を推進したうえで、ごみ処理の広域化、資源物の広域処理等の施策を計画してほしい。(行政指導によるところの住民の意識改革がされなければ勿論できない事は当然、)</li> <li>・買い物に行く場合は、自分でリュックか買物袋を持って行く、身近なところから減量化をやって行きたいと思っています。中々できない事です。面倒くさいから!!</li> <li>・商品の販売の段階からごみの発生を減らすような対策が必要です。</li> <li>・ごみ減量化をもっと推進してほしい。</li> </ul>	広域連合で目標を定めることは、各市村にとりましても同様の目標となるものです。この目標達成に向け、4Rを前提とした取り組みの推進を図ってまいります。
	A3 ごみの有料化 (1件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集袋の値上げする事により不法投棄につながる恐れが増大すると思います。値上げは一寸待ってごみの減量化施策の推進に努めてはと思っています。</li> </ul>	ごみの有料化は、各市村の政策により実施されています。このことにより、財政負担の軽減及び排出量の削減を狙いとします。また、不法投棄については、モラルの問題でもありますが、警戒強化を図ると共に住民の皆様からの監視の強化をお願いします。

	分類	主な意見 質問	広域連合の考え方
ごみに関して全般	A4	<p>ごみの収集運搬 (9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回の回収が必要、古新聞、ダンボール、古着等、アルミ缶。</li> <li>・ごみ分別の収集場所ですが、車の運転ができない人は持っていきません。(古布など資源ごみです)地区のステーションに収集していただけたら良いと思います。持っていきないと燃えるごみに出してしまいます。小さな事ですが、大切と思います。</li> <li>・プラスチックごみが大変ふえています。月1回の回収では家にたまって困ります。私共は仕方がないので施設まで持って行っていきますが、車がない人や年寄り家族の方は困っていると思います。毎週か二週間に一回位にして欲しいと思います。</li> <li>・ごみの収集日、特に生ごみ類はすぐにごみ袋が一杯になってしまうので、週に今まで2回を倍の4回位にして欲しい。又ビン類は月2回位は収集日にして欲しい。家庭用の焼却処理できるものが普及してもらいたい。</li> <li>・白馬は営業している施設の人は軽トラ一台とかまとめて焼却場へ持ち込んでいる人が多いので、広域で施設を作っても、村毎に集積場が欲しい(暇な時に持ち込む)</li> <li>・白馬山麓(小谷3スキー場含む)スキー場の宿舎の大部分が直接個人搬入をする人々が多く大変助かっています。年間業者委託をする大きいホテルや1個人も有すると思いますが、現状の方法がベターと思われます。仮に広域化された場合、現在の位置にストックできる場所を確保出来るのか。又は各スキー場エリア等に収集場所を設置するようなお考えはありますか?その点よろしくご検討を願いたい。</li> <li>・ごみの処理は市町村の基本的義務です。直接持ち込まれるごみが多いという事は市町村のやり方に問題があるという事です。もっと勉強してください。</li> <li>・長岡市では、プラの袋があり分別し、近くの集積所に指定された日に出している。大町市には、プラ専用の袋が無く、又収集も資源回収の日に公民館まで持参しなくてはならない。高齢者になるとそこまで出しにくい。せめて出す日を決めて、近くの集積所までの収集をお願いしたい。</li> <li>・ごみだしについては、出来るだけ持っていけば受け入れて戴けるようなシステムにしてください。(分別は当然行いますが、いつでも出せる形がほしい)。</li> </ul>	<p>計画の中ではごみの収集運搬について、各市村において対応することとしておりますが、収集回数等については、広域処理開始まで、できるだけ統一を目指します。</p>

分類		主な意見 質問	広域連合の考え方
ごみに関して全般	A5 ごみ処理費用 財政 (2件)	<p>・ごみ処理に係る経費削減 (民間へ収集から処理まで全て出す。広域化の最大のメリットは経費削減)</p> <p>保育園～小、中、高～大学との教育です。メーカーが当然リサイクルに徹しても”その人間のモラル”です。いつになっても罪を強めても最後に金に行き着きます。いつになっても”払えば・・・”という事になっているのではと。産業界にも研究費を出してやリ90%以上のリサイクルに努力に戴きたく願いますが・国民も又いろいろの会議に参加させて又参加し世の間に当たり前の事が出来るようにしたいものです。特に個人営業者”小食堂”のは人件費と言わず多に一般の人より努力していただきたく望みますが未までは特に持ち寄って地域の何かが世の中に生かせられたらと。</p> <p>・ごみだしについては、出来るだけ持っていけば受け入れて戴けるようなシステムにしてください。(分別は当然行いますが、いつでも出せる形がほしい)</p>	ご指摘のとおり 広域化により経費の削減に努めます。
	A6 生ごみ (14件)	<p>生ごみは出来るだけ各家庭で処理 (自然に燃やさない対応)。</p> <p>今やっているような、燃えるものと 残飯の類をなんでも燃焼する方法はCO2を減らすことに反する。残飯等は現在、立の間地区の農協の養豚からのし尿等の問題となっている件を併せて解決するようにしたら、費用もかなり減らせると思われますが(堆肥化)</p> <p>生ごみを焼却してしまうのではなく、市全体で堆肥化するシステムが出来たら素晴らしいと思います。その堆肥が市内の農業で利用されていったら、最高です。実際に、そのようなシステムを実現している町もあるそうです。本が出版されています。題名は「うろ覚え」なのですが、生ごみはよみがえる」ではなかったかと思えます。市民としての自負も生まれ、素晴らしい町づくりをしています。是非ご検討下さい。(大町北小のはちみつ文庫の中の一冊です。)</p> <p>4R運動を通して、知的財産を発見したり 生活の質が向上すれば、運がいいと思う すべて無責任な意見ですみません。生ごみを森林、稲作、畑、動物の(家畜の食べ物)の肥料にする。大町のプラント費用にする。大町自然農業生き物研究所を造る。研究努力の結果、大町に生まれた独創品になる。それを知的財産として特許を取る。又年に1回省エネコンテストを開く。エネルギー消費を確実に減らし、森林が増えると温暖化にも有効。</p> <p>家庭用ごみ(生)処理機(堆肥用)もよいかも、レンタルもよいです。</p> <p>生ごみは簡単に資源化(各家庭で)できます。</p> <p>生ごみの家庭内処理についてはもう一段の推進をお願いします。</p>	生ごみ処理については、各種の資源化技術がありますが、市村全域で生ごみの分別収集をする場合、収集コストの増加及び、生成した堆肥の安定的な利用先確保の問題があり、地域単位及び家庭内での資源化から徐々に普及させることが望ましいと考えています。なお、今後は技術革新や技術の開発等がめざましいことからより良い方法を検討していきます。

分類		主な意見・質問	広域連合の考え方
ごみに関して全般	A6 生ごみ (14件)	<p>冬の白馬村焼却施設が生ごみは異常といえる程多いのではないかと思われ、これをプラント設備を設置し養豚堆肥と混合して有機肥料を造る。今では地元の人があまりにも化学肥料使用で土壌を造る事により生ごみの再利用ができるのではないか。又スキー場の夏利用を考えるに四季を通じて花の育成を進める事で肥料の使用が大きく役立つのではないか、スキー客の減少でスキーのみではこれからは難しいのではないか。</p> <p>生ごみ 堆肥化。 生ごみ処理機は補助金は出している市町村もあるが、思い切って無料で配付するくらいがいいかも、一度でなく年々増やす。 生ごみの堆肥化を考えて見てはどうでしょうか。出来た堆肥は「新市」となる両村は農業をターゲットにするとう用の道は開けると思います。 ごみの焼却の削減のため、生ごみは自宅の庭のコンポスターに入れていますが、冬は雪のため使えません。電動の処理機を購入すべきか迷っています。(高価だし、電気という資源が必要なので)。栃木県塩谷郡高根沢町ではとうもろこしやじゃがいもからつくられた「生分解製プラスチック100%」の生ごみ用の袋を住民に買ってもらい、その袋に入れた生ごみは堆肥として再生され、希望者には無料で配っています。戸隠村でも村の生ごみを集めて堆肥化していると聞きます。北アルプス広域連合でもそのように堆肥化することは無理でしょうか？</p> <p>生ごみは出来るだけ自分の家で肥料にすべきである。生ごみ処理機などを利用して畑や植木にやれば半減すると思う 生ごみの分別、収集と資源化(堆肥化、エネルギー化)等も考えて下さい。</p>	<p>生ごみ処理については、各種の資源化技術がありますが、市村全域で生ごみの分別収集をする場合、収集コストの増加及び、生成した堆肥の安定的な利用先確保の問題があり、地域単位及び家庭内での資源化から徐々に普及させることが望ましいと考えています。なお、今後は技術革新や技術の開発等がめざましいことからより良い方法を検討していきます。</p>
	A7 観光ごみ (0件)		
	A8 包装(レジ袋、トレイ等) (3件)	<p>・買い物をするときは入れ物(袋など)を持参する運動を積極的に。 ・事業所(特にスーパー)でのトレイ及びラップ包装の廃止(特に野菜、果物)アメリカなどではやっていない。 ・環境対策の進んでいる国では、スーパーのレジ袋を有料にしています。無駄な食品のトレイや過剰包装も減らせないものでしょうか。塩ビのラップは燃やした時にダイオキシンを発生するといえます。</p>	<p>レジ袋やトレイ等の削減については、小売店の協力を得て徐々に実現していますが、引き続きその要望を継続します。住民の皆さんも、これらをできるだけ減らせるようご協力をお願いします。</p>
	A9 不法投棄 (2件)	<p>・不法投棄の取りしめ方の強化をお願いします。小型トラックやバンによる廃棄物積載車両が山道へ入っていくのを時々見かけます。 ・ごみの不法投棄防止(現状を考えるとかなり厳しい、条例など、罰則の制定が必要)ごみのない美しい町を目指して市民ひとりひとりが参加し意識を共有できるような営みが必要。</p>	<p>不法投棄問題については、各市村での監視強化に努めますので、住民の皆様もご協力をお願いします。</p>

分類		主な意見 質問	広域連合の考え方	
ごみに関して全般	A10	ポイ捨て (1件)	・ごみのポイ捨てを減らすことで、防犯にも役立つ。環境美化にもなる。	ポイ捨ての増加は地域の美観を損ねるなど、重要な問題です。一人ひとりの意識の高揚が大切です。各市村での啓蒙活動の推進を図ります。
	A11	ごみ排出マナー (1件)	・軽トラでごみを搬送して行く場合、風等でナイロン袋や箱、トレー等を道路に落として行くのをよく見かけます。ごみを持ち込む場合は、シートをかけて行くことを義務付けたいと思います。市販のシートでも小谷や白馬等と印刷されたシートを購入し、それにかけて持っていくという方法かと思っています。	ごみの直接搬入方法は、各市村での指導強化を図ります。
	A12	住民サービス 住民負担 (1件)	・ごみ収集等サービス向上 (民間へ出せば必ず良くなる)	広域化による住民サービスの向上に努めます。
	A13	ごみ袋 (2件)	・プラスチックごみ用の袋がありません。一番かさばる夏期は大変です。油を洗剤で洗い、乾かしてプラスチックごみに出すのは、かえって水を汚染している事にはなりませんか？国はプラスチックごみは燃やす事にきめたそうです。長期計画をきちんとたててください。 ・ごみのリサイクルを方針としたごみの計画なのに新品のまだ1度も使用された事のないビニール袋をただ燃やすためだけに、又は処分場に運ぶためだけに使い捨てにされる事に大きな問題を感じます。大町市で使用される袋の枚数は年間150万枚と聞きます。いったんビニール袋の(ただごみになるビニール袋)重量はどれくらいになるのでしょうか。そんなところからもごみ減量を考えて欲しいと思います。	従来の排出方法では、分別の徹底、事故等が多いため、現行の指定袋により排出者や収集運搬の利便をも考慮したものであるため、住民の皆さんのご理解をお願いいたします。
リサイクル	B1	リサイクル全般 (3件)	・ビニール製品をなくす(消費者よりの提言として出来るだけリサイクル出来る物を利用してもらう)。究極の目標はリサイクル100%です。基本計画案の目標は甘いという感じですが、地域特性を考えるとやむをえないところですが、処理量がある規模以上ないとコストメリットが生じないので難しいところです。 ・プラスチック、紙等は自分の家ではどうにもならないので、役場で回収して多量に資源化をやって頂きたい。	リサイクルについては徐々にではありますが、住民の皆さんに浸透しつつあります。先進事例も研究しながら一層の浸透に努めます。
	B2	ごみの分別 (6件)	・生ごみ分別収集をして、リサイクル施設の整備して肥料等にして使用農家では直接堆肥を作って使用する。 ・ごみ排出について、ただいま、市の行政で認可された家庭(病气、高齢等)は分別せず出してよいシール等を出していますが、これはおかしいと思います。どんな方でも分別はできるはず(ヘルパーさんが来ている方の所もあります)。 ・上質古紙回収の徹底 ・缶・ビンも現在より分けずればよりリサイクル化し、経費の削減につながりはないかと思えます。 ・広域によって分別方法が違ってきます。分別の意識をもってもらった為にも、統一して、再度広報してほしい。	分別方法は、各市村で一部異なっているところもありますが、広域化により統一化を目指します。住民への説明会を各市村において実施し、合わせて高齢者・障害者への配慮についても検討します。

分類		主な意見・質問	広域連合の考え方	
リサイクル	B3	回収ボックスの利用 (0件)		
	B4	デポジット制度 (0件)		
重要 施策等	C1	情報公開 (2件)	<p>・閲覧に1時間ほどかかりました。複数の閲覧希望者が集まった何時間も待たされることとなりますが、資料は複数置いてあるのでしょうか。電話でも申し上げましたが、閲覧の日数があまりにも少なくこれでは、十分に考えることができません。最低1ヶ月は必要です。これではせっかくの「住民意見提出」が活きません。</p> <p>・ホームページに掲載も結構ですが、年寄りはお手上げです。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、感謝申し上げます。今後、皆様の意見をさらに取り入れごみ行政の運営への参考とさせていただきます。</p>
	C2	環境教育 (2件)	<p>・教育に力を入れることを考えてみてください。特に学校教育から、長い目で見て整えていただけたらどうでしょうか。</p> <p>・学校で子供のときからみたビデオなどを見せて環境保護の精神を植えつけてほしいと思います。</p>	<p>環境教育は、長期的に見た場合、ごみの減量化・資源化に大きな影響を与えると考えています。各市村(教育委員会等)での環境教育の推進に努めます。</p>
	C3	啓発活動 (3件)	<p>・行政の指導が細かいところまで又行き届かない感があります。広域化は努力の結果次第だと思います。</p> <p>・過剰包装は行政から買う住民に対してもっと指導が必要と思われる。</p> <p>・説明会には、実際に分別するであろう人(主婦など)はあまり参加しませんので、各家庭に分別冊子が届くようにしてください。</p>	<p>各市村おける広報誌、行政無線等による啓発活動の強化に努めます。</p>
	C4	企業に対して (6件)	<p>・スーパーマーケット、小売業者に過剰包装の抑制する。利用者は買わない。又販売できないよう</p> <p>・店側ではポリ袋(ビニール)等を用意しないようにする。</p> <p>・清涼飲料水等の容器(パック、缶、ガラスなど)類の軽量化等を企業側に強く要望する運動を展開する。</p> <p>・私はポリのラップを買うようにしていますが、企業が作らない、売らないように出来ないもののでしょうか。</p> <p>・消費者だけではなく、商品を守る側もゴミを減らすよう過剰な包装はさけてほしい。(プラスチックトレイなど)</p> <p>・特にペットボトルが増えてきているなかフタなど処理しやすいように開発しリサイクルが出来るようにしてほしい。</p>	<p>企業に対して、拡大生産者責任としての役割と責任を果たすよう国・県を通じて要請します。</p>

分類	主な意見・質問	広域連合の考え方
重要施策等 C5 意識改革 (6件)	<p>・リユース、リサイクルについてはもう少し各家庭が努力する必要があるように思います。</p> <p>・住民の意識改革が最も重要かつ難しい課題です。その為には目標・目的の共有と具体的な数値化及び達成状況の住民への報告は大事です。目標値は各地区別(市町村=現在の行政区分)にも必要です。達成感を住民と共有しなければ成功しません。</p> <p>・会社等のごみの出し方も、コンビニ弁当等がめちゃくちゃに入って出しています。大町市から出るごみは全部一緒です。きちんと分別して資源化したリ、皆が意識を高めないと減量化はできません。ですから特別・特例はやめていただきたいです。</p> <p>・ごみの減量に努めているつもりです。でも月に1度の資源ごみの日には私の住む17戸の内毎回出しに行く家はたったの4~5戸(決まった家だけ)その変り燃えるごみの日は新聞紙で隠されたごみが以前より先のごく増えました。でも業者の方はちゃんと持って行ってくれます。行政はまじめに、減量に取り組んでいるものにはもっともっとと…。別に難しいことではないのですがやっていない家についてはどう対処するのですか?リサイクルは何年も経っているのにこれっておかしい!!粗大ごみを施設へ持ち込めず不便すぎです。</p> <p>・住民の意識改革教育、分別の徹底。未だにナイロン、紙等ドラム缶や野良で燃やしている人を見かける。</p> <p>・ごみに対する意識改革を徹底することが最重要。特に住民の考え方は他力本願で、行政や事業者へ頼り過ぎている。自らが率先して4R等の行動をとれるような意識づけの場を増やさないと施設を新しくしたり、新たな資源物を検討しても意味がないと思います。</p>	<p>連合、各市村の広報誌、行政無線・有線等による情報発信など各市村と協力し、意識改革がなされるよう努めます。</p> <p>そのために、受益者負担等有料化もやむをえないと思われる。</p>
C6 パートナシップ (1件)	<p>・フリーマーケットサークルスウィップの代表をしています。今年は文化会館前庭をおかりして、3回、フリーマーケットを開催し、主に子育て中のお母さん方に喜んでもらっています。出店されるお母さん方にも、近くというと、出店料が安いという、主催者が同じ子育て中のお母さん達であるということなどから毎回、募集枠を超えた申し込みがあります。もちろん安く子供用品が手に入るとお客さんサイトの評判もいいです。リデュース、リユースの視点からも、この活動を続けていきたいと考えています。できることなら行政との「協働」という形で楽しみながら、ごみの減量化、ごみの有効利用ができればと考えています。</p>	<p>基本計画では、住民・事業者・行政の役割分担に応じた行動が、特に重要であることから、主体別の取り組みを明確に謳っています。これによる取り組みを積極的に行ってまいります。</p>

分類		主な意見 質問	広域連合の考え方
ごみ処理広域化関連	D1	ごみ処理広域化 (6件)	ごみ処理広域化には、デメリットも存在しますが、これらできるだけ軽減化させることにより、ごみ処理広域化はメリットがあると考えられます。基本計画での比較検討、資料等をご覧の上、広域化推進にご理解をお願いします。
	D2	検討委員会 (2件)	貴重なご意見をいただきありがとうございます。今後、必要に応じ検討していきます。
	D3	施設整備全般 (9件)	今後策定する施設基本計画に生かしてまいります。 現在、関係市村において検討を進めております。
	D4	中間処理方式 (2件)	平成13年4月1日に行われたの廃棄物処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、野焼きは原則禁じられております。各市村の指定袋による排出の徹底を図ってまいりたいと思いますのでご協力をお願いします。

分類		主な意見 質問	広域連合の考え方	
ごみ処理 広域化 関連	D5	施設規模 (0件)		
	D6	建設場所 (2件)	<p>全体からみると、ゴミの収集運搬する距離が長くなる事が予想されます。各市村から同じくらいの距離で運べる場所に施設建設は出来ないものでしょうか。</p> <p>・ゴミの問題は、処理施設の建設地が最大の住民の関心事だと思います。特に建設予定地の候補になりそうな場合には、しっかりとした情報提供を、お願いしたい。</p>	<p>収集運搬コスト維持管理・アクセスの面からも、より効率的な場所及び施設整備に努ると共に情報提供についても配慮します。</p>
	D7	施設の運営方法 (1件)	<p>・基本構想は全国的一律の考え方であり、それより当地域は特別豪雪地であり現状の施設の方向性と今後の財政面、特に維持管理を含めた事業方式を公設かPFI方式か基本構想には無理であれば別の印刷物で住民に知らせる事が第一条件ではありはしないか。私は心配である。第1回の意見書を提出したが、その回答なし、意見を取りまとめた内容を拝見しても私共の意見が記入されていない。不安である。</p>	<p>事業方式については、次年度予定している施設基本計画で検討します。</p>
	D8	エネルギーの有効 利用方法 (2件)	<p>・単に焼くだけでなく、燃料化にしたら・・・？ 白馬村民だが、村内には天然温泉がある。が松本への道路脇にある公共風呂をみていると通りすがりの人も多いと聞く、天然の方が全然良いのは百も承知の上での提言。</p> <p>・ごみ処理熱を使って何か出来たらいいと思います。例えば、松本市のような処理熱を使い温水プールにするなど、そのプール使用料の売上げをごみ処理費用にあてるなど・・・。私は子供の遊び場を増やしてあげたいです。ゆーぶる木崎もあるけど少し遠すぎて・・・。</p>	<p>エネルギーの有効利用など広域化のメリットを生かした効率的なごみ処理システムの運用に努めます。</p>

	分類	主な意見・質問	広域連合の考え方
ごみ処理広域化関連	D9 基本計画案全般 (5件)	<p>内容について、全体として、何を、なぜ、どうしたいかをもう少し明確にする必要があります。</p> <p>(p 42) 区域内ごみ処理を前提としたごみ処理」とごみ処理の広域化」の関係が今ひとつ明確ではないと思われます。</p> <p>(p 46) 「住民(その他)の役割」以下の文章表現を再考する必要があります。「ます」「します」は、誰が「する」を意味するのですか?たとえば、「買わない意識の定着を図る」主体は住民ですか?原案は、「定着するように行政が住民に働きかける」のようにも読めます。責任主体が住民だとすれば、これだけで「住民意見提出」を実施して基本方針を周知徹底する必要があります。</p> <p>・ごみ減量化施策の推進と資源化の推進について特に検討していただき、より良い基本計画作成をお願いいたします。(具体的意見と云われても勉強不足で回答が出来ませんのでお願いいたします。)</p> <p>・ごみ問題は環境全般に関わる問題です。今の案では、処理ばかり重点がおかれているように感じました。4Rの発生抑制を1番に考えていく事が大切だと思います。出口でなく入り口を制限、意識改革していかないと、ごみ袋代を取れば、ごみの量が減ると本当に考えているのですか?どの自治体も、有料にした時、一時的に減ってもすぐに増え続けている事を担当者は、知っているはずですが、そして不法投棄が増える事も、住民にごまかさないうで、情報公開し、知恵を出し合い、協力し合えるシステムを是非作ってください。一部の関心のある人だけが頑張るのではなく、普通の人々が普通に暮らして、それが環境にも優しい暮らし方になる仕組みを作る事が大切だと思うのですが、長野市には、「環境パートナーシップ会議」という集まりがあり、色々な活動の中の一つに食品トレー削減への取り組み等がされています。小さい事ですが、ごみになる物だけを出来るだけ、作らない、売らない、買わない、持ち帰らない、為のシステムで、発生抑制の1つです。リサイクルの矛盾点、なんでもリサイクルすれば良いという考えは資源の無駄遣いをしている事も住民に知らせていくべきです。たとえ立派な計画書が出来ても絵に描いた餅にならない為に、大町市でも大切な環境を守る為に、三者(住民、事業者、行政)が対等に協働していける場をこの機会に作ってください。</p> <p>計画としては全体的によく出来ていると思う。詳細な部分等、これからが大変である。なるべく住民の意見を反映出来るように進めて下さい。</p> <p>基本構想と重複する部分を削除もしくは簡便に記載し、スリム化した方が良いと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり計画に反映いたします。</p> <p>P46からP48までの排出抑制計画での主体はそれぞれ住民、事業者、行政です。なお、「過剰包装・使い捨て商品の抑制」はご指摘を踏まえ、「買い物に行く際には買い物袋を持参し、過剰包装を断るとともに、使い捨て製品や無駄な物の購入を抑制し、「ごみを買わない意識」を持つようにします。」とします。</p>

# 北アルプス広域連合 ごみ処理広域化に係る提言書

平成17年3月11日

北アルプス広域連合  
広域連合長 腰原 愛正 様

ごみ処理広域化基本計画検討委員会  
委員長 松岡 英子

## 北アルプス広域連合 ごみ処理広域化基本計画の策定について

平成16年7月30日付けで依頼のありました「北アルプス広域連合 ごみ処理広域化基本計画」策定について、7回にわたり検討委員会を開催し、多方面からの検討を行った結果、以下のとおりの結論が得られたので提言いたします。

### 1. 基本計画の対象区域

基本計画の対象区域は、大町市、八坂村、美麻村、白馬村、小谷村の行政区域全域とされたい。ただし、施策の推進にあたっては、関係法令や適正なごみ処理の観点などから、さらに広域的な対応も視野に入れ、他の地方公共団体や関係機関等との連携・協力を図ることとされたい。

### 2. 計画期間

基本計画の期間は、長期的展望に立ってごみ処理広域化を計画的に進める必要があることや、大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画の計画目標年度を勘案し、平成17年度から平成29年度までとされたい。

なお、ごみの広域処理を平成22年度より開始することを目標とされたい。

### 3. 対象とする廃棄物

対象区域から発生する家庭系および事業系一般廃棄物（ごみ）を対象とされたい。

### 4. ごみ処理の現状と課題

ごみ処理の現状と課題については次に挙げるとおりであるため、課題を克服すべき施策を実施されたい。

(1) 排出抑制の面からみた課題

対象区域全体として、ごみ量は増加傾向にあるため、広域化にあたっては、対象区域の構成市村ごとに排出抑制対策を重視されたい。

(2) 資源化の面からみた課題

対象区域における資源化率はそれぞれ全国でも高いレベルにあるが、広域化にあたっては、対象区域全体としての資源化施策を推進していくことが重要である。また、広域的な資源化に向け、対象区域の構成市村ごとに異なる分別品目をどのように統一するかを検討されたい。

(3) 収集運搬の面からみた課題

ごみ処理の広域化により、処理施設が集約化されるが、運搬距離が長くなるため、収集運搬にかかる負担が大きくなることが考えられる。また、直接搬入ごみが非常に多い地域であるため、自治体が負担する収集運搬経費だけでなく、直接搬入ごみに伴う経費についてもできるだけ削減できるような対策を検討されたい。

(4) 中間処理の面からみた課題

現在、ごみ焼却施設は対象区域内に2箇所あり、いずれもダイオキシン類対策を完了しているが、稼働から15年以上経過しており、また、未補修箇所の一部には老朽化の傾向も見られる。また、八坂村は長野市にごみ処理を委託している状況である。

このような状況から、将来的には新たなごみ処理施設整備に向け、検討を進められたい。

(5) 最終処分の面からみた課題

現在、対象区域で最終処分場を有しているのは大町市のみとなっている状況である。広域化にあたっては、最終処分をどのように行うかについて検討を進めるとともに、県で行われている広域最終処分場の整備に向けての検討との整合を取りながら計画されたい。

(6) その他の課題

ごみ処理施策の実施にあたっては、事業系ごみ対策、ごみ処理費用の削減、不法投棄対策の充実、普及・啓発の強化などについても加味しながら検討を進められたい。

## 5. 生ごみ処理の考え方

生ごみは、当面広域での統一処理は行わず、各市村にて適正処理の推進を図られたい。

できるだけごみ量を減らす努力をするという点で、生ごみの資源化は有効であり、地域単位での資源化、行政単位での資源化、様々な方法を検討し、実施すべきである。

なお、生ごみ処理のシステムは、技術革新が目覚ましいことから統一処理を含めて引き続き検討を進められたい。

## 6. 広域処理システムの考え方

本広域におけるごみ処理システムとしては、可燃ごみ、不燃物、資源物の広域処理を行う事が望ましい。なお、特に住民の利便性を図ることを検討されたい。

## 7. 事業方式について

主な事業方式として、公設公営方式、公設民営方式、PFI方式などがあるが、本検討委員会では十分な検討が出来なかったため、今後、対象区域のごみ処理にふさわしい事業方式を決定されたい。

## 8. ごみ処理広域化の基本理念

ごみ処理広域化にあたっては、大きな目的である環境負荷の低減を目指すとともに、減量化、資源化を推進することにより循環型社会の構築を目指すことが重要である。そこで、対象区域では、環境負荷低減を目指した循環型社会を構築することを理念として掲げ、この実現に向けたごみ処理システムを作り上げる必要がある。そこで、

**『環境負荷低減を目指した循環型社会を構築する。』**

をごみ処理広域化の基本理念とし、この実現に向けた処理システムを作られたい。

## 9. ごみ処理広域化推進のための基本方針

ごみ処理広域化の基本理念を達成するためには、1市4村がそれぞれの役割を果たすとともに、住民や事業者にも働きかける必要がある。

については、ごみ処理広域化基本計画の策定にあたり、次の4項目を基本方針とし、各種施策を検討されたい。

4R (Refuse、Reduce、Reuse、Recycle) を前提としたごみ処理システムの構築  
環境負荷を低減するごみ処理システムの構築  
対象区域内処理を前提としたごみ処理システムの構築  
効率的なごみ処理システムを運用

## 10. ごみ処理広域化の目標

基本方針に基づく施策の目標を明確にするという観点から、達成すべき数値目標を設定されたい。

### (1) ごみ総排出量の削減目標

国においては、「平成22年度の総排出量を平成9年度実績に対して5%削減する。」という目標を設定している。ただし、対象区域においては、人口減の影響もあり、既に平成15年度現在で5%削減を達成している。この現状と今後の排出抑制施策の効果を踏まえ、平成22年度は、平成9年度に比べ、総排出量を少なくとも15%削減されたい。

### (2) 資源化率の達成目標

国におけるリサイクル率の達成目標は、「平成22年度において資源化率24%を達成する。」となっている。これを踏まえ、本計画においても平成22年度は、少なくとも資源化率24%を達成されたい。

### (3) 最終処分量の削減目標

国による最終処分量の減量目標は、「平成22年度の最終処分量を平成9年度実績に

対して半分に削減する。」となっているが、本計画においては新しいごみ処理システムの導入も考慮し、平成 22 年度は、平成 9 年度に比べ、最終処分量を半分以下に削減されたい。

## 1 1 . ごみ処理広域化基本計画の策定にあたり特に重視すべき施策について

ごみ処理広域化基本計画の施策の検討にあたっては、以下の点に留意されたい。

### (1) 排出抑制計画

ごみ処理を考える上で、ごみの減量化が一番重要な問題である。排出抑制施策については、構成市村において実施されるが、ごみ処理広域化に向けても重要事項であるため、本計画においても十分留意されたい。

### (2) 資源化計画

排出されたごみの資源化を円滑に進めるために、適正な分別を行うとともに、リサイクル可能なものとして排出された資源物を有効利用できるような受け皿づくりをはじめ、体系化されたシステムの確立に努められたい。なお、実施にあたっては住民や事業者の理解と協力が得られる資源化施策を実施することは言うまでもない。

### (3) 収集運搬計画

安定かつ効率的な収集・運搬体制を整備するとともに、連合内の環境美化、ごみ出しルール違反の防止を推進することにより、住民生活の向上を図られたい。

### (4) 中間処理計画

ごみや資源物の中間処理は、長期安定的に行うことが求められる。したがって、長期的な視点から環境負荷の低減が図られ、かつ経済的な中間処理方式について検討されたい。

### (5) 最終処分計画

中間処理後に発生する資源化できない残さは適正に処分する必要がある。処理施設基本計画策定の際には、対象区域全体から発生する最終処分量を削減する方式を導入されたい。

### (6) 施策推進計画

ごみ処理広域化に向けた施策を円滑に進めるため、市村との緊密な連携を図り、地域住民の理解と協力を得、官民一体となった施策の推進に努められたい。

## 1 2 . ごみ処理広域化に向けて

対象区域では、ごみの広域処理を平成 22 年度より開始することを目標とされたい。なお、広域処理の実施までには、長期間にわたり、様々な手続きを踏まえる必要があるため、住民の理解を得ながら、確実に推進されたい。

## 1 3 . 適地選定について

建設地の最終決定は、北アルプス広域連合に一任するが、選定作業にあたっては透明性が重要であることから、選定経過を含めて公表し、住民の理解を得ながら実施されたい。

以上

## ごみ処理広域化基本計画検討委員会 委員名簿

職 名	所 属	氏 名
委員長 (学識経験者)	信州大学教授	松 岡 英 子
副委員長 (住民団体)	大町市連合自治会	塚 田 文 善
委員 (学識経験者)	信州大学助教授	松 本 明 人
委員 (公募委員)	大町市	宮 脇 千 絵
委員 (公募委員)	八坂村	仁 科 宰知代
委員 (事業者団体)	大北リサイクル事業協同組合	平 田 幸 一
委員 (事業者団体)	白馬村観光局商工産業部	丸 山 敏 夫
委員 (住民団体)	大町市女性団体連絡協議会	川 上 節 子
委員 (住民団体)	大町市農具川環境美化委員会	猪 又 毅
委員 (住民団体)	八坂村連合衛生組合	小 林 英 樹
委員 (住民団体)	美麻村	宮 沢 華佐夫
委員 (住民団体)	白馬村衛生組合	山 本 方 俊
委員 (住民団体)	白馬村消費者の会	丸 山 みすず
委員 (住民団体)	小谷村コープ倶楽部「ヨラッテ」	森 田 澄 子
委員 (行政委員)	大町市助役	北 沢 成 行
委員 (行政委員)	白馬村助役	松 沢 宗 昭

敬称略

事務局：北アルプス広域連合 ごみ処理広域化推進係

## ごみ処理広域化基本計画検討委員会 開催経過

回数	開催日	議題内容
第1回	平成16年7月30日	ごみ処理広域化基本計画策定について ごみ処理広域化基本構想について アンケート調査について
第2回	平成16年8月30日	ごみ処理広域化に向けた課題の整理とその改善策について アンケート調査について
ごみ処理 住民意識 アンケート調査	平成16年8月10日 ～ 平成16年9月6日	回収数 697通
第3回	平成16年10月5日	アンケート調査報告について ごみ処理広域化の目標 ごみ処理システムの検討
施設視察	平成16年11月2日	大町市環境プラント
第4回	平成16年11月2日	アンケート調査報告について（追加報告） 委員意見への回答について ごみ処理システムの検討 ごみ処理広域化の目標 シンポジウムについて
第5回	平成16年12月6日	報告書（案）について パブリックコメント実施について シンポジウムについて2
シンポジウム	平成16年12月12日	「ごみ処理広域化について考える」 参加人員 100名 意見数：53件
パブリックコ メントの実施	平成16年12月20日 ～ 平成17年1月17日	意見数：62件
第6回	平成17年1月20日	シンポジウム結果について パブリックコメントへの対応について 報告書（修正案）について
第7回	平成17年3月11日	報告書（修正案）について2 提言書（案）について 広域連合長に提言

---

ごみ処理広域化基本計画  
(平成16年度)

---

発行日 平成17年3月31日  
発行 北アルプス広域連合  
編集 ごみ処理広域化推進係  
〒398-0002 大町市大字大町1058番地33  
0261-22-6764  
調査 日本技術開発株式会社 東京支社  
〒164-8601 東京都中野区本町5-33-11  
03-5341-5147